

家畜共済事務取扱要領

農林水産省経営局長通知

制 定：平成 30 年 10 月 2 日付け 30 経営第 1400 号
一部改正：平成 30 年 12 月 18 日付け 30 経営第 2080 号
一部改正：平成 31 年 1 月 10 日付け 30 経営第 2228 号
一部改正：平成 31 年 3 月 20 日付け 30 経営第 2973 号
一部改正：令和元年 5 月 24 日付け元経営第 194 号
一部改正：令和元年 11 月 12 日付け元経営第 1609 号
一部改正：令和 2 年 2 月 5 日付け元経営第 2448 号
一部改正：令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 3122 号
一部改正：令和 2 年 7 月 1 日付け 2 経営第 933 号
一部改正：令和 2 年 12 月 25 日付け 2 経営第 2427 号
一部改正：令和 3 年 1 月 15 日付け 2 経営第 2491 号
一部改正：令和 4 年 7 月 7 日付け 4 経営第 981 号
一部改正：令和 5 年 3 月 6 日付け 4 経営第 2723 号
一部改正：令和 5 年 7 月 27 日付け 5 経営第 1037 号
一部改正：令和 6 年 3 月 25 日付け 5 経営第 2976 号
一部改正：令和 6 年 7 月 8 日付け 6 経営第 904 号
一部改正：令和 7 年 3 月 26 日付け 6 経営第 3110 号
一部改正：令和 7 年 7 月 28 日付け 7 経営第 916 号
一部改正：令和 8 年 3 月 24 日付け 7 経営第 2963 号

【略語とその定義一覧】

	略 語	定 義
あ行	育成牛	育成・肥育牛に属する牛のうち、肥育牛以外のもの
	育成馬	育成・肥育馬に属する馬のうち、肥育馬以外のもの
	一般事故	特定事故以外の死廃事故
	牛トレサ法	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）
	牛の胎児	その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日に達した胎児
	牛の胎児等	牛の胎児又は出生後 1 週間以内の子牛
か行	画像	静止画又は動画
	家畜共済	死亡廃用共済及び疾病傷害共済
	家畜共済診療点数表	規則第 117 条第 1 項及び第 166 条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数及び診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用のうち診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数
	家畜共済損害認定準則	家畜共済損害認定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日付け農林水産省告示第 642 号）
	家畜診療所	農業共済団体等の家畜診療所
	家畜通常責任共済金額	施行令第 38 条第 1 項の家畜通常責任共済金額
	家畜通常責任保険金額	施行令第 32 条第 1 項の家畜通常責任保険金額
	患畜	家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 2 項の患畜。と殺又は殺処分されたものにあつては同法第 17 条又は第 20 条（これらの規定を同法第 62 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定によるもの
	疑似患畜	家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 2 項の疑似患畜。と殺又は殺処分されたものにあつては同法第 17 条又は第 20 条（これらの規定を同法第 62 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定によるもの
	基準共済掛金率	法第 144 条第 1 項又は第 2 項の基準共済掛金率
	規則	農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）
	共済価額設定準則	死亡廃用共済共済価額設定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日付け農林水産省告示 644 号）
	組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は全国連合会
	組合員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行

		う市町村との間に共済関係の存する者
	月齢	出生した日の応当日を迎えるごとに月齢が1月加算される満月齢
	交雑種	乳牛と肉牛の交配により出生した牛
	子牛	成牛以外の牛
	子牛等	子牛及び牛の胎児
	国庫負担限度額	法第12条の農林水産大臣の定める額
さ行	3段階制	市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、さらに、農業共済組合連合会の負う保険責任の一定部分を政府の再保険に付している場合をいう
	施行令	農業保険法施行令（平成29年政令第263号）
	死廃共済金	死亡廃用共済に係る共済金
	死廃事故	死亡廃用共済に係る共済事故
	死廃事故診断書	死廃事故診断書（検案書）（様式例9）又は当該様式に定める事項が記載された診断書（検案書）
	獣医職員	農業共済団体等の職員のうち、獣医師資格を有する職員
	種雄牛、種雄馬	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の規定による種畜証明書の交付を受けているもの
	初生牛	出生の日から10日目までの牛
	書面	紙媒体の文書
	書類	書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）
	成牛	出生後第5月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その日）を経過した牛
	全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
た行	待期間	家畜に係る共済責任の始まった日から2週間以内
	代理受領委任状	病傷事故に係る共済金の代理受領を指定獣医師に委任するために組合員等が作成する委任状
	短期係数	短期係数＝共済掛金期間（月数）／12か月 （注1）共済掛金期間（月数）の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。 （注2）群単位肉豚にあつては、短期係数＝1とする。
	特定組合	法第73条第4項に規定する農業共済組合
	特定組合等	特定組合又は全国連合会
	特定損害防止事業	法附則第3条第1項の規定によって農林水産大臣の定める特定の疾病による損害を防止するため、農林水産大臣の承認を受

		けて連合会等がする法第 126 条（法第 172 条において準用する場合も含む。）の規定による指示に基づくもの
	と畜後廃用事故	牛伝染性リンパ腫又は B S E に係る廃用事故のうち、と畜場で牛伝染性リンパ腫又は B S E と診断されたもの
	都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
	トレサ情報	牛トレサ法に基づく牛個体識別台帳の情報
な行	2 段階制	特定組合等が負う共済責任の一定部分を政府の保険に付している場合をいう
	乳牛	ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種の牛
	農業共済組合	市町村を区域とする組合及び各都道府県を区域とする特定組合
	農業共済団体等	農業共済組合及び農業共済組合連合会並びに共済事業を行う市町村
は行	繁殖関係書類	組合員等が備える授精（種付・移植）証明書、種付台帳、妊娠鑑定書等
	肥育牛	育成・肥育牛のうち、肥育（専ら肉量の増加及び肉質の向上を図ることを目的として飼養することをいう。）の対象となるもの
	B S E	牛伝達性海綿状脳症
	病傷共済金	疾病傷害共済に係る共済金
	病傷事故	疾病傷害共済に係る共済事故
	病傷事故診断書等	共済金請求のために提出された診断書（家畜診療所及び嘱託獣医師が診療した場合はカルテ）及び関係資料
	法	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）
ま行	素牛	肥育又は繁殖用の牛として育成された牛

目次

第1章 通則.....	8
第1節 目的.....	8
第2節 共済目的.....	8
第1款 共済目的.....	8
第2款 子牛等を共済目的とすることの申出.....	9
第3節 共済事故.....	9
第1款 死亡廃用共済の共済事故.....	9
第2款 疾病傷害共済の共済事故.....	13
第3款 共済事故の一部除外.....	15
第4節 加入資格者.....	17
第5節 共済関係等の成立等.....	17
第1款 共済関係の成立.....	17
第2款 個別共済関係の消滅.....	21
第3款 共済関係の存続.....	21
第4款 共済関係に関する権利義務の承継.....	21
第5款 保険関係の成立.....	22
第6節 共済責任及び共済掛金期間.....	22
第1款 共済責任の開始.....	22
第2款 共済掛金期間.....	23
第3款 共済掛金期間の継続.....	23
第7節 共済価額及び共済金額.....	23
第1款 共済価額.....	23
第2款 家畜の価額の評価方法.....	27
第3款 共済金額.....	30
第4款 異動通知.....	31
第5款 包括共済関係に係る共済金額等の変更.....	31
第8節 共済掛金等.....	33
第1款 共済掛金.....	33
第2款 共済掛金率.....	34
第3款 共済掛金区分.....	34
第4款 共済掛金の国庫負担.....	36
第5款 事務費賦課金.....	38
第6款 組合員等負担共済掛金等の払込み.....	38
第9節 共済掛金等に関する権利の消滅時効.....	42
第10節 共済掛金等の相殺の制限.....	42
第11節 損害防止及び調査.....	42
第12節 共済金.....	43

第1款	死亡廃用共済	43
第2款	廃用家畜の基準額	45
第3款	死廃事故に係る共済金支払限度額	48
第4款	疾病傷害共済	50
第13節	死亡廃用共済における共済掛金等の期末調整	51
第1款	共済掛金期間中に共済価額の変更がない場合	51
第2款	共済掛金期間中に共済価額の変更があった場合	52
第14節	死亡廃用共済における共済金の期末調整	55
第15節	免責	56
第1款	組合等による免責	56
第2款	都道府県連合会の免責事由	60
第3款	組合員等への説明	60
第16節	危険の減少	60
第17節	共済関係の無効等	61
第1款	共済関係の無効等	61
第2款	保険関係の無効等	61
第3款	共済関係の解除	62
第18節	第三者に対する権利の取得	63
第19節	業務の委託	63
第20節	他人の家畜を家畜共済に付したときの共済金の請求権	63
第21節	保険関係の協議等	64
第22節	責任準備金	65
第23節	家畜診療所	66
農業共済団体等家畜診療所運営規則（例）		68
第24節	嘱託及び指定獣医師	72
嘱託・指定契約書（例）		77
第25節	損害評価会及び損害評価員	81
第2章	引受け	84
第1節	組合等の引受けに関する事務処理	84
第2節	都道府県連合会の引受けに関する事務処理	90
第3章	損害認定	92
第1節	死亡廃用共済	92
第1款	死廃事故の発生通知	92
第2款	損害確認及び損害認定（3段階制）	94
第3款	損害確認及び損害認定（2段階制）	103
第2節	疾病傷害共済	105
第1款	病傷事故の発生通知、共済金の請求	105
第2款	審査及び損害認定（3段階制）	106
第3款	審査及び損害認定（2段階制）	110

第4款	共済金の再審査請求	111
第5款	現地確認調査	111
第3節	家畜共済事故病類別表	113
第4節	家畜共済の病傷事故給付基準	140
第4章	肉豚共済	148
第1節	通則	148
第1款	目的	148
第2款	共済目的	148
第3款	共済事故	149
第4款	加入資格者	150
第5款	共済関係等の成立等	150
第6款	共済責任及び共済掛金期間	151
第7款	共済価額及び共済金額	151
第8款	共済掛金等	153
第9款	共済掛金等に関する権利の消滅時効	155
第10款	共済掛金等の相殺の制限	155
第11款	損害防止及び調査	155
第12款	共済金	155
第13款	免責	156
第14款	危険の減少	157
第15款	共済関係の無効等	157
第16款	第三者に対する権利の取得	157
第17款	業務の委託	157
第18款	他人の家畜を家畜共済に付したときの共済金の請求権	157
第19款	責任準備金	158
第20款	損害評価会及び損害評価員	158
第2節	引受け	159
第1款	組合等の引受けに関する事務処理	159
第2款	都道府県連合会の引受けに関する事務処理	161
第3節	損害認定	161
第1款	死亡事故の発生通知	161
第2款	損害確認及び損害認定（3段階制）	161
第3款	現地確認及び損害認定（2段階制）	163
第5章	共済金の支払	164
第1節	死産事故に係る共済金の支払	164
第2節	病傷事故に係る共済金の支払	164
第6章	保険金及び再保険金の請求及び支払	165
第1節	組合等（特定組合等を除く。）の保険金の請求等	165
第1款	保険金の請求	165

第2款	死産事故に係る確定報告及び保険金の請求・返納申請.....	166
第2節	都道府県連合会の行う保険金の支払及び再保険金の請求等.....	166
第1款	保険金の支払及び農林水産大臣への損害発生通知.....	166
第2款	損害確定報告及び再保険金請求書.....	166
第3款	再保険金の概算払請求.....	166
第3節	特定組合等の行う保険金の請求等.....	167
第1款	農林水産大臣への損害発生通知.....	167
第2款	損害確定報告及び保険金請求書.....	167
第3款	保険金の概算払請求.....	167
第7章	補則.....	168
第1節	家畜共済（死亡廃用共済）から農業経営収入保険への移行.....	168
第2節	養畜の業務の全部又は一部をやめた場合.....	168
第3節	第1章第17節第3款2（2）の場合.....	169
第4節	家畜の価格の著しい低下による評価基準の作成方法の特例.....	170
	書類様式目録.....	171

第1章 通則

第1節 目的

この要領は、法、施行令、規則、共済価額設定準則、家畜共済損害認定準則等に準拠して定めたものであり、家畜共済事業を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2節 共済目的

第1款 共済目的

1 死亡廃用共済

(1) 死亡廃用共済の共済目的は次のアからオまでのとおりである。

ア 成牛

イ 子牛等

ウ 馬（出生の年の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めるときは、その日）を経過したものに限る。）

エ 種豚（出生後第5月の月の末日を経過したものに限る。）

オ 肉豚（種豚以外の豚をいう。以下同じ。）

(2) 肉豚に係る共済関係については、この章から第3章までの規定にかかわらず、第4章に定めるところによる。

2 疾病傷害共済

疾病傷害共済の共済目的は次のアからエまでのとおりである。

ア 1に掲げる成牛

イ 1に掲げる子牛

ウ 1に掲げる馬

エ 1に掲げる種豚

3 牛又は馬に係る月齢の引下げ

(1) 家畜の取引月齢等を勘案し、農林水産大臣が定めるところにより特定の地域において取引の実情に合わせ共済目的たる牛又は馬の月齢を引き下げることができるとしている。

(2) 共済目的たる牛又は馬の月齢を引き下げることができるのは、家畜市場又は食肉市場における取引月齢の実態等からみて、現行の月齢を引き下げる必要があり、かつ、これによる弊害がないと認められる場合とする。

(3) 共済目的たる牛又は馬の月齢引下げを必要とする地域がある場合には、都道府県連合会及び特定組合等は、次のアからウまでの事項を明らかにした資料を添えて、

1 月末日までに農林水産省経営局長にその旨を申し出るものとする。

ア 月齢引下げを必要とする地域、共済目的、月齢及びその理由

イ 月齢引下げを必要とする共済目的についての導入又は取引の若齢化の実態を示す資料

ウ 月齢引下げを必要とする共済目的についての加入見込頭数、直近3か年の金額被害率の実績及び直近3か年に月齢引下げを行った場合に見込まれる金額被害率

第2款 子牛等を共済目的とすることの申出

- (1) 組合等との間に育成乳牛又は育成・肥育牛に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、組合等に対し、子牛等を共済目的とする旨の申出をすることができる。
- (2) 組合等との間に乳用牛又は肉用牛に係る疾病傷害共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、組合等に対し、子牛を共済目的とする旨の申出をすることができる。
- (3) 前2項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、死亡廃用共済にあっては子牛等、疾病傷害共済にあっては子牛を共済目的とするものとする。

第3節 共済事故

第1款 死亡廃用共済の共済事故

1 死亡事故

成牛、子牛等、馬及び豚の死亡をいう。ただし、次のア又はイの場合を除く。

ア と殺による死亡

イ 家畜伝染病予防法第58条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡

2 廃用事故

成牛、子牛、馬及び種豚の廃用をいい、以下の表のように区分する。

区分	廃用の要件	備考
1号廃用	疾病又は不慮の傷害(3号廃用に掲げる疾病及び傷害を除く。)によって死にひんしたこと。	獣医学的に救い得ない状態になり、脈拍、呼吸その他一般症状から一両日

		中に死亡することが確実に なったときをいい、単に 使用価値を失うか、又は治 癒の見込みがないことを もっては廃用の理由とは ならない。
2号廃用	不慮の災厄によって家畜それ自体の病 傷の有無にかかわらず周囲の事情によっ て救うことのできない状態となること (家畜伝染病予防法第 58 条第 2 項の規 定による特別手当金又は同法第 60 条の 2 第 1 項の規定による補償金の交付の原 因となると殺又は殺処分が行われること が判明したときを除く。)	例えば、陥没地に落ち込 んだ家畜の救出が不可能 である場合、自然災害によ り次のアからウまでの全 ての条件に合致したとき 等をいう。 ア 組合員等の畜舎及 び搾乳施設が倒壊し、 飼養、管理が困難とな っていること。 イ 組合員等の他の畜 舎等に移動させて飼 養を継続することは 困難であること。 ウ 周辺農家等への家 畜の預託、販売等に努 めたが受入先が見つ からなかったこと。
3号廃用	骨折、は行※1、両眼失明※2、牛伝 染性リンパ腫※3、BSE若しくは創傷 性心のう炎で治癒の見込みのないもの又 は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若 しくは不慮の舌断裂で採食不能となるも ので治癒の見込みのないものによって、 使用価値を失ったこと。 ※1 管骨骨折、アキレス腱断裂による は行等(起立・歩行不能等著しい機能 障害を呈する場合であって、その原因 が体軀を維持する部位あるいは軀幹 の損傷、傷害等によるもの) ※2 虹彩炎による両眼失明等 ※3 家畜保健衛生所若しくは食肉衛 生検査所において牛伝染性リンパ腫	と畜後廃用事故及び組 合員等が譲渡した後にと 畜場以外の場所で牛伝染 性リンパ腫又はBSEと 診断された場合の廃用事 故を含む。

	<p>と診断されたもの又は一般臨床症状を伴うものであって次のア又はイの基準のいずれかを満たしたものとす。なお、アの基準による場合は、原則として抗体検査(間接赤血球凝集反応又は酵素免疫測定法(ELISA法)に限る。)又はPCR法の結果を参考にして疫学的な検討を加えて慎重に取り扱うこと。</p> <p>ア 体表若しくは体腔内のリンパ節の複数の腫大又は胸腺の腫大が認められ、かつ、血液検査において異型リンパ球数が末梢リンパ球数の5%以上認められるもの又は腫大リンパ節の生体組織学的検査において多数の異型リンパ球が認められるもの。</p> <p>イ 血液検査において末梢リンパ球数が12,000個/mm³以上認められ、かつ、抗体検査(間接赤血球凝集反応又は酵素免疫測定法(ELISA法)に限る。)又はPCR法の結果の陽性のもの。</p>	
4号廃用	<p>盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日の翌日から起算して30日を下らない範囲内において事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないこと。</p>	
5号廃用	<p>乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器(精巣、卵巣、卵管、子宮等直接の生殖器をいう。)の実質的な機能の喪失又は機能そのものには傷害はないとしても治癒の見込みのない生殖器の伝染性疾患※によって、人工授精(種付け、精液採取)が不可能となったこと。</p> <p>※ 生殖器の実質的な機能の喪失又は伝染性疾患の取扱いについては、これらの原因が当該家畜に係る共済責任</p>	<p>繁殖能力を失ったものの診断は、特に慎重を要するので、繁殖に関する技術上の経験と造詣を有する獣医師をしてこれに当たらせることとし、種雄牛若しくは種雄馬であって機能減退あるいは繁殖成績不良又は乳牛の雌であって単に不受胎等をもって繁殖能力の喪失と即断す</p>

	の始まった時以後に生じたことが明らかなものに限るものとする。すなわち、共済責任の始まる日に妊娠していた場合、その日以後に妊娠した場合、又は生殖器の外傷等能力喪失の原因が共済責任開始後にある場合をいう。	ることなく、その原因について具体的かつ病理的に探求し、治癒の見込みのないものと診断されたものに限ること。
6号廃用	乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期（当該家畜について現実に搾乳する期間をいう。）において明らかとなったこと。	
7号廃用	牛が出生時において前肢湾曲症、軟骨形成不全等の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなこと。	痕跡尾、裂耳等将来の使用価値が損なわれないことが明らかな奇形又は不具は7号廃用として取り扱わない。

(備考)

2号廃用、4号廃用又は5号廃用（種雄馬に限る。）の場合を除き廃用に係るものはと殺することを原則とする。

3号廃用、5号廃用及び6号廃用の場合において単に治療に多額の経費を要し、あるいは治療に長日数を要することをもって廃用とするようなことのないこと。

3 死廃事故の発生日

(1) 死亡事故の発生日は、次のアからウまでのいずれかの日とする。

ア 家畜が死亡した日

イ 牛の胎児の死亡が母牛の死亡による場合は、母牛の死亡した日

ウ 牛の胎児の死亡が母牛の廃用事故による場合は、母牛を飼養しなくなった日

(2) 廃用事故の発生日は、特定組合等又は都道府県連合会が、廃用事故の要件を満たすことを確認した日とする。ただし、次のア又はイの場合は、当該ア又はイに定める日とする。

ア と畜後廃用事故及び組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合の廃用事故については、組合員等の飼養場所から出荷された日

イ 4号廃用については、行方不明となったことが明らかとなった日

第2款 疾病傷害共済の共済事故

1 病傷事故

成牛、子牛、馬及び種豚の疾病及び傷害をいう。

(備考)

共済金支払の対象となる疾病及び傷害とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいう。したがって、下記のような場合は共済金支払の対象とはならない。

- ア 組合員等が加入家畜について通常すべき管理その他損害防止により処置できる程度の獣医技術を必要としない病傷
- イ 生命になんら影響がなく、また、機能障害となるおそれのない病傷等
- ウ その他単純な皮膚病、少数な良性腫瘍、二等乳症（酸高乳症、低酸度二等乳症等）、リピート・ブリーダー、潜在性乳房炎、潜在性ケトン症

2 共済金支払の対象となる診療行為

- (1) 共済金支払の対象となる診療行為は前項の病傷事故に対し通常必要とされる診療行為であり、当該病傷に対して最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であって広く学界に認められ一般に普及しているものとする。

(備考)

下記のような効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。

- ア 効果の期待できない治療（余病を併発するおそれがないグラム陰性菌による疾病と確定した後に行われたペニシリン療法のような不合理な治療）
- イ 必要を超えて加えられる治療（治癒しているにもかかわらず加えられる治療又は対処療法の範囲を超える保健栄養剤の投与のような行為）
- ウ 治癒の見込みのない病傷の治療（牛の結核、馬の伝染性貧血等現在の獣医技術水準においては一般に治療の効果が望めない種類の疾病に対する治療。ただし、治癒の見込みがないと診断された後においても、それに併発した病傷のために残存物価額が著しく低下すると考えられるときは、これを防止するために応急的に行った最小限の診療についてはこの限りではない。）
- エ 試験・研究を目的とする診療（試験・研究を目的とする診療、獣医学的に根拠の薄弱な特異な療法等）
- オ 他の安価な治療で治癒し得ることが明らかである場合に行われる高価な治療（診療の経済性という観点から不適当な治療。例えば、安価な抗生物質で治癒し得ることが明らかであるにもかかわらず、他の高価な抗生物質を用いたような場合には、代替し得る安価な治療を超える部分は原則として共済金を支払わない。）
- カ 診断の結果病傷でないことが明らかなものに対する診療行為（例えば結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかったもの）

- (2) 損害防止事業によって発見された病傷について、その時に行われた処置は共済金

支払の対象としないものとする。ただし、その後治療を要するものについて治療を行ったときは、病傷事故として取り扱い、共済金支払の対象とする。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているが病傷の徴候を現していて、放置した場合は病傷が重篤となって死産事故が発生するおそれがあるため、治療が必要と認められる場合とする。

3 支払対象となる病傷事故及び診療行為の具体的な取扱い

支払対象となる病傷事故及び診療行為の具体的な取扱いは、家畜共済の病傷事故給付基準によるものとする。

4 病傷事故の転帰

病傷事故の転帰は次のアからオまでとする。

ア 死亡

イ 法令殺：家畜伝染病予防法の規定により殺処分されたこと。

ウ 廃用：規則第49条第1項各号のいずれかに該当したこと。

エ 治癒：症候が消退し治療の必要がなくなったこと。

オ 中止：次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すること。

（ア）病傷経過中に共済掛金期間が終了したこと。

（イ）病傷経過中に包括共済家畜区分を変更し、又は、包括共済関係に付されていた家畜が個別共済関係に付され、若しくは、個別共済関係に付されていた家畜が包括共済関係に付されたこと。

（ウ）アからエまでの転帰以外の場合において診療が中止されたこと。

5 治癒判定

（1）卵巣疾患は次のアからエまでのそれぞれに掲げる時を治癒とする。

ア 卵胞のう腫

治療が終了した後、卵胞の正常な発育・排卵と正常な黄体形成を確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時

イ 排卵障害

治療が終了した後、排卵したことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時

ウ 黄体遺残

治療が終了した後、発情が認められ、卵巣及び子宮が正常となったことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時

エ その他の卵巣疾患

治療が終了した後、2回の性周期を反復して卵巣及び子宮が正常となったことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時（鈍性発情にあっては、治療が終了した後受胎したことを確認した時）

（2）卵管疾患は、治療が終了した後受胎したことを確認した時を治癒とする。

- (3) 子宮疾患は、治療が終了した後、7～14日を経て子宮の異常所見が消失したこと及び卵巣の異常所見が消失したことを確認した時と受胎したことを確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。
- (4) 乳房炎は、治療が終了した後、2週間を経てから臨床症状に異常がなく、乳量回復が顕著で、CMT変法、体細胞数、電気伝導度、NAGase、細菌等のいずれか1つの検査成績が陰性であることを確認した時を治癒とする。
- (5) ケトン症は、治療によって臨床症状が消退し、その消退した日から7日以上臨床症状が発現しないことを確認した時を治癒とする。

6 中山間地域等

(1) 地域の指定

組合等は、家畜共済診療点数表の種別「往診」の適用に際して、獣医療の利便性が低い地域であることから増点を可能としている中山間地域等として、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第47条に規定する中山間地域等を含む市町村（当該市町村以外の市町村であって次のア又はイのいずれかを満たすものとして組合等が認める地域を含む。）を指定することができる。

ア 当該市町村の地理的条件や診療施設の所在の状況により、当該市町村の多くの地域で、往診に特殊な交通手段（船、高速道路等）を利用せざるを得ない状況にあること。

イ 当該市町村における組合員等の戸数に対する診療施設数の比率が、当該市町村が位置する都道府県における当該比率を下回っていること。

(2) 指定の上限

(1)の指定に当たり、組合等は、当該市町村に住所を有する組合員等の戸数及びその飼養する家畜の頭数を踏まえ、家畜共済勘定の収支に支障を生じない範囲に限定するものとする。

(3) 指定の手続

(1)の指定に当たっては、理事会に諮り理事過半数の同意を得るものとする。

第3款 共済事故の一部除外

- (1) 組合等との間に包括共済家畜区分に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、組合等に対し、以下の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済対象家畜	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次のイからハマまでに掲げるいずれかの共済事故 イ 火災※1、伝染性の疾病※2（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病（同法第62条第1項の規定により指定された疾病を含む。）及び同法第

	<p>4条第1項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)※3による死亡及び廃用(以下「特定事故」という。)以外の死亡及び廃用</p> <p>ロ 特定事故による廃用以外の廃用</p> <p>ハ 第1款2に掲げる5号廃用及び6号廃用</p>
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	<p>次のイからハまでに掲げるいずれかの共済事故</p> <p>イ 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</p> <p>ロ 特定事故による廃用以外の廃用</p> <p>ハ 第1款2に掲げる1号廃用、2号廃用及び3号廃用</p>
繁殖用雌馬、育成・肥育馬	<p>特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</p>
種豚	<p>次のイ及びロに掲げるいずれかの共済事故</p> <p>イ 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</p> <p>ロ 第1款2に掲げる1号廃用、2号廃用及び3号廃用</p>

※1 組合等の調査において、出火の事実が確認されたもの

※2 家畜伝染病にあつては患畜又は疑似患畜(と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条(これらの規定を同法第62条第1項において準用する場合を含む。))の規定によるものに限る。)、届出伝染病にあつては真症のもの

※3 組合等の調査において、事故の原因となる自然現象が特定できたもの。なお、通常の飼養管理により被害を回避できたと判断される死亡及び廃用については、事故として取り扱わないものとする。事故の範囲の例を掲げると次のアからオまでのとおりである。

ア 豪雨による河川の氾濫、洪水等により、流失あるいは溺死等、土砂崩れによる畜舎の倒壊・畜舎内への土砂の流入に伴う圧死、窒息死等

イ 暴風による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等

ウ 豪雪による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等

エ 地震による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等又は地震に伴い発生した津波による溺死、行方不明等

オ 落雷等により送電線、配電盤等が破壊され停電となり、空調機器等が作動しなくなったため熱射病等により死傷事故となった場合(暑熱による日射病、熱射病等は原則として除く。)

(2) (1)の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が、以下の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

包括共済対象家畜	基準
搾乳牛、育成乳牛	<p>次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 当該共済掛金期間の開始の時に於いて現に飼養する搾</p>

	乳牛又は育成乳牛の頭数が6頭以上であること。 イ 搾乳牛又は育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

- (3) (1) の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第1款1及び2の規定にかかわらず、同項の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第4節 加入資格者

家畜共済に係る加入資格を有する者は、共済目的の種類とされている家畜につき養畜の業務を営む者であって、組合等の区域内に住所を有するものである。

(備考)

共同放牧における加入資格者は、原則として放牧直前の飼養者とするが、放牧管理者の管理責任が大きいとき（管理者が放牧家畜について無（軽）過失責任を負うとき又は放牧成育成績によって預託料に差等をつけているとき）は管理者を養畜の業務を営む者とみなして加入資格者とする。

第5節 共済関係等の成立等

第1款 共済関係の成立

1 包括共済関係

- (1) 包括共済家畜区分に係る家畜共済の共済関係は、組合員等が、その飼養する当該区分に属する家畜（第2節第2款（1）又は（2）の規定による申出をしない組合員等については、死亡廃用共済にあつては子牛等、疾病傷害共済にあつては子牛を除く。）を一体として家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立するものとする。
- (2) 包括共済家畜区分は、以下の表のとおりとする。

対象家畜	包括共済家畜区分	
	死亡廃用共済	疾病傷害共済
満24月齢以上の乳牛の雌であつて搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	

満 24 月齢未満の乳牛の雌	育成乳牛	乳用牛
牛の胎児のうち乳牛であるもの		
満 24 月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛
搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛	育成・肥育牛	
牛の胎児のうち乳牛でないもの		
満 36 月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬	
種豚	種豚	種豚

2 個別共済関係

- (1) 種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、組合員等がその飼養する種雄牛又は種雄馬（牛にあつては 12 歳以下のもの、馬にあつては明け 17 歳未満のものに限る。）を家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立するものとする。
- (2) 包括共済家畜区分に属する家畜（子牛等及び肉豚を除く。以下この項において同じ。）であつて、次のア及びイに掲げる事由があるもの（牛にあつては 12 歳以下のもの、馬にあつては明け 17 歳未満のもの、種豚にあつては 6 歳以下のものに限る。）については、1（1）の規定にかかわらず、（1）の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。
- ア 組合等が当該組合員等からの 1（1）の規定による申込みにつき、3 のアの理由があるためその承諾を拒んだこと（同号の理由がなくなった場合を除く。）。
- イ 同一の包括共済家畜区分に属する家畜につき当該組合員等との間に個別共済関係が存していること。
- (3) 個別共済関係に付された家畜が、牛にあつては 13 歳、馬にあつては明け 17 歳、種豚にあつては 7 歳に該当するに至ったときは、その 2 年以上前から引き続いて当該個別共済関係が存している場合を除いて、その該当することとなった時の属する共済掛金期間の満了の時に当該個別共済関係は消滅する。
- (4) 個体の識別
- 個別共済に加入する家畜の個体識別は、次のア又はイに掲げる識別法に従うものとする。

ア 牛の個体識別

(ア) 個体識別番号

牛トレサ法第9条第2項の規定により装着される耳標の番号を記録する。

(イ) 毛色

(ア) の耳標のみにより個体識別が可能である場合には省略することができる。

a 斑色

2種以上の毛色により斑色をなすもので、黒白斑、褐白斑等がある。

b 単色

黒 黒色のものをいい、黒、漆黒及び褐黒がある。

褐 褐色のもの（普通あかと称するものを含む。）をいい、褐、淡褐、濃褐、赤褐、灰褐、黒褐、黄褐等がある。

(ウ) 毛色の記載方法

a 斑色の場合

体躯の大部分を占める毛色を冠記し、その小部分を占めるものを次記し、その下に「斑」の一字を記入して、その色、位置、形状、大きさ等とともに記載する。

b 単色の場合

牛を望見したときの外観上の一般毛色を記載する。

イ 馬の個体識別

(ア) 毛色

鹿毛 主毛色は濃淡の褐色で、長毛及び四肢の下部は黒色のものをいい、黒鹿毛、白鹿毛、紅鹿毛、金鹿毛等がある。

栗毛 主毛色は濃淡の赤色で、長毛及び四肢の下部は薄赤あるいは褐赤のものをいい、枥栗毛、白栗毛、紅栗毛、尾花栗毛等がある。

青毛 耳裏の他は全部が黒色で、蹄は灰黒色のものをいい、黒毛、水青毛、夏青毛等がある。

(イ) 特徴

a 白斑

[頭部]

星 額部の白斑。小さいものは小星という。

額刺毛 額部のわずかな刺毛をいう。

流星 星が下方に延びたものをいう。

鼻白 鼻端の白斑をいう。

唇白 唇の白いものをいい、上又は下の位置を示す。

その他 環、鼻梁白、作、白面等がある。

[四肢]

微白 肢下部の小さい白斑で直径おおむね母指頭大以内のものをいう。

小白 肢下部の白斑で肢の周りの半ばに達しないものをいう。

半白 肢下部の白斑で肢の周りの半ば以上全周に及ばないものをいう。
白肢 肢下部の白斑で全周に及ぶものをいう。
長白 肢下部の白斑で膝又は飛節にかかるものをいう。

b 旋毛

珠目 両眼上線から鼻梁中央部に至るものをいう。
頬辻 頬の後部一円のものをいう。
髪中 耳下から鬢甲前端に至る上縁部のものをいう。
頸中 中央頸部のものをいう。
沙流上 脛及び管部のものをいう。
吭擽 咽喉頭から頸下縁3分の1に至るものをいう。
波分 頸下縁3分の1以下頸礎に至るものをいう。

c その他の著しい特徴

刺毛、異毛、はん痕、裂痕、截痕、岩陥、烙印等で特徴となるものは、種類と位置を示す。

(ウ) 毛色特徴の記載方法

a 毛色

馬を望見したときの外観上の一般色を記載する。

b 特徴

白斑 頭部白斑については、その名称、位置及び数を記載する。四肢白斑については、左前、右前、左後及び右後の順に記載する。

旋毛 明らかな旋毛を選んで記載する。左右対をなす旋毛で相対でないときは、左又は右を冠記する。

その他 その他著しい特徴のあるものは、その名称、部位及び数を記載する。

3 承諾義務の例外

組合等は、組合員等から共済関係の成立の申込みを受けた場合において、その申込みにつき、包括共済関係にあつてはア又はイ、個別共済関係にあつてはウからオまでのいずれかに掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

ア その申込みに係る家畜のうちウからオまでに掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜を組合等の家畜共済の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。

イ トレサ情報又は組合員等の帳簿その他の飼養管理等の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認すること（組合員等の同意のもと確認したトレサ情報等の記録を地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局並びに家畜改良センター（以下「地方農政局等」という。）へ提供することを含む。）につき、組合員等の協力を得られないこと。

ウ その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具若しくは悪癖の著しいもの又は2（1）若しくは（2）の年齢に適合しないものであること。

- エ その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。
- オ その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められること。

第2款 個別共済関係の消滅

- (1) 包括共済関係の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった家畜につき既に個別共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた個別共済関係は、消滅するものとする。
- (2) (1)に規定する場合において、組合等は、消滅する家畜共済の共済関係に係る共済掛金及び組合員等が支払った賦課金のうち、まだ経過しない共済掛金期間に対応する部分の金額を日割で計算した金額を組合員等に返還するものとする。

第3款 共済関係の存続

- (1) 組合等との間に共済関係の存する者が、住所を移転したことにより組合員等でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。
- (2) 組合等は、正当な理由がなければ、(1)の承諾を拒むことができない。

第4款 共済関係に関する権利義務の承継

- (1) 共済目的の譲受人は、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる(包括共済関係にあつては、譲渡人が当該包括共済関係に係る養畜の業務を廃止した場合に限る。)。この場合において、正当な理由がある場合には、組合等は、承諾を拒むものとする。
- (2) 組合等は、家畜共済の共済関係に関する権利義務の承継について前項の承諾をする場合には、当該権利義務は、当該譲受人が当該譲受けの日の属する共済掛金期間の満了の時に組合等の組合員等である場合を除き、当該共済掛金期間の満了の時に消滅する旨の条件を付するものとする。
- (3) (1)の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に、その者の住所(譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地)、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、組合等に承諾の申請をしなければならない。
- (4) 組合等は、(3)の申請があつたときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- (5) 権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があつた場合は、譲受けの時)からその効力を生ずる。
- (6) 譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計

算される組合員等負担共済掛金の差額を第8節第6款4の払込期限までに組合等に払い込まなければならない。

(7) 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には、(1)から(6)までの規定を準用する。

(注) 家畜共済では、同一の組合員等が同じ種類の包括共済関係を複数成立させることができないため、譲渡人が養畜の業務を止めることに伴い、譲受人が既に成立している包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜を譲り受ける場合は、譲渡人には第7章第2節の規定に基づき共済関係の解除について申出させるものとし、譲受人には第7節第4款の規定に基づき異動が生じた旨を通知させるものとする。(権利義務の承継として取り扱わない。)

第5款 保険関係の成立

都道府県連合会の会員たる組合等とその組合員等との間に家畜共済の共済関係が存するときは、当該都道府県連合会と当該組合等との間に当該共済関係につき家畜共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

第6節 共済責任及び共済掛金期間

第1款 共済責任の開始

(1) 共済責任((2)及び(3)に規定するものを除く。)は、組合等が組合員等から組合員等負担共済掛金の払込み(共済掛金の分割支払がされる場合にあっては、その第1回の支払)を受けた日の翌日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜であって、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

(2) 共済責任開始の日を統一するため必要がある場合において、組合等が組合員等との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

(3) 災害に際し第8節第6款6の規定により組合員等負担共済掛金の払込期限を延長した場合は、(1)本文及び(2)の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、次に掲げる日から始まる。この場合には、(1)ただし書の規定を準用する。

ア 当該災害の発生日までに当該共済関係が成立した場合にあつては、当該災害の発生日

イ 当該災害の発生日の翌日以後に当該共済関係が成立した場合にあつては、当該共済関係が成立した日

(注) 家畜共済に付される時点及び付されたものでなくなる時点は、次のア又はイのとおりとする。

ア 包括共済関係の成立後に導入された家畜は、それを飼養するに至った時に家畜

共済に付されることとなるが、この時点は、当該家畜の引渡しを受けた時（ただし、その時以後自己の飼養場所まで車両で運搬したときは、車両から完全に降ろした時）とする。

イ 包括共済関係の成立後に飼養しなくなった家畜は、それを飼養しなくなった時に家畜共済に付されたものでなくなるが、この時点は、その家畜を引き渡した時（ただし、その時以前に自己の飼養場所から車両で運搬したときは、車両に乗せた時）とする。

第2款 共済掛金期間

- (1) 共済掛金期間は、1年とする。
- (2) 組合等は、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、(1)の規定にかかわらず、共済掛金期間を1年未満とすることができる。
- (3) 最初の共済掛金期間は、第1款(1)本文、(2)前段又は(3)前段の規定により共済責任の始まる時に開始する。

第3款 共済掛金期間の継続

牛に係る包括共済関係について、組合員等がトレサ情報の利用に係る個人情報の利用を拒んだときは、当該包括共済関係の共済掛金期間の継続はしないこととする。

第7節 共済価額及び共済金額

第1款 共済価額

共済価額は、死亡廃用共済の包括共済関係及び個別共済関係ごとに、次の(1)及び(2)に掲げる方法により算定する。

- (1) 包括共済関係

$$\text{共済価額} = \sum (\text{品種別、用途別、性別及び月齢別の期中に飼養すると見込まれる家畜の頭数} \times \text{価額})$$

(注1) 価額は品種別、用途別、性別及び月齢別に設定する。

品種 (例) : ホルスタイン種、ジャージー種、黒毛和種、褐毛和種、交雑種
用途 (例) : 搾乳、繁殖、育成、肥育

(注2) 価額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

また、包括共済家畜区分ごとに対象となる家畜及び共済価額を設定する際に適用する月齢は以下の表のとおりとする。

包括共済	対象となる家畜	共済価額を設定する
------	---------	-----------

家畜区分		際に適用する月齢
搾乳牛	a 期首時点で飼養している搾乳牛	期首の月齢
	b 期中に導入予定の搾乳牛	導入時点の月齢
	c 期首に飼養している育成乳牛又は期中に導入予定の育成乳牛で、期中に満24月齢となる搾乳牛として飼養する予定のもの	満24月齢
育成乳牛	a 期首時点で飼養している育成乳牛	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満24月齢以上となるものは、満23月齢
	b 期中に導入予定の育成乳牛	「導入月齢＋（期末年月－導入年月）」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満24月齢以上となるものは、満23月齢
	c 期中に出生させる予定の子牛（期中に導入予定の母牛に係る子牛を含む。）のうち、次の（a）又は（b）に該当するもの （a）子牛等を選択する場合は、出生予定の乳牛の雌（頭数は、「（出生させる予定の子牛の頭数－dの頭数）×雌の頭数割合」で算出する。なお、雌の頭数割合は原則として1／2とするが、性判別受精卵・精液等により雌雄の産み分けを行う場合は、これを加味する。） （b）子牛等を選択しない場合は、期中に成牛となる予定のもの	「期末年月－出生予定年月」で計算した月齢
	d 子牛等を選択する場合は、直近1年間の死亡した胎児（乳用種に限る。）	
繁殖用雌牛	a 期首時点で飼養している繁殖用雌牛	期首の月齢
	b 期中に導入予定の繁殖用雌牛	導入時点の月齢

	c 期首に飼養している育成牛又は期中に導入予定の育成牛で、期中に満 24 月齢となる繁殖用雌牛として飼養する予定のもの	満 24 月齢
育成・肥育牛	a 期首時点で飼養している育成牛	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満 24 月齢以上となるものは、満 23 月齢
	b 期首時点で飼養している肥育牛(期中に用途を変更して肥育牛とする予定のものを含む。)	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢
	c 期中に導入予定の育成牛	「導入月齢＋(期末年月－導入年月)」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満 24 月齢以上となるものは、満 23 月齢
	d 期中に導入予定の肥育牛	「導入月齢＋(期末年月－導入年月)」で計算した月齢
	e 期中に出生させる予定の子牛(期中に導入予定の母牛に係る子牛を含む。)のうち、次の(a)又は(b)に該当するもの (a) 子牛等を選択する場合は、出生予定の牛のうち、育成牛(出生後第 5 月の月の末日(農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日)を経過する前に譲渡等により飼養しなくなる予定のものを含む。)又は肥育牛として飼養する予定のもの(頭数は、「(出生させる予定の子牛の頭数－f の頭数)×雌雄の頭数割合×用途(繁殖用雌、肥育、その他)別の頭数割合」で算出する。なお、雌雄の頭数は、原則として出生予定頭数の 1/2 とするが、性判別受精卵・精液等によ	「期末年月－出生予定年月」で計算した月齢

	<p>り雌雄の産み分けを行う場合は、これを加味した頭数とする。)</p> <p>(b) 子牛等を選択しない場合は、期中に出生後第5月の月の末日(農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日)を超えて育成牛又は肥育牛として飼養する予定のもの</p> <p>f 子牛等を選択する場合は、直近1年間の死亡した胎児(乳用種を除く。)</p>	
繁殖用雌馬	a 期首時点で飼養している繁殖用雌馬	期首の月齢
	b 期中に導入予定の繁殖用雌馬	導入時点の月齢
	c 期首に飼養している育成馬又は期中に導入予定の育成馬で期中に満36月齢となる繁殖用雌馬として飼養する予定のもの	満36月齢
育成・肥育馬	a 期首時点で飼養している育成馬	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満36月齢以上となるものは、満35月齢
	b 期首時点で飼養している肥育馬	「期首月齢＋共済掛金期間」で計算した月齢
	c 期中に導入予定の育成馬	「導入月齢＋(期末年月－導入年月)」で計算した月齢。ただし、当該月齢が満36月齢以上となるものは、満35月齢
	d 期中に導入予定の肥育馬	「導入月齢＋(期末年月－導入年月)」で計算した月齢
種豚	a 期首時点で飼養している種豚	期首の月齢
	b 期中に導入予定の種豚	導入時点の月齢
	c 期首に飼養している豚又は期中に導入する予定の豚で期中に出生後第5月の月の末日を超え	出生後第6月の月の初日時点の月齢

	る種豚になる予定のもの	
--	-------------	--

(2) 個別共済関係

当該家畜の期首時点の価額を共済価額とする。

第2款 家畜の価額の評価方法

家畜の価額は、次の1及び2により作成する品種別、用途別、性別及び月齢別の評価額の基準（以下「評価基準」という。）により評価する。

1 評価基準の作成方法

ア 搾乳牛及び育成乳牛

次の(ア)から(オ)までに定めるところにより、初生時の月齢、初妊時の月齢、初産時の月齢、廃用時の月齢の1/2の月齢及び廃用時の月齢の5つの時点の価額を算定し、これらを直線で結ぶことにより月齢別の価額を算定する。

(ア) 初生時の月齢（満0月齢）の価額

都道府県内で飼養される乳牛の初生牛の家畜市場平均取引価格（当該家畜の取引が主に行われている家畜市場から得られる当該家畜と同じ品種の過去1年間の平均取引価格（複数の家畜市場で取引が行われている場合には、取引頭数で加重平均した価格）。以下この款において同じ。）と同額とする。

(イ) 初妊時の月齢（(ウ)の初産時の月齢のおおむね2か月前の月齢）の価額

都道府県内で飼養される乳牛の初妊牛の家畜市場平均取引価格と同額とする。

(ウ) 初産時の月齢（都道府県内における平均的な初産の月齢）の価額

(イ)の価額に、初妊時の月齢から初産時の月齢までの期間に相当する畜産物生産費統計から得られる牛乳生産費のうち搾乳牛通年換算1頭当たりの流通飼料費及び家族労働費（以下「乳牛の生産費」という。）を加えた額から、当該畜産物生産費統計から得られる副産物価額のうち子牛の全国平均額を差し引いた価額とする。

なお、加算する乳牛の生産費の算定に当たっては、その全国平均額を合計した額の12分の1に相当する額を1月相当の額とする。

(エ) 廃用時の月齢（都道府県内の平均的な廃用の月齢）の1/2の月齢の価額

(ウ)と同額とする。

(オ) 廃用時の月齢（都道府県内の平均的な廃用の月齢）の価額

都道府県内の、搾乳の用に供しなくなった牛の家畜市場平均取引価格又は食肉市場平均取引価格*のうち、取引実態からみて適当と考えられる価額と同額とする。

※ 当該家畜の取引が主に行われている食肉市場から得られる当該家畜と同じ品種の過去1年間の1キログラム当たり枝肉の平均取引価格（複数の食肉市場で取引が行われている場合には、処理頭数で加重平均した価格）に出荷月齢時の枝肉重量を乗じて得た平均取引価格をいう。

(カ) 死亡した胎児は次の a 及び b のとおりとする。

a 共済金の基礎となる価額は、都道府県内で飼養される乳牛の初生牛（雄）の家畜市場平均取引価格と同額とする。

b 共済価額の基礎となる価額は、ウの価額のうち乳牛の雄の価額と同額とする。

イ 繁殖用雌牛及び育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛及び死亡した胎児に限る。）

次の（ア）から（オ）までに定めるところにより、初生時の月齢、素牛取引時の月齢、初産時の月齢、廃用時の月齢の $1/2$ の月齢及び廃用時の月齢の 5 つの時点の価額を算定し、これらを直線で結ぶことにより月齢別の価額を算定する。

（ア）初生時の月齢（満 0 月齢）の価額

a 肉用種は次式により算定される金額と b の価額のいずれか高い額とする。

$$\left\{ \left(\frac{A}{\frac{B-C}{D} \times E + C} - 1 \right) \div 4 + 1 \right\} \times C$$

A： 組合等の区域内の肉用種の素牛（肥育又は繁殖用の牛として育成された牛をいう。以下同じ。）の雄の家畜市場平均取引価格と雌の家畜市場平均取引価格の平均価格

B： 組合等の区域内の交雑種（乳用種と肉用種を交配したものをいう。以下同じ。）の素牛の家畜市場平均取引価格

C： 組合等の区域内の交雑種の初生牛の家畜市場平均取引価格

D： 組合等の区域内の交雑種の素牛の平均取引月齢（過去 1 年間に取引された牛の平均月齢をいう。以下（イ）において同じ。）

E： 組合等の区域内の肉用種の素牛の平均取引月齢

b 交雑種は、組合等の区域内の交雑種の初生牛の家畜市場平均取引価格と同額とする。

（イ）素牛取引時の月齢（都道府県内における平均的な取引月齢）の価額

都道府県内で飼養される素牛の雌の家畜市場平均取引価格と同額とする。

（ウ）初産時の月齢（都道府県内における平均的な初産の月齢）の価額

（イ）の価額に、畜産物生産費統計の子牛生産費から得られる流通飼料費及び家族労働費（以下「肉用牛の生産費」という。）を加えた額とする。

なお、加算する肉用牛の生産費の算定に当たっては、その全国平均額を合計した額を当該生産費の調査対象期間で除して得た額を 1 月相当の額とする。

（エ）廃用時の月齢（都道府県内の平均的な廃用の月齢）の $1/2$ の月齢の価額

（ウ）と同額とする。

（オ）廃用時の月齢（都道府県内の平均的な廃用の月齢）の価額

都道府県内の繁殖の用に供しなくなった牛の家畜市場平均取引価格又は食肉

市場平均取引価格のうち、取引実態からみて適当と考えられる価額と同額とする。

(カ) 死亡した胎児は次の a 及び b のとおりとする。

a 共済金の基礎となる価額は、(ア) と同額とする。

b 共済価額の基礎となる価額は、雄の価額及び雌の価額の平均額とする。

ウ 育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛及び死亡した胎児を除く。）

次の (ア) から (ウ) までに定めるところにより、初生時の月齢、素牛取引時の月齢及び出荷時の月齢の 3 つの時点の価額を算定し、これらを直線で結ぶことにより月齢別の価額を算定する。

(ア) 初生時の月齢（満 0 月齢）の価額

a 乳牛

都道府県内で飼養される乳牛の初生牛の家畜市場平均取引価格と同額とする。

b 乳牛以外

イの (ア) と同額とする。

(イ) 素牛取引時の月齢（都道府県内における平均的な取引月齢）の価額

都道府県内で飼養される素牛の家畜市場平均取引価格と同額とする。

(ウ) 出荷時の月齢（都道府県内における平均的な出荷月齢）の価額

食肉市場平均取引価格と同額とする。

(注) 平均的な出荷月齢を超えた月齢で出荷する牛は、当該牛の飼養実態を踏まえ、月齢、飼養期間等を考慮した価額とする。

エ 繁殖用雌馬、育成・肥育馬

家畜市場平均取引価格又は食肉市場平均取引価格のうち、当該家畜の取引実態からみて適当と考えられる価格を基本に、血統等を加味した価額とする。

なお、妊娠しているものは妊娠していないものとし、都道府県内における平均的な供用期間を超えるものは年齢を考慮した価額とする。

オ 種豚

家畜市場平均取引価格（家畜市場平均取引価格が得られない場合には、家畜市場以外における取引によって形成される過去 1 年間の平均取引価格）を基本に、豚の生産費（畜産物生産費統計の肥育豚生産費から得られる流通飼料費の全国平均額と家族労働費の全国平均額の合計を当該生産費の調査対象期間で除して得た 1 月相当の額をいう。）を加味した価額とする。

なお、妊娠しているものは妊娠していないものとし、都道府県内における平均的な供用期間を超えるものは年齢を考慮した価額とする。

カ 種雄牛及び種雄馬

家畜市場平均取引価格を踏まえた価額とする。

ただし、当該金額が当該家畜の取引価格と比較して適当ではないと考えられる場合は損害評価員の合議によって価額を決定する。

2 評価基準の決定

組合等は、毎年度、次のア及びイの手順により評価基準を決定する。

ア 組合等は、1の規定により作成した評価基準を損害評価会の意見を聴いて決定する。

イ 組合等は、評価基準及びその作成に用いた資料について5年間保存する。

第3款 共済金額

1 死亡廃用共済

死亡廃用共済の共済金額は、以下の式により算定される金額で、共済掛金期間ごとに、組合員等が申し出た金額とする。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合} ※$$

※ 付保割合は8割～2割の範囲内とし、第5款の場合を除き、一共済掛金期間中は変更しない。

2 疾病傷害共済

疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、病傷共済金支払限度額を超えない範囲内において、組合員等が申し出た金額とする。

ア 包括共済関係

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{期首の引受価額} ※ \times \text{病傷共済金支払限度率} \\ \times \text{短期係数}$$

※ 期首の引受価額＝期首時点の飼養家畜の合計価額（「50万円×引受頭数（期首時点の飼養頭数）」を上限）

（注1）家畜の価額は品種別、用途別、性別及び月齢別に設定する。また、期首月齢の価額を適用する。

（注2）新規加入時において、加入申込時に申告のあった期首時点の飼養頭数に出荷等により変更が生じ期首時点の飼養頭数が0頭となった場合は、期中に最初に家畜を飼養した日の飼養家畜を期首時点の飼養家畜とみなし、病傷共済金支払限度額を再算定する。この場合において、共済金額は、「期首時に決定した共済金額」又は「再算定した病傷共済金支払限度額に期首時の選択割合※を乗じて得た金額」のうちから組合員等が改めて申出をした金額とする。ただし、再算定した病傷共済金支払限度額を限度とする。

※ 期首時の選択割合＝期首時の共済金額／期首時の病傷共済金支払限度額

(注3) 継続加入時において、期首時点の飼養頭数が0頭である場合、共済金額は0円となるため期中に最初に家畜を飼養した時に共済金額を増額する。

イ 個別共済関係

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{期首時点の当該家畜の価額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

※ 50万円を上限とする。

第4款 異動通知

1 死亡廃用共済

組合等は、共済目的に次のアからウまでに掲げる異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を組合員等に通知させるものとする。

ア 農場の譲受け、畜舎の増築等養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け

イ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け

ウ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

2 疾病傷害共済

組合等は、共済目的に次のア又はイの異動が生じた場合であって、組合員等が共済金額の変更を希望するときは、当該異動日から2週間以内にその旨通知させるものとする。

ア 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。

イ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

第5款 包括共済関係に係る共済金額等の変更

1 死亡廃用共済

(1) 組合等は、第4款1の異動通知があったときは、当該異動に基づく変更後の期中の飼養見込家畜の品種別、用途別、性別及び月齢別の頭数を、期首の加入申込内容を修正する等の方法により組合員等に通知させ、遅滞なく、トレサ情報、組合員等が家畜の飼養状況を記録した帳簿等（聴き取りを含む。）により確認し、異動日付で共済価額を変更する。

(2) (1)と併せて共済金額を変更する。変更後の共済金額は、以下の式により算定する。

$$\text{変更後の共済金額} = \text{変更後の共済価額} \times \text{共済価額の変更前の付保割合}$$

ただし、共済価額が増額する場合は、組合員等が異動日から2週間以内に、上の式で算定した金額から次のア又はイのいずれか高い金額までの範囲内の金額を申し出たときは、付保割合を変更して、当該金額とする。

ア 変更前の共済金額

イ 変更後の共済価額の20/100に相当する金額

なお、組合員等の異動通知が遅滞した場合は、異動通知のあったとき（通知がない場合は期末）に当該異動日付けで共済金額を変更するが、変更後の共済金額は、付保割合を変更せず、上記の算定式により求めた金額とする。

2 疾病傷害共済

- (1) 組合等は、第4款2の通知があったときは、トレサ情報、組合員等が家畜の飼養状況を記録した帳簿等（聴き取りを含む。）により、当該異動に係る異動頭数（品種別、用途別、性別、月齢別）及び異動後の飼養家畜の合計頭数（品種別、用途別、性別、月齢別）を確認し、第4款2の異動日付けで、共済金額を、以下の金額を上限に組合員等が申し出た金額に増額又は減額する。

ただし、減額の場合は、減額後の共済金額が異動日までに請求のあった共済金の支払額を下回らない範囲とする。

変更可能な共済金額の上限

$$= \text{引受価額の変更（増額又は減額）分の金額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \\ \times \text{変更前の選択割合} \times \text{短期係数} \times \text{変更後日数割合}$$

※ 変更前の選択割合 = 変更前の共済金額 / 変更前の病傷共済金支払限度額

- (2) 引受価額は、期首は、第3款2アのとおり、期首の飼養家畜の合計価額（50万円×引受頭数※を上限）とし、

ア 家畜の増加に係る異動の場合は、次の（ア）から（ウ）までの金額のうち最も小さい金額を増額する。

（ア）異動に係る家畜の合計価額

（イ）「50万円×異動後の引受頭数※」－「異動前の引受価額」

（ウ）「異動後の飼養家畜の合計価額」－「当該異動までの間の引受価額の最高額」

イ 家畜の減少に係る異動の場合は、次の（ア）又は（イ）の金額を減額する。

（ア）「異動に係る家畜の頭数」≤「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」のときは、異動に係る家畜の合計価額

（イ）「異動に係る家畜の頭数」>「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」のときは、次のa又はbの金額のうちいずれか大きい金額

a 「異動前の引受価額」－「異動後の飼養家畜の合計価額」

b 「異動前の引受価額」－「50万円×異動後の引受頭数※」

※ 引受頭数は、共済金額の算定に用いる組合員等が申し出た頭数をいう。期首は、期首時点の飼養頭数とし、

ア 家畜の増加に係る異動に当たっては、次の（ア）又は（イ）の頭数のうちいずれか小さい頭数を異動前の引受頭数に追加する。

（ア）異動に係る家畜の頭数

（イ）「異動後の飼養頭数」－「当該異動までの間の引受頭数の最大数」

イ 家畜の減少に係る異動に当たっては、次の（ア）又は（イ）の頭数のうちいずれか小さい頭数を異動前の引受頭数から減少する。

（ア）異動に係る家畜の頭数

（イ）「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」

第8節 共済掛金等

第1款 共済掛金

1 死亡廃用共済

（1）共済掛金は、以下の式により算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数}$$

（2）組合等は、共済金額の変更に係る共済掛金の差額のうち組合員等負担分について、増額の場合は払込期限（異動日から1か月以内）までに組合員等から徴収し、減額の場合は速やかに組合員等に返還する。

共済掛金の差額は、以下の式により算定する。

$$\text{共済掛金の差額} = \text{共済金額変更後の共済掛金} \times 1 - \text{期首(変更前)の共済掛金}$$

※1 共済金額変更後の共済掛金＝経過共済金額※2×共済掛金率×短期係数

※2 経過共済金額＝期首期間の共済価額※3×期首付保割合

＋期中期間の共済価額※4×期中変更後付保割合

＋最終期間の共済価額※5×最終変更後付保割合

※3 期首期間の共済価額＝期首時点の共済価額×期首期間の日数割合※6

※4 期中期間の共済価額＝最終変更以外の変更後時点の共済価額

×期中期間の日数割合※7

※5 最終期間の共済価額＝最終変更後時点の共済価額×最終期間の日数割合※8

※6 期首期間の日数割合＝（最初の変更日－共済掛金期間開始日）／共済掛金期間の日数

※7 期中期間の日数割合＝（変更日－前回変更日）／共済掛金期間の日数

※ 8 最終期間の日数割合 = (共済掛金期間終了日 - 最終変更日 + 1日) / 共済掛金期間の日数

2 疾病傷害共済

(1) 共済掛金は、以下の式により算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

(2) 組合等は、共済金額の変更に係る掛金のうち組合員等負担分について、増額の場合は払込期限（共済金額の変更の申出の日から2週間以内）までに組合員等から徴収し、減額の場合は速やかに組合員等に返還する。

なお、共済金額の変更は、異動日から効力を生ずる（増額に係る共済掛金が払込期限までに支払われない場合は増額しない。）。

また、共済掛金の差額については、以下の算定式により求める。

$$\text{共済掛金の差額} = \text{共済金額変更後の共済掛金} \times 1 - \text{期首（変更前）の共済掛金}$$

※ 1 共済金額変更後の共済掛金 = 変更後の共済金額 × 2 × 共済掛金率

※ 2 変更後の共済金額 = 変更前の共済金額 + (－) 共済金額の増加額 (減少額)

第2款 共済掛金率

共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内で組合等が事業規程等で定める。

なお、診療技術料等に対応する共済掛金率を当該基準共済掛金率より高く定める場合は、規則第114条の農林水産大臣が定める率の範囲内とする。

第3款 共済掛金区分

(1) 死亡廃用共済の共済掛金区分は、以下の表のとおりとする。

共済目的の種類	区 分	
牛	搾乳牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって、搾乳の用に供されるもの
	育成乳牛 (子牛等選択あり)	満24月齢未満の乳牛の雌（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）及び牛の胎児のうち乳牛であるもの
	育成乳牛 (子牛等選択なし)	満24月齢未満の乳牛の雌（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）

	し)	
	繁殖用雌牛	満 24 月齢以上の肉用牛の雌であって、繁殖の用に供されるもの
	育成・肥育牛 (子牛等選択あり)	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛(子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの
	育成・肥育牛 (子牛等選択なし)	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛(子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。)
	乳用種種雄牛	種雄牛であって乳用種に属するもの
	肉用種種雄牛	種雄牛であって肉用種に属するもの
馬	繁殖用雌馬	満 36 月齢以上の馬の雌であって、繁殖の用に供されるもの
	育成・肥育馬	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚

(2) 疾病傷害共済の共済掛金区分は、以下の表のとおりとする。

共済目的の種類	区 分	
牛	乳用牛 (子牛選択あり)	乳牛の雌(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)
	乳用牛 (子牛選択なし)	乳牛の雌(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。)
	肉用牛 (子牛選択あり)	乳用牛及び種雄牛以外の牛(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)
	肉用牛 (子牛選択なし)	乳用牛及び種雄牛以外の牛(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。)
	乳用種種雄牛	種雄牛であって乳用種に属するもの
	肉用種種雄牛	種雄牛であって肉用種に属するもの
馬	一般馬	繁殖用雌馬及び育成・肥育馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚

第4款 共済掛金の国庫負担

1 国庫負担共済掛金

国庫負担共済掛金は、次のア及びイの式により算定する。ただし、2に定める国庫負担限度額を限度とする。

ア 死亡廃用共済

$$\text{国庫負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

イ 疾病傷害共済

$$\text{国庫負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合}$$

2 国庫負担限度額

(1) 死亡廃用共済に係る国庫負担限度額は、次のア及びイの式により算定する。

ア 包括共済関係

$$\text{国庫負担限度額} = \Sigma (\text{基準金額} \times \text{引受頭数}) \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \\ \times \text{国庫負担割合}$$

(注) 1円未満の端数は切り捨てる。

イ 個別共済関係

$$\text{国庫負担限度額} = \text{基準金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

(注) 1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 疾病傷害共済に係る国庫負担限度額は、次のア及びイの式により算定する。

ア 包括共済関係

$$\text{国庫負担限度額} \\ = \Sigma (\text{基準金額} \times \text{引受頭数}) \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \\ \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合}$$

(注) 1円未満の端数は切り捨てる。

イ 個別共済関係

$$\text{国庫負担限度額} = \text{基準金額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \\ \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合}$$

(注) 1円未満の端数は切り捨てる。

(3) (1) 及び (2) の基準金額は、次のア及びイのとおりとする。

ア 死亡廃用共済

区 分		基準金額
搾乳牛		710,000 円
繁殖用雌牛		738,000 円
育成乳牛	育成乳牛（牛の胎児を除く。）	710,000 円
	牛の胎児	94,000 円
育成・肥育牛	育成牛	738,000 円
	肥育牛	963,000 円
	牛の胎児	268,000 円
繁殖用雌馬		1,998,000 円
育成・肥育馬		1,998,000 円
種豚		87,000 円
種雄牛	種雄牛（乳用種に限る。）	2,762,000 円
	種雄牛（肉用種に限る。）	1,757,000 円
種雄馬		8,623,000 円

イ 疾病傷害共済

区 分		基準金額
乳用牛		887,500 円
肉用牛	繁殖用雌牛及び育成牛	922,500 円
	肥育牛	1,203,750 円
一般馬		2,497,000 円
種豚		108,750 円
種雄牛	種雄牛（乳用種に限る。）	3,452,500 円
	種雄牛（肉用種に限る。）	2,196,250 円
種雄馬		10,778,750 円

3 包括共済関係の共済金額の期中変更時の国庫負担限度額

共済掛金期間中に共済金額を変更した場合は、国庫負担限度額を次のア及びイの式により算定される金額に変更する。

ア 死亡廃用共済

$$\begin{aligned}
 & \text{共済金額変更後の国庫負担限度額} \\
 & = \{ (\text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数} \times \text{期首期間の日数割合}) \\
 & \quad + (\text{基準金額} \times \text{変更後の引受頭数} \times \text{期中期間の日数割合}) \\
 & \quad + (\text{基準金額} \times \text{最終変更後の引受頭数} \times \text{最終期間の日数割合}) \} \\
 & \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}
 \end{aligned}$$

イ 疾病傷害共済

(ア) 共済金額の増額の場合

$$\begin{aligned} & \text{共済金額増額後の国庫負担限度額} \\ & = \{ (\text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数}) \\ & \quad + (\text{基準金額} \times \text{引受頭数の増加頭数} \times \text{期中変更後期間の日数割合}) \} \\ & \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合} \end{aligned}$$

(イ) 共済金額の減額の場合

$$\begin{aligned} & \text{共済金額減額後の国庫負担限度額} \\ & = \{ (\text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数}) \\ & \quad - (\text{基準金額} \times \text{引受頭数の減少頭数} \times \text{期中変更後期間の日数割合}) \} \\ & \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{国庫負担割合} \end{aligned}$$

第5款 事務費賦課金

(1) 組合等は、毎事業年度、次のア及びイの費用を組合員等に賦課することができる。

ア 組合等が必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費

イ 都道府県連合会から会員たる組合等に賦課された賦課金の支払に充てる費用

(2) 都道府県連合会は毎事業年度、都道府県連合会が必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額を、会員たる組合等に賦課することができる。

第6款 組合員等負担共済掛金等の払込み

1 組合員等負担共済掛金

組合員等負担共済掛金は、以下の式によって算定される金額とする。

$$\text{組合員等負担共済掛金} = \text{共済掛金} - \text{国庫負担共済掛金}$$

2 組合員等負担共済掛金の払込期限

(1) 組合等は、家畜共済の申込みをした者から、承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第6節第1款（2）の本文に該当するときは、「特定の日」から2週間以内）に、最初の共済掛金期間に対する組合員等負担共済掛金を徴収するものとする。

(2) (1) に規定する払込期限を過ぎて組合員等負担共済掛金の払込みを受けたときは、組合等は、あらためて家畜共済の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

(3) 組合等は、組合員等から、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する組合員等負担共済掛金を徴収するものとする。

(4) (3) の場合において、直前の共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。

3 期中に共済金額を増額した場合の組合員等負担共済掛金の払込期限

共済金額を共済掛金期間中に増額した場合の組合員等負担共済掛金の払込期限は、次のア及びイのとおりとする。

ア 死亡廃用共済 第7節第4款1の異動のあった日から1か月以内

イ 疾病傷害共済 第7節第4款2の申出のあった日から2週間以内

4 権利義務承継時の組合員等負担共済掛金の払込期限

第5節第4款(6)の規定により徴収すべき組合員等負担共済掛金の増額分の払込期限は、第5節第4款(1)(同(7)において準用する場合を含む。)の承諾の日(その日が共済目的の譲受けの前であった場合は、当該譲受けの日)の翌日から起算して2週間以内とする。

5 期末調整による共済掛金の差額の払込期限

期末調整による共済掛金の増額分の払込期限は、納入告知書発行日から2週間以内を期限とする。

6 災害時の組合員等負担共済掛金の払込期限等

災害に際し組合の区域内の市町村に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち2(1)、3イ及び4の組合員等負担共済掛金の払込期限又は2(4)の猶予期間が当該災害の発生日から延長期日(当該災害の発生日から当該災害の発生日の翌日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までの間で組合が理事会において定める日をいう。7(7)及び第4章第1節第8款6(3)において同じ。)までの間に到来するものについての当該払込期限又は猶予期間を当該延長期日まで延長することを組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とし、又は共済掛金期間の満了の日の翌日から当該延長期日までの期間をもって猶予期間とする。

7 共済掛金の分納

(1) 組合等は、包括共済関係に係る組合員等負担共済掛金について、次のア又はイに掲げる場合には、2の(1)又は(3)の規定にかかわらず、当該組合員等の申請に基づき当該組合員等負担共済掛金(第5節第4款(6)又は第1款の規定により払い込むべき差額部分を除く。)を当該ア又はイに定める回数に分割して払い込むことを認めることができる。

- ア 共済掛金期間が1年（共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12か月のものを含む。）である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの組合員負担共済掛金の金額が組合等が事業規程等で定める金額以上である場合 2回から12回までのいずれか
- イ 組合等が共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係であって、当該共済掛金期間が6か月以上12か月未満のものについて、当該包括共済関係に係る組合員負担共済掛金の金額が組合等が事業規程等で定める金額以上である場合 2回から6回までのいずれか
- (2) (1)の申請をしようとする組合員等は、第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立てなければならない。
- (3) 期中に共済金額を変更したことにより組合員等負担共済掛金の差額が生じたときは、3の規定にかかわらず、当該組合員等の申請に基づき、次のア又はイの方法により分納することができる。
- ア 共済掛金の分納を行っていた組合員等の場合
共済掛金の分納を行っていた組合員等の共済掛金の差額については、当該差額の払込期限までに分納額を分納した後、残りの額を通常の方納のときごとに併せて分納する。
- イ 共済掛金の分納を行っていなかった組合員等の場合
共済掛金の分納を行っていない組合員等負担共済掛金の差額が(1)イの組合等が事業規程等で定める金額を上回った場合は、同イの規定に準じて分納する。
- (4) (3)の申請をしようとする組合員等は、当該差額の方納額の第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立てなければならない。
- (5) (1)の規定により分納をする場合は、分納回数により均等割した金額（組合員等負担共済掛金の範囲内において、この組合等が別に提示する金額がある場合にあっては、当該金額の中から組合員等が選択した金額）とし、端数は第1回目の分納額に算入する。
なお、期中に共済金額を変更したことにより生じた共済掛金の差額を分納する場合は、当該差額に係る分納回数により均等割した金額（組合員等負担共済掛金の範囲内において、この組合等が別に提示する金額がある場合にあっては、当該金額の中から組合員等が選択した金額）とし、端数は当該差額の払込期限時の分納額に算入する。
- (6) 第2回目以降の払込期限は、第1回目の組合員等負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して、当該共済掛金期間の月数を分納回数で除して得た月数（1月未満の端数は切り捨てる。）を経過するごとの日までに、それぞれこの組合等に払い込まなければならない。

(払込期限の例)

回数 \ 種類	第2回目	第3回目	第12回目
2回	6か月		
3回	4か月	8か月	
⋮	⋮	⋮	⋮
12回	1か月	2か月	11か月

なお、短期加入の場合については、包括共済関係にあつては、短期月数が12か月の場合は、一般期間に準じるものとし、それ以外の場合については、第1回目の掛金の払込期限の日に対応する短期期間の中央月（短期期間が偶数のときは、当該短期月数を1月減とした場合の中央月）の応当日とする。

また、第2回目以降の払込期限後2週間をもって猶予期間とする。

- (7) 災害に際し組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であつて、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員等負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することを組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

8 保険料の払込期限

都道府県連合会に払い込む保険料の払込期限は、当該都道府県連合会が事業規程に基づき告知した日とする。

9 事務費賦課金の払込期限

- (1) 組合等が組合員等に賦課する事務費賦課金は、一括納入を原則とし、その場合の払込期限は、組合員等負担共済掛金の払込期限（7の規定により組合員等負担共済掛金の分割支払をする場合には、その第1回目の払込期限）と同一とする。
- (2) 都道府県連合会が会員たる組合等に賦課する事務費賦課金の払込期限は、都道府県連合会の総会で定めるものとする。

10 督促

- (1) 組合等は、組合員等が3ア、5又は7の払込期限までに組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金を支払わない場合には、督促状により、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (2) 都道府県連合会は、会員たる組合等が保険料又は事務費賦課金を期限までに支払わない場合には、督促状により、期限を指定してこれを督促するものとする。

11 延滞金の徴収

- (1) 組合等は、組合員等が組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金を期限までに支払わないときは、事業規程等の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

- (2) 都道府県連合会は、会員たる組合等が保険料又は事務費賦課金を期限までに支払わないときは、事業規程の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

第9節 共済掛金等に関する権利の消滅時効

組合員等負担共済掛金、保険料、再保険料若しくは事務費賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、組合員等負担共済掛金、保険料若しくは再保険料の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金、保険金若しくは再保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、法第119条の規定により、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

- (注)と畜後廃用事故及び組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合の廃用事故に係る共済金の支払を受ける権利を行行使することができる時とは、牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された日とする。

第10節 共済掛金等の相殺の制限

- (1) 組合員等は、組合等に支払うべき組合員等負担共済掛金及び事務費賦課金について相殺をもって組合等に対抗することができない。
- (2) 特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会に支払うべき保険料及び事務費賦課金について相殺をもって当該都道府県連合会に対抗することができない。
- (3) 特定組合等又は都道府県連合会は、政府に支払うべき保険料又は再保険料について相殺をもって政府に対抗することができない。

第11節 損害防止及び調査

1 損害防止の義務等

- (1) 組合員等は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。
- (2) 組合等は、(1)の管理その他損害防止について組合員等を指導することができる。

2 損害防止の処置の指示

組合等は、組合員等に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員等の負担した費用は、組合等の負担とする。

3 損害防止の指導

- (1) 次のアからウまでの場合には、組合等は、あらかじめ、その旨を組合員等に通知させ、損害防止のため必要な指導をするものとする。
- ア 共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき。

イ 共済目的である家畜を放牧するとき。

ウ 共済目的である家畜を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき。

(2) 次のア又はイの場合には、組合等は、遅滞なく、その旨を組合員等に通知させ、損害防止のため必要な指導をするものとする。

ア 共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。

イ 共済目的である家畜が行方不明になったとき。

4 調査

組合等は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

第12節 共済金

第1款 死亡廃用共済

1 損害の額の算定

死亡廃用共済に係る損害の額は、以下の式によって算定する。

$$\text{損害の額} = \text{共済事故に係る家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額} \times 1 + \text{補償金等} \times 2)$$

※1 損害の額を求めるときの肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る家畜を通常利用すべき方法により利用するとした場合における価額(これらの価額が当該家畜の価額の2分の1を超えるときは、当該価額の2分の1)とする。

※2 社会通念上損害を填補するものであり、単なる見舞金、家畜伝染病予防法の規定により受けるべき手当金及び支援金は含まない。交通事故等により死廃事故となった家畜に対して支払われる損害賠償金等がこれに該当する。

2 共済金の算定

死亡廃用共済に係る共済金の額は、以下の式によって算定される計算共済金と純損害額のいずれか低い額とする。ただし、死廃共済金支払限度の適用される共済事故の場合であって、算定した共済金の額が死廃共済金支払限度額の残額を超える場合は、死廃共済金支払限度額の残額を共済金とする。

$$\text{計算共済金} = \text{損害の額} \times \text{付保割合} \times 1$$

$$\text{純損害額} = \text{共済事故に係る家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額} \times 2 + \text{補償金等} + \text{手当金} \times 3 + \text{支援金} \times 4)$$

- ※1 付保割合＝共済金額 / 共済価額
- ※2 純損害額を算定するときの肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額には、5（2）の再評価売渡価格や第2款の基準額を用いず、実際の売渡価格を用いる。
- ※3 家畜伝染病予防法の規定によって受けるべき手当金をいう。
- ※4 組合員等が主体となって構成する相互扶助組織（事業規程等で定めるものに限る。）から事故に際して支払われる支援金をいう。
（注）1円未満の端数は切り捨てる。

3 支払共済金の決定及び支払

免責事由等がある場合は、算定した共済金の額から、免責額を差し引いた額を支払共済金として組合員等へ支払う。

4 共済事故に係る家畜の価額

1の共済事故に係る家畜の価額は、次のア及びイのとおりとする。

ア 包括共済関係 包括共済家畜区分ごとに、以下の表に定める金額

イ 個別共済関係 共済掛金期間の開始の時ににおける当該家畜の価額

包括共済家畜区分	金額
搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚	共済掛金期間の開始の時（その時後に当該包括共済関係に付された家畜にあつては、その付された時）における当該家畜の価額
育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬	共済事故が発生した時ににおける当該家畜の価額（牛の胎児のうち、乳用種にあつては第7節第2款1ア（カ）aに定める金額、肉用種にあつては同款1イ（カ）aに定める金額）

5 肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額

（1）肉皮等残存物の価額の算定

廃用家畜を枝肉で販売した場合の肉皮等残存物の価額は、（3）の場合を除き、以下の式によって算定される肉皮等残存物の売渡価格とする。ただし、（3）の場合は、基準額を肉皮等残存物の価額とする。

$$\text{肉皮等残存物の売渡価格} = \text{枝肉価額（皮・内臓を含む。）} - \text{枝肉販売に当たり組合員等が要した処理経費※}$$

※ 枝肉販売に当たり組合員等が要した処理経費（以下「処理経費」という。）は次の

①から⑤までのものなどをいう。

- ① と畜料
- ② 運搬費

- ③ 市場手数料
- ④ 販売手数料
- ⑤ 格付料

(2) 廃用家畜の価額の算定

廃用家畜を枝肉として販売せず、生体で取引した場合の廃用家畜の価額は以下の式によって算定される廃用家畜の取引価格とする。ただし、(3)の場合は、基準額を廃用家畜の価額とする。

$$\text{廃用家畜の取引価格} = \text{廃用家畜の売渡価格} \times 1 - \text{売渡先への返還金} \times 2$$

※1 廃用家畜の売渡価格

実際の取引における廃用家畜の売渡価格が低額であると組合等又は都道府県連合会が評価した場合には、組合等及び都道府県連合会が評価に用いた価額（「再評価売渡価額」という。）を廃用家畜の売渡価格として用いるものとする。

なお、廃用家畜の売渡価格の評価に当たっては、組合等の区域の家畜が主に取引される家畜市場における取引価格（組合等の区域に家畜市場がないときは、当該区域における一般的な取引価格）を基準に、廃用家畜の体重（体重が測定できない場合には体重推定尺等を用いて体重を測定する。）を参考とする。

また、廃用家畜の病態等から、部分廃棄になること又は肉質が低下していることが明らかであると認められる場合は、その分を減額して評価して差し支えない。

※2 売渡先への返還金

組合員等が家畜商等へ譲渡した牛が牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断されたことで、組合員等が売渡価格の一部又は全部を家畜商等へ返還又は賠償した場合の当該金額をいう。

(3) 第2款の基準額を適用する場合

種雄牛以外の牛について、肉皮等残存物又は廃用家畜が食肉として利用される場合において、肉皮等残存物の売渡価格又は廃用家畜の取引価格が基準額を下回るときは、肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額には基準額を用いるものとする。ただし、廃用家畜が食肉として利用できない場合（牛伝染性リンパ腫、BSE等により食肉が全部廃棄となる場合など）は、基準額を適用しない。

第2款 廃用家畜の基準額

1 基準額の算定方法

組合等は、廃用家畜の基準額を次のアからウまでにより算定する。

ア 枝肉で販売した場合

$$\text{基準額} = \text{基準単価} \times \text{枝肉重量} - \text{処理経費}$$

(注) 処理経費は、肉皮等残存物を処理するのに実際に要した経費とする。

イ 生体で取引した場合

$$\text{基準額} = \text{基準単価} \times \text{廃用家畜の体重} \times 1 / 2 - \text{処理経費}$$

(注) 処理経費は、廃用家畜を処理するのに要する一般的な経費とし、都道府県連合会又は特定組合等が過去の実績等を基準として一定額を定めておくものとする。

ウ 一般事故であって死廃共済金支払限度額の残額がない場合

$$\text{基準額} = \text{基準単価} \times \text{都道府県連合会又は特定組合等が家畜の品種及び性別等ごとに定める当該地域における家畜の月齢別の標準体重等} \times 1 / 2 - \text{処理経費}$$

(月齢別標準体重の一例)

○ 黒毛和種 (雌)

月齢	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
標準体重	85	140	200	250	310	350	380	410	440	460	470	490

2 基準単価の算出

(1) 都道府県連合会又は特定組合等は、都道府県の家畜が主に出荷されている食肉市場における乳用雌牛(乳用種に限る。以下同じ。)及び乳用肥育去勢牛(乳用種に限る。以下同じ。)のC1規格及びC2規格の前年一年間の1キログラム当たり枝肉取引価額の平均値(以下「基準単価」という。)を算出しておき、当該年度中は都道府県内一律にこの基準単価を用いる。

この場合、複数の食肉市場に出荷されているときは、それぞれの平均値を各食肉市場で処理された都道府県内の廃用家畜の処理頭数割合を重みとして加重平均した値を基準単価とする(基準単価の計算例参照)。ただし、廃用家畜の処理頭数割合が明らかでない場合は、単純平均した値を基準単価とする。

(2) 次のア又はイの事由により、(1)の方法によって基準単価を算出し難いものがある場合は、(1)の方法によらず、近隣都道府県(地理的に隣接する都道府県及び下表の同一ブロック内に所属する都道府県)の食肉市場における乳用雌牛又は乳用肥育去勢牛のC1規格又はC2規格の前年一年間の1キログラム当たり枝肉取引価額の単純平均値を用いて基準単価を算出する。

ア 食肉市場から、基準単価の算出に必要な乳用雌牛又は乳用肥育去勢牛のC1規格又はC2規格に区分されたデータを入手できないこと。

イ 食肉市場から基準単価の算出に必要なデータを入手できるが、そのデータ数がごく少数のため、基準単価の算出に使用するのは適当でないこと。

ブロック	所属する都道府県名
北海道・東北	北海道、青森県、秋田県、宮城県、岩手県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部	愛知県、岐阜県、静岡県、富山県、石川県、福井県、長野県、新潟県
近畿	滋賀県、京都府、奈良県、三重県、和歌山県、大阪府、兵庫県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- (3) (1) 及び (2) に掲げる方法によっても、なおも基準単価を算定し難いものがある場合は、全ての食肉中央卸売市場における乳用雌牛又は乳用肥育去勢牛のC 1規格又はC 2規格の前1年間の1キログラム当たり枝肉取引価格の単純平均値（農林水産省「食肉流通統計（月別）」の「主要卸売市場の規格別枝肉取引成立頭数及び規格別枝肉卸売価格」の「(3)成牛の内訳」において公表されている「中央卸売市場（計）」の「1kg 当たり平均卸売価格（C 1、C 2）」の前年1年間（1～12月）又は基準単価設定時に入手可能な直近1年間の12か月分のデータを合計し、12で除した額）を用いることとする。
- (4) (1) から (3) までの基準単価、基準単価の算出に用いる平均卸売価格及び適用する廃用事故の区分は以下の表のとおりとする。

基準単価の区分	平均卸売価格 (中央卸売市場（計）)	廃用事故の区分
乳用雌牛C 1規格	乳牛めすC 1規格の価格	乳牛の雌※の1号、3号、6号
乳用雌牛C 2規格	乳牛めすC 2規格の価格	乳牛の雌※の5号
乳用肥育去勢牛C 1規格	乳牛去勢C 1規格の価格	乳牛の雌※・種雄牛以外の牛の1号
乳用肥育去勢牛C 2規格	乳牛去勢C 2規格の価格	乳牛の雌※・種雄牛以外の牛の3号

※ 乳牛の雌のうち、包括共済家畜区分が育成・肥育牛に区分されるものを除く。

(基準単価の計算例)

(単位：円/kg)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	処理 頭数 割合
A市場	349	390	413	327	254	251	253	293	293	342	285	282	311	30
B市場	365	370	383	369	263	232	258	288	235	279	309	297	304	50
C市場	323	354	371	306	273	223	242	258	223	287	294	287	287	20

$$\text{基準単価} = (311 \times 30 + 304 \times 50 + 287 \times 20) / 100 = 303 \text{ 円}$$

<参考>

乳用雌牛C1規格の計算例（前年1年間のデータを用いる場合）

1月分のデータとして別表内の乳牛めす・C1規格（中央卸売市場計）の枝肉取引価格（234円/kg）を用いる。また、2月から12月分のデータも同様データを用い、12か月分のデータを単純平均したものを基準単価とする。

(単位：円/kg)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
乳牛めす・C1規格 （中央卸売市場計）	234	250	240	261	302	342	323	269	245	257	277	252

基準単価（乳用雌牛C1規格）

$$= (234 + 250 + 240 + 261 + \dots + 277 + 252) / 12 = 271 \text{ 円/kg}$$

3 基準単価及び処理経費の調査・審議

基準単価及び生体取引の場合の処理経費については、損害評価会において調査・審議した上で決定する。

第3款 死廃事故に係る共済金支払限度額

1 死廃共済金の支払限度

(1) 死廃共済金支払限度額の適用を受ける共済関係

牛又は豚に係る包括共済関係のうち、組合員等ごとの被害率が農林水産大臣が定める率を超えることその他農林水産大臣が定める事由に該当する組合員等との間に存するものは、死廃事故に係る共済金の支払額に限度が設けられる。

なお、組合員等ごとの被害率は、算定期間（死廃共済金支払限度額の適否を判断する共済掛金期間の開始日（以下「適用開始日」という。）の4年前の日から適用開始日の前日の1年前の日までの3年間。以下同じ。）に共済掛金期間の末日が属する共済掛金期間（以下「算定共済掛金期間」という。）の全てを対象に、次式によって求めた被害率を加重平均した値とする。ただし、繁殖用雌牛及び育成・肥育牛に

係る包括共済家畜区分であって、算定期間を3等分したときの各1年間の全てに算定共済掛金期間を有するときは、最大位の算定共済掛金期間を除いた全ての算定共済掛金期間を対象とし求めた値とする。

$$\text{被害率} = \frac{\text{期末調整後の一般事故に係る支払共済金}}{\text{期末調整に係る経過共済金額} \times \text{短期係数}} \times 100$$

(2) 死廃共済金支払限度額の算定

死廃共済金支払限度額は、以下の式によって算定される金額とする。

$$\text{死廃共済金支払限度額} = \text{共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

2 死廃共済金支払限度額の変更

(1) 期中において第7節第4款の家畜の異動により共済金額を変更した場合は、1(2)に規定する死廃共済金支払限度額を以下の式によって算定される金額へ変更する。

$$\text{死廃共済金支払限度額} = \text{経過共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

※ 経過共済金額については、第8節第1款1(2)を参照。

(2) (1)の規定により死廃共済金支払限度額を変更した場合は、組合等は、次のア及びイにより共済金の追加支払又は返還請求を行う。

ア 死廃共済金支払限度額が増額する場合

変更前の死廃共済金支払限度額を適用され、支払われなかった共済金が存在するときは、増額した額を限度にこれを支払う。

イ 死廃共済金支払限度額が減額する場合

変更後の死廃共済金支払限度額が、期首から家畜の異動日の前日までに発生した一般事故の支払共済金総額を下回るときは、以下の式によって算定される金額の返還請求を行う。

返還請求額

$$= \text{一般事故の支払共済金総額} - \text{変更後の死廃共済金支払限度額}$$

(3) 死廃共済金支払限度額を変更した場合は、以下の式によって算定される金額を異動日における死廃共済金支払限度額の残額とし、当該異動日以降に発生した一般事故の共済金算定に適用する。

異動日における残額

＝ 変更後の死傷共済金支払限度額 － 追加支払又は返還請求後の一般事故の
支払共済金総額

第4款 疾病傷害共済

1 損害の額の算定

(1) 疾病傷害共済の損害の額は、次の式①と式②で算定される額のいずれか低い方の額を損害の額とする。

【式①】

損害の額＝診療総点数 × 1点の価額 × 90/100※

【式②】

損害の額＝診療その他の行為によって組合員等が負担した費用 × 90/100※

※ 令和2年1月1日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係については、「90/100」とあるのを「100/100」とする。

(注) 共済金の計算における1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 診療総点数は、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が家畜共済診療点数表に定める点数の合計とする(診療点数制)。

(3) 家畜共済診療点数表では、診療行為を種別に区分し、それぞれの種別ごとにA種点数とB種点数を次のとおり定めている。

ア A種点数 診療費のうち直接費(医薬品費、医療用消耗品等、医療用器具及び機械の償却費、往診用車両の修理費及び償却費並びに往診用車両の燃料費及び往診時の交通費)に対応する点数をいう。

イ B種点数 直接費と獣医師の診療技術料(間接費)を合計した、診療費全体に対応する点数をいう。

B種点数＝A種点数＋診療技術料※

※ 診療技術料は、B点からA点を差し引いた点数によって求められる。

(4) 1点の価額は、農林水産大臣が定める金額(10円)とする。

2 共済金の算定

損害の額を共済金とする。

(注) 端数計算 共済金の計算における1円未満の端数は切り捨てる。

3 支払共済金の算定

免責事由がある場合は、2で算定した共済金の額から、免責額を差し引いた金額

を支払共済金として、共済金額を限度として組合員等へ支払う。

4 組合員等の1割自己負担

次のア又はイの金額のうち、いずれか低い方の額の1割を1割自己負担金という。

ア 診療総点数 × 1点の価額

イ 診療その他の行為によって組合員等が負担した費用

第13節 死亡廃用共済における共済掛金等の期末調整

第1款 共済掛金期間中に共済価額の変更がない場合

1 共済価額の算定

(1) 共済価額を共済掛金期間中の飼養実績頭数に基づき以下の式により算定する。

$$\text{共済価額} = \Sigma (\text{品種別、用途別、性別及び月齢別の期中に飼養した家畜の頭数} \times \text{価額} \times)$$

※ 価額については期首時の評価基準に基づく

(2) 共済価額の算定に当たっては、次のアからウまでの点に留意する。

ア 月齢は、家畜の飼養開始年月日及び生年月日並びに当該共済掛金期間の開始年月日及び終了年月日を基に算出した満月齢とする。

イ 胎児で死亡したものの月齢は、アの規定にかかわらず、「死亡年月日+40日」の日を生年月日として算出した満月齢とする。

なお、育成乳牛に属するものの価額は乳用種の雄の価額を用いて、育成・肥育牛に属するものの価額は雄の価額と雌の価額の平均とする。

ウ 胎児で死亡したもののうち、イの生年月日が共済掛金期間の終了年月日以後となるものは胎児の価額を適用する。

2 組合員等負担共済掛金の差額

期末において、家畜の飼養実績に基づき共済価額に差額※が生じた場合、次のアからエまでにより組合員等負担共済掛金の差額を算定する。

※ 共済価額の差額 = 期末調整に係る共済価額 - 期末調整前の共済価額

ア 共済掛金の算定

期末調整に係る共済掛金は、以下の式により算定する。

$$\text{期末調整に係る共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数}$$

イ 国庫負担共済掛金の算定

期末調整に係る国庫負担共済掛金は、以下の式により算定する。ただし、その額が国庫負担限度額を超える場合には国庫負担限度額とする。

$$\text{期末調整に係る国庫負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \\ \times \text{国庫負担割合}$$

$$\text{国庫負担限度額} = \text{基準金額} \times \text{飼養実績頭数} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \\ \times \text{国庫負担割合}$$

※ 第8節第4款2(3)に定める基準金額

(注) 1円未満の端数は切り捨てる。

ウ 組合員等負担共済掛金の算定

期末調整に係る組合員等負担共済掛金は、以下の式により算定する。

$$\text{期末調整に係る組合員等負担共済掛金} \\ = \text{期末調整に係る共済掛金} - \text{期末調整に係る国庫負担共済掛金}$$

エ 組合員等負担共済掛金の差額の算定

組合員等負担共済掛金の差額は、以下の式により算定する。

$$\text{組合員等負担共済掛金の差額} \\ = \text{期末調整に係る組合員等負担共済掛金} - \text{払込済組合員等負担共済掛金}$$

3 組合員等負担共済掛金の差額の徴収又は払戻し

組合員等負担共済掛金の差額が生じたときは、組合等は、速やかに当該差額の徴収又は払戻しを行うものとする。

第2款 共済掛金期間中に共済価額の変更があった場合

1 共済価額の算定

第1款1の規定に準ずる。

2 組合員等負担共済掛金の差額

期末において、家畜の飼養実績に基づき共済価額に差額※が生じた場合又は共済価額の差額の発生の有無に関わらず、共済掛金期間中に共済価額の減額があった場合、次のアからエまでにより組合員等負担共済掛金の差額を算定する。

※ 共済価額の差額 = 期末調整に係る共済価額 - 最終変更後時点の共済価額

ア 共済掛金の算定

期末調整に係る共済掛金は、以下の式により算定する。

期末調整に係る共済掛金

= 期末調整に係る経過共済金額※1 × 共済掛金率 × 短期係数

※1 期末調整に係る経過共済金額

= (期首期間の期末共済価額※2 × 期首付保割合)
+ (期中期間の期末共済価額※3 × 期中変更後付保割合)
+ (最終期間の期末共済価額※4 × 最終変更後付保割合)

※2 期首期間の期末共済価額

①「期首時点の共済価額」 < 「最終変更後時点の共済価額」のときは、以下の式により算定する。

期首期間の期末共済価額 = 期首期間の共済価額※5

+ 共済価額の差額 × $\frac{\text{期首時点の共済価額}}{\text{最終変更後時点の共済価額}}$ × 期首期間の日数割合※7

②「期首時点の共済価額」 > 「最終変更時点の共済価額」のときは、以下の式により算定する。

期首期間の期末共済価額 = 期末調整に係る共済価額 × 期首期間の日数割合※7

※3 期中期間の期末共済価額

①「変更後時点の共済価額」 < 「最終変更後時点の共済価額」のときは、以下の式により算定する。

期中期間の期末共済価額 = 期中期間の共済価額※6

+ 共済価額の差額 × $\frac{\text{変更後時点の共済価額}}{\text{最終変更後時点の共済価額}}$ × 期中期間の日数割合※8

②「変更後時点の共済価額」 > 「最終変更後時点の共済価額」のときは、以下の式により算定する。

期中期間の期末共済価額 = 期末調整に係る共済価額 × 期中期間の日数割合※8

※4 最終期間の期末共済価額 = 期末調整に係る共済価額 × 最終期間の日数割合※9

※5 期首期間の共済価額 = 期首時点の共済価額 × 期首期間の日数割合※7

※6 期中期間の共済価額

= 最終変更以外の変更後時点の共済価額 × 期中期間の日数割合※8

※7 期首期間の日数割合 = (最初の変更日 - 共済掛金期間開始日) / 共済掛金期間の日数

※8 期中期間の日数割合 = (変更日 - 前回変更日) / 共済掛金期間の日数

※9 最終期間の日数割合

= (共済掛金期間終了日 - 最終変更日 + 1日) / 共済掛金期間の日数

イ 国庫負担共済掛金の算定

期末調整に係る国庫負担共済掛金は、以下の式により算定する。ただし、その

額が国庫負担限度額を超える場合には国庫負担限度額とする。

$$\text{期末調整に係る国庫負担共済掛金} = \text{期末調整に係る経過共済金額} \\ \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

$$\text{国庫負担限度額} = \\ (\text{期首期間の金額} \times 1 + \text{期中期間の金額} \times 2 + \text{最終期間の金額} \times 3) \\ \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

※1 期首期間の金額

- ①「期首時点の共済価額」 < 「最終変更後時点の共済価額」のときは、以下の式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{期首期間の金額} \\ & = \text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数} \times \text{期首期間の日数割合} \\ & + \text{基準金額} \times (\text{期中の飼養実績頭数} - \text{最終変更後の引受頭数}) \\ & \times \frac{\text{基準金額} \times \text{期首の引受頭数}}{\text{基準金額} \times \text{最終変更後の引受頭数}} \times \text{期首期間の日数割合} \end{aligned}$$

- ②「期首時点の共済価額」 > 「最終変更後時点の共済価額」のときは、以下の式により算定する。

$$\text{期首期間の金額} = \text{基準金額} \times \text{期中の飼養実績頭数} \times \text{期首期間の日数割合}$$

※2 期中期間の金額

- ①「変更後時点の共済価額」 < 「最終変更後時点の共済価額」のときは、以下の式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{期中期間の金額} \\ & = \text{基準金額} \times \text{変更後の引受頭数} \times \text{期中期間の日数割合} \\ & + \text{基準金額} \times (\text{期中の飼養実績頭数} - \text{最終変更後の引受頭数}) \\ & \times \frac{\text{基準金額} \times \text{変更後の引受頭数}}{\text{基準金額} \times \text{最終変更後の引受頭数}} \times \text{期中期間の日数割合} \end{aligned}$$

- ②「変更後時点の共済価額」 > 「最終変更後時点の共済価額」のときは、以下の式により算定する。

$$\text{期中期間の金額} = \text{基準金額} \times \text{期中の飼養実績頭数} \times \text{期中期間の日数割合}$$

※3 最終期間の金額 = 基準金額 × 期中の飼養実績頭数 × 最終期間の日数割合

ウ 組合員等負担共済掛金

期末調整に係る組合員等負担共済掛金は、以下の式により算定する。

$$\text{期末調整に係る組合員等負担共済掛金} \\ = \text{期末調整に係る共済掛金} - \text{期末調整に係る国庫負担共済掛金}$$

エ 組合員等負担共済掛金の差額

期末調整に係る組合員等負担共済掛金の差額は、以下の式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{組合員等負担共済掛金の差額} \\ & = \text{期末調整に係る組合員等負担共済掛金} - \text{払込済組合員等負担共済掛金} \end{aligned}$$

- 3 組合員等負担共済掛金の差額の徴収又は払戻し
第1款3の規定に準ずる。

第14節 死亡廃用共済における共済金の期末調整

- 1 死廃共済金支払限度額の算定

期末において、家畜の飼養実績に基づき共済価額に差額が生じた場合は、死廃共済金支払限度額を次のア及びイの式により算定される金額へ変更する。

ア 共済掛金期間中に共済価額の変更がない場合

$$\begin{aligned} \text{期末調整後の死廃共済金支払限度額} & = \text{共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \\ & \quad \times \text{短期係数} \end{aligned}$$

イ 共済掛金期間中に共済価額の変更があった場合

$$\begin{aligned} \text{期末調整後の死廃共済金支払限度額} \\ & = \text{期末調整に係る経過共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数} \end{aligned}$$

※ 第13節第2款2のアの※1の期末調整に係る経過共済金額

- 2 共済金の差額の追加支払又は返還請求

(1) 期末調整前の死廃共済金支払限度額が適用され、支払われなかった共済金が存在するときは、組合等は速やかに期末調整後の死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金の追加支払いを行うものとする。

(2) 死廃共済金支払限度額が減額した場合に、期末調整後の死廃共済金支払限度額が当該共済掛金期間中に発生した死廃事故に係る期末調整前の一般事故の支払共済金総額を下回るときは、組合等は、速やかに以下の式によって算定される金額の返還請求を行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{返還請求額} & = \text{期末調整前の一般事故の支払共済金総額} - \text{期末調整後の} \\ & \quad \text{死廃共済金支払限度額} \end{aligned}$$

- 3 組合員等負担共済掛金の差額と共済金の差額の相殺
期末調整によって生じた組合員等負担共済掛金の差額と共済金の差額については、相殺することができる。

第15節 免責

第1款 組合等による免責

1 免責事由

次のアからシまでに掲げる場合には、組合等は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができる。

ア 組合員等が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。

イ 組合員等が第11節2の規定に基づく損害防止の処置の指示に従わなかったとき。

ウ 組合員等が第7節第4款1に規定する異動通知、事故発生通知又は損害発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

エ 組合員等が正当な理由がないのに組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したとき。

オ 家畜共済の申込みをした組合員等が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合等がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

カ 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。

（注）牛の胎児の奇形並びに出生子牛の奇形及び不具で共済事故となるものはこの限りでなく、オの規定に準じて取り扱うものとする。

キ 戦争その他の変乱によって損害が生じたとき。

ク 組合員等又はその法定代理人（組合員等以外の者で共済金を受けるべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって損害（組合員等が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、故意によって生じた損害）が生じたとき。

ケ 組合員等と同一の世帯に属する親族の故意によって損害が生じたとき（その親族が組合員等に共済金を取得させる目的がなかつた場合を除く。）。

コ 次の（ア）から（ク）までに掲げる場合を除き、家畜に係る共済責任の始まった日から2週間以内に当該家畜に共済事故が生じたとき。

（ア）当該共済事故の原因が当該共済責任の始まった時以降に生じたものである場合

- (イ) 当該共済事故に係る家畜が、法第 102 条第 3 項又は第 5 項の規定による公示のあった日から 2 週間以内に当該公示に係る共済事業を行う市町村の家畜共済に付されたものであって、当該公示の際に、当該市町村に対し法第 101 条第 1 項の規定による申出をした農業共済組合の家畜共済に付されていたものである場合
- (ウ) 当該共済事故に係る家畜が、共済事業を行う市町村が法第 111 条第 1 項の規定により共済事業の全部を廃止した際にその行う家畜共済に付されていたものであって、廃止の日から 2 週間以内に、当該市町村の共済事業の実施区域であった地域をその区域に含む農業共済組合の家畜共済に付されたものである場合
- (エ) 当該共済事故に係る家畜が、包括共済関係に付されたものであって、当該包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から付されていたものである場合
- (オ) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から当該組合員等の他の包括共済関係に付されていたものであって、当該他の包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜でなくなったことにより、当該共済事故に係る包括共済関係に付されたものである場合
- (カ) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されていたものであって、種雄牛又は種雄馬となった後 2 週間以内に当該共済事故に係る個別共済関係に付されたものである場合
- (キ) 当該共済事故に係る家畜が、規則第 47 条の生育の程度に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等（子牛にあつては、組合員等が出生後引き続き飼養しているものに限る。）である場合であつて、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から、当該組合員等の共済関係に付されていたものであるとき（当該母牛が当該組合員等の共済関係に付される 2 週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）の共済関係に付されていた場合であつて、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後 1 週間以内に当該組合員等の共済関係に付されたものであるときを含む。）。
- (ク) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される 2 週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）に係る共済関係に付されていたものであって、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後 1 週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されたものである場合
- サ 次の（ア）及び（イ）に掲げる場合を除き、死亡廃用共済に付された家畜であつて廃用に係るものを、あらかじめ組合等の承諾を得ずにと殺し、又は譲り渡したこと。
- （ア）当該廃用に係る家畜を緊急にと殺し、又は譲り渡す必要があつたこと。
- （イ）当該廃用に係る家畜が牛伝染性リンパ腫又は B S E にかかっていることを知

らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な過失がないこと。
シ 組合員等が競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）による競馬の競走に共済目的である馬を出走させたことによって損害を生じさせたとき。

2 免責及び免責額の決定

(1) 免責の方法は、次のアからクまでに定めるとおりとする。

ア 牛伝染性リンパ腫に係る共済事故の場合

(ア) 牛伝染性リンパ腫による死産事故については、現地確認※を行った組合等が、次の a から d までに掲げる牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置の実施状況を現地において確認するものとし、組合員等がいずれかを実施していない場合は、通常すべき管理その他損害防止を怠ったとして、実施していない項目数にかかわらず、共済金を 4 割免責する。

- a 同一の注射針を複数の牛に使用しないこと。
- b 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を 1 頭ごとに必ず交換すること。
- c 妊娠鑑定時に用いるエコープローブをカバーで被覆して 1 頭ごとに交換すること。
- d 除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器等の血液が付着する物品は洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること。

※ 組合員等若しくは当該牛の診療をした獣医師への聴き取り又は使用器具や消毒液の現物の確認により行う。テレビ電話等情報通信機器を使用した方法で確認した場合は、テレビ電話等情報通信機器を使用した画像を通じて牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置の実施状況を確認する。また、第 3 章第 1 節第 2 款 1 (2) ②により事故を確認した場合は、組合等の家畜診療所の所長が、牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置の実施状況を確認すること。

(注) 実施されていない項目が確認された場合には、管轄の家畜保健衛生所にその旨情報提供を行う。

(イ) と畜後廃用事故及び組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又は B S E と診断された場合の廃用事故において、組合員等が第 3 章第 1 節第 1 款 1 に定める組合等への事故発生通知を怠った場合※には、共済金を 1 割免責する。

※ 組合員等が第 3 章第 1 節第 1 款 2 (2) のと畜後廃用関係書類又は (3) の廃用関係書類を受け取った後 3 日を超えて組合等に対し当該事故の発生通知をしなかった場合

イ 共済掛金の払込を遅延した場合 (1 エ関連)

(ア) 掛金分納を行う場合において、組合員等が正当な理由がないのに第 2 回目以降の共済掛金の払込みを猶予期間を経過して遅滞したときは、払込 (納) 期限後共済掛金が払い込まれた時までの間に発生した共済事故については、共済金

の全部を免責する。

(イ) 第8節第1款1(2)に規定する期中の共済金額変更時の共済掛金について、組合員等が正当な理由がないのに払込みを遅延した時は、異動の日から共済掛金の払込までに発生した共済事故に係る共済金の全部を免責する。

(ウ) 掛金の期末調整を行うときに、組合員等が正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅延した時は、当該共済掛金期間の次の共済掛金期間において、払込(納)期限後から共済掛金の払込までに発生した共済事故に係る共済金の全部を免責する。

ウ 持ち込み事故の場合

1カの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

エ 戦争その他の変乱による事故の場合

1キの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

オ 故意又は重大な過失による事故の場合

1ク又はケの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

カ 待期間中の事故の場合

1コの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

キ 廃用認定前のと殺又は譲渡

1サの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

ク 競馬法による競馬出走中の事故の場合

1シの規定に基づき免責を行うときは、当該共済事故に係る共済金の全部を免責する。

(2) 組合等は、(1)に定めるもののほか、次のアからウまでに定める事項について免責の適否及び免責額に係る免責基準を作成し、これに基づき免責を行うことができる。

ア 組合員等が通常すべき管理その他損害防止義務を怠った場合の免責

イ 組合員等が組合等から損害防止のために特に必要な処置をすべきことを指示されたときにその指示に従わなかった場合の免責

ウ 病傷事故発生通知又は病傷事故診断書の提出が遅延した場合の免責※

※ この場合の免責額を支払うべき共済金の1割又は2割(遅延の程度・頻度等により更に高割合とする。)とし、少なくとも1年以上遅延した場合は全額免責とすること。

(注) 免責基準の作成に当たっては、保険監理官が別途通知するガイドラインを参考とし、理事会に諮り理事過半数の同意を得ること。

(3) 免責及び免責額は、(1)及び(2)に定めるもののほか、理事過半数の同意によ

って決定するものとする。なお、免責した場合には、家畜共済保険金請求書及び家畜共済損害発生通知書に免責額を決定した経過及びその理由を具体的に記入した理事過半数の同意書を添付するものとする。

第2款 都道府県連合会の免責事由

保険金の免責事由は、次のアからクまでに掲げるとおりであり、保険金の全額又は一部を免責する。

ア 組合等が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払ったとき。

イ 組合等が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。

ウ 組合等が事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。

エ 組合等が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

オ 組合等が組合員等との間に存する共済関係に関し必要な事項について都道府県連合会に対する通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

カ 組合等が事故発生通知及び損害通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

キ 組合等が組合員等に通常すべき管理その他の損害防止の指導を怠ったとき。

ク 組合等が都道府県連合会から損害防止のため特に必要な措置をすべきことを指示された場合においてその指示に従わなかったとき。

第3款 組合員等への説明

組合等は、免責を行う場合には、組合員等に対して、あらかじめ免責事由及び免責額について説明を行うとともに、事態の改善を図るよう文書により指導する。

第16節 危険の減少

1 共済関係

共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合員等は、組合等に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

2 保険関係

組合等は、1の規定により共済掛金を減額したときは、都道府県連合会（特定組合等にあつては、政府）に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

第17節 共済関係の無効等

第1款 共済関係の無効等

1 共済関係の無効

- (1) 第5節第1款2(2)の規定による申込みの承諾の際、包括共済家畜区分に属する家畜で同款2(2)ア又はイに掲げる事由のないものに係る個別共済関係は、無効とする。
- (2) 第5節第1款2(1)又は(2)の規定に違反する個別共済関係は、無効とする。

2 共済関係の失効

- (1) 個別共済関係に付された家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第5節第4款(1)(同款(7)において準用する場合を含む。)の規定により当該個別共済関係に関し権利義務が承継された場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。
- (2) 第6節第1款(2)又は(3)に規定する場合であって、第8節第6款2(1)の規定に違反したときは、当該家畜共済の共済関係は、その成立の時からその効力を失う。
- (3) 第8節第6款2(4)の規定による猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。
- (4) 第8節第6款4の規定に違反したときは、第5節第4款(1)(同款(7)において準用する場合を含む。)の規定により承継した権利義務は、その承継の時からその効力を失う。
- (5) 個別共済関係の共済目的である家畜(乳牛の雌を除く。)が共済目的の種類を変更したときは、当該個別共済関係は、その変更の時からその効力を失う。

3 共済関係の無効等の場合の効果

組合等は、共済関係の無効若しくは失効の場合又は組合等が共済金支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った組合員等負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、組合員等が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

第2款 保険関係の無効等

1 保険関係の無効等

次のア又はイの場合には、保険関係の全部若しくは一部は無効となり、又は失効する。

- ア 会員の有する共済関係が無効となり又は失効したとき。
- イ 会員がその資格を喪失したとき。

2 保険関係の無効等の場合の効果

保険関係の無効、失効又は都道府県連合会が保険金支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った保険料は返還しない。ただし、無効の場合において、会員が善意であって、かつ、重大な過失がなかった場合は、この限りでない。

第3款 共済関係の解除

1 告知義務違反による解除

- (1) 組合員等は、家畜共済の申込みの際、家畜共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合等が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。
- (2) 組合等は、組合員等が、前項の規定に基づき組合等が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。
- (3) 組合等は、前項の規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
 - ア 家畜共済の申込みの承諾の当時において、組合等が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - イ 組合等のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（組合等のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、組合員等が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - ウ 共済媒介者が、組合員等に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- (4) (3) イ及びウの規定は、当該イ及びウに規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員等が(2)の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- (5) (2)の規定による解除権は、組合等が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅する。家畜共済の申込みの承諾の時から6か月を経過したときも、同様とする。

2 重大事由等による解除

- (1) 組合等は、次のアからウまでに掲げる重大な事由がある場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。
 - ア 組合員等が、組合等に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
 - イ 組合員等が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、組合等の組合員等に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(2) 組合等は、第5節第1款3イに掲げる事由が生じた場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

3 解除の効力

(1) 家畜共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

(2) 組合等は、1又は2の規定により共済関係の解除をした場合には、次のア又はイに定める損害を填補する責任を負わない。

ア 1の告知義務違反による解除

解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

イ 2の重大事由等による解除

2に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害。

第18節 第三者に対する権利の取得

(1) 組合等は、共済金の支払を行ったときは、次のア又はイに掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合員等が取得する債権（以下この節において「組合員等債権」という。）について当然に組合員等に代位する。

ア 組合等が支払った共済金の額

イ 組合員等債権の額（アに掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等債権の額から当該不足額を控除した残額）

(2) 前項の場合において、アに掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等は、組合員等債権のうち組合等が代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合等の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

第19節 業務の委託

組合等は、組合員等負担共済掛金及び事務費賦課金の徴収に係る事務（第8節第6款10の規定による督促を除く。）、家畜共済の申込書の受理に係る事務並びに共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）を農業協同組合、農業協同組合連合会又は規則第71条に規定する金融機関に委託することができるものとする。

第20節 他人の家畜を家畜共済に付したときの共済金の請求権

(1) 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害を填補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠

償請求権を有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

- (2) 組合員等は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該家畜の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合等に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

第21節 保険関係の協議等

1 保険関係の協議

- (1) 家畜共済に係る保険関係において、都道府県連合会が支払うべき家畜共済に係る保険金の額を施行令第23条第3項第2号のイの金額又はロの金額のどちらの金額にするかは、都道府県連合会と組合等とが協議して定めるもの（保険関係の成立の時までにその協議が調わない場合にあっては、ロに掲げる金額）とする。
- (2) 保険関係は、共済関係ごとに定めるものとし、一共済掛金期間中は変更できないものとする。
- (3) 協議は、「家畜共済保険関係協議書」（様式例1-8）により行うものとする。

2 特定組合等の保険関係について

- (1) 特定組合等の家畜共済の保険関係に係る保険金の額は、事業年度ごとに、次のイ及びロに掲げる額の総額が家畜通常責任共済金額を超える場合におけるその超える部分の金額の100分の95に相当する金額とする。
イ ロに掲げる共済関係を除いた家畜共済の共済関係に係る共済金の額
ロ 特定組合等が指定する疾病傷害共済の共済関係に係る共済金の額のうち、規則第233条で定めるところにより、規則第166条の規定を準用して算定される金額
- (2) (1)ロの共済関係の指定は、当該共済関係に係る共済責任が開始する時（都道府県連合会の組合員たる組合等の区域の全てを合わせた区域をその区域とする特定組合が成立したときは、法第73条第4項の再保険関係に係る共済掛金期間の満了の日の翌日に開始する共済掛金期間の開始する時）までに行うものとする。
- (3) (1)ロの共済関係の指定は、一共済掛金期間中は変更できないものとする。
- (4) (1)ロの共済関係の指定を変更するときは、当該変更を行う共済関係に係る共済掛金期間の開始する時までに行うものとする。

3 保険割合（組合等の責任保留）の特例

組合等（特定組合等を除く。）の共済責任の保留割合は2割（特別の事由があるときは3割）とされている。

ただし、包括共済家畜区分（規則第101条第2項各号に掲げる区分）ごとに、最近年次における当該組合等の区域内に住所を有する者が飼養する家畜で法第98条第1項第2号に掲げる牛、馬又は種豚であるものの頭数を乳用牛については300頭、肉用牛については700頭、一般馬については500頭、種豚については400頭で除

し、小数点以下第2位で四捨五入して得た数の合計が、1.0未満の組合等については、肉豚に係る家畜共済に係るものを除き共済責任の保留割合を1割とすることができる。

なお、共済責任の保留割合を変更する場合は4によって行うものとする。

4 責任保留の手続等

- (1) 都道府県連合会は、共済責任の保留割合の変更を希望する組合等がある場合には、あらかじめ当該組合等及び知事と協議を行うものとする。
- (2) 都道府県連合会は、共済責任の保留割合を変更する組合等があるときは、あらかじめ、共済責任の保留割合を変更しようとする組合等名、共済目的の種類及び保留割合を農林水産省に報告する。
- (3) 保留割合の変更は、年度始めに行うものとする。

第22節 責任準備金

規則第29条に規定する責任準備金は、次のアからウまでの方法により算定する。

ア 責任準備金は、以下の式により算定するものとし、その算定された額の合計額とする。

$$\text{責任準備金} = \text{手持共済掛金又は手持保険料} \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{当該共済掛金期間月数}}$$

イ 未経過月数は、当該共済掛金期間開始月の翌月の初日から始まったものとしてこれを計算する。

ウ 共済掛金期間開始月別及び共済掛金期間別の未経過月数は、以下の表のとおりとする。

共済掛金 期間 開始月	1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	11 か 月	12 か 月
4月												1
5月											1	2
6月										1	2	3
7月									1	2	3	4
8月								1	2	3	4	5
9月							1	2	3	4	5	6
10月						1	2	3	4	5	6	7
11月					1	2	3	4	5	6	7	8
12月				1	2	3	4	5	6	7	8	9
1月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

第23節 家畜診療所

1 目的及び設置

家畜診療所は、診療給付、共済家畜の損害防止等を行い、もって組合員等の負担の軽減と受益の増進を図ることを目的とする。家畜診療所は、農業共済団体等が総会（総代会）又は議会の承認を経て設置する。2以上の農業共済組合が共同して家畜診療所を設置することもできるが、この場合は、運営を担当する農業共済組合は、財産の帰属、出費及び費用の負担関係を別に定めておくことが必要である。知事は、家畜診療所の設置、移転、廃止等に当たっては、必要に応じて農業共済保険審査会の意見を聴いて指導する。

2 業務

家畜診療所が行う業務は、次のアからカまでのとおりとする。

- ア 共済家畜の診療
- イ 損害防止
- ウ 家畜共済の引受及び損害認定に係る業務
- エ 家畜共済の普及及び加入の推進
- オ 畜産諸施策に対する協力
- カ その他目的達成のため必要とする業務

家畜診療所は、診療の求めに応じて診療の給付を行い、損害防止事業の実施の中心となることはもとより、家畜衛生、飼養管理等についても積極的に指導することが望ましい。

3 組合員等への診療内容の通知

家畜診療所において、組合員等の家畜に病傷事故に係る診療を行った場合、次のアからキまでの事項を診療日からおおむね1週間以内に、書面又は電子媒体で組合員等に通知しなければならない。本通知を診療種別等通知書（様式例13）という。

なお、当該アからキまでの必要事項を全て記載している場合は、診療種別等通知書に替えて当該資料において通知することができる。

- ア 診療した家畜の所有者又は管理者の氏名
- イ 診療家畜を特定できる情報（個体識別番号等）
- ウ 診療日
- エ 種別等
- オ 治療に用いた動物用医薬品等の品名
- カ 獣医師名
- キ 発行日

4 規模

家畜診療所の経営は、その人員及び施設と診療区域内の加入頭数ないし診療頭数とが均衡することが必要である。診療の季節的な繁閑については、診療業務以外の業務を計画的に織り込むことによって事業量の平均化を図ることが必要である。

5 職員

家畜の診療を担当する獣医師は2名以上、可能ならば事務職員を併せて配置し、専門化、分担、協力等によって診療能率の向上と勤務の適正化を図ることが望ましい。

家畜診療所職員の人件費は、家畜診療所勘定によって賄うこと。獣医師については同種同類の職種相当の待遇を図ることが必要である。

6 施設

器具機械の整備、更新、保存等に努めるとともに、診療用車両の充実を図り、診療の集団的实施及び損防事業その他の事業の計画的実施によって業務の能率の向上を図る必要がある。

7 診療料金

診療料金は、農林水産大臣が定める点数及び家畜診療所の運営の状況を勘案して総代会において定める。ただし、非加入家畜の診療費及び家畜共済診療点数表の種別に規定のない診療行為に係る診療料金については、事業規程に基づき別途理事会で定めることができる。

8 収支

(1) 家畜診療所の経理は、家畜診療所勘定で処理する。

ただし、家畜診療所の土地、建物及び構築物については、一般的な資産として業務の執行に要する経費に関する勘定で処理することとしている。また、診療行為に必要な人員機材等を使用して損害防止等を行った場合で、診療以外に要した費用を区分することが困難な場合は、それらの費用も含めて家畜診療所勘定で処理することとなる。

(2) 家畜診療所の収支は毎年度均衡することが望ましい。このため、遠隔診療、画像による損害認定等による業務の効率化や診療所規模の適正化、加入頭数の増加、損防事業の積極化、医療品の節減等を図るほか、診療業務以外の業務を含めて事業を計画化し、その収益確保を図る等の措置が必要である。

収支の均衡がとれないため存続が困難である場合には、統廃合による合理化を図ることが必要である。

9 他機関との協調

家畜診療所は、畜産・衛生関係の施設及び団体との連絡協調に努め、その地域に

における畜産振興のセンターとしての役割の一端を担うこととする。

10 その他

家畜診療所の運営に関する細部は、別に定める運営規則により行うものとする。

農業共済団体等家畜診療所運営規則（例）

1 総則

（目的）

第1条 この連合会（組合、市町村）は、事業規程（条例）第〇条の規定により設置した家畜診療所（以下「診療所」という。）の適正な運営を図るため、この規則を定める。

（備考）共同診療所の場合には、次の例により規定すること。

第1条 この組合は、事業規程第〇条の規定により〇〇農業協同組合、〇〇農業共済組合及び〇〇農業共済組合（以下「関係組合」という。）と共同して設置した家畜診療所（以下「診療所」という。）の適正な運営を図るため、この規則を定める。

（名称、所在地及び主な事業区域）

第2条 診療所の名称、所在地及び主な事業区域は、次のとおりとする。

名称	所在地	主な事業区域

（備考）共同診療所の場合には、次の1項を加えること。

2 診療所に係る事務は、〇〇農業共済組合（以下「担当組合」という。）において行う。

（職員の構成）

第3条 診療所に次の職員を置く。

所長1名

所員〇名

2 所長は、診療所の業務を統括する。

3 所員は、所長を補佐して業務を実施する。

（備考）共同診療所の場合には、次の1項を加えること。

4 診療所の職員は、〇〇農業共済組合の職員とする。

2 業務

(業務の内容)

第4条 診療所は、次の業務を行う。

- (1) 共済家畜の診療
- (2) 損害防止
- (3) 家畜共済の引受け及び損害認定に係る業務
- (4) 家畜共済の普及及び加入の推進
- (5) 畜産諸施策に対する協力
- (6) その他目的達成のために必要とする業務

(業務の計画)

第5条 所長は、前条の業務の実施のため毎年度、事業計画に基づき細部の実施計画を作成して連合会会長（組合長、市町村長）に提出するものとする。

3 診療料金

(診療料金)

第6条 診療料金は、この連合会（組合、市町村）の総会（総代会、規則）で定めたものとする。

(徴収すべき診療料金)

第7条 診療料金から支払共済金を差し引いた金額は、診療料金等請求書により徴収するものとする。

4 診療所の行う事務

(事故発生通知の受付等)

第8条 事故発生通知、往診依頼の受付等は、原則として所長が一元的に管理する。
また、獣医及び家畜人工授精師等（以下「獣医職員等」という。）が直接、診療等の依頼を受けた場合は、このことを電話等により速やかに診療所に連絡する。

(加入証の取扱い)

第9条 共済家畜の診療を行うに当たっては、加入証の提示を求め、その確認を行う。

(診療の通知等)

第10条 獣医師が診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行った場合は、診療種別等通知書を2部作成し、副本を診療所で保管するとともに正本を組合員等に交付する。

2 診療所は、疾病又は傷害が転帰したときは、次の書類を当該組合員等の所属する組合（市町村）に提出する。

- (1) 病傷事故にあつては診療通知書
- (2) 死産事故にあつては死産事故認定書又は検案書

- 3 獣医職員等が病傷事故外診療等（家畜共済に加入していない家畜の診療、妊娠鑑定等の疾病傷害以外の診療、人工授精、受精卵移植、削蹄等をいう。以下同じ。）を行った場合は、病傷事故外診療等の都度、病傷事故外診療等の内容及び料金を記した病傷事故外診療費等通知書（3部構成複写式又は電子媒体）を作成し、正本を農家（組合員等を含む。以下同じ。）に交付し、副本を農業共済団体等経理担当部署（以下「経理部署」という。）及び診療所に保存する。

（備考）

- （1）連合会診療所にあつては、第2項中「組合（市町村）」の次に「及びこの連合会」を加え、第2項第1号中「診療通知書」を「保険金支払通知書」に改めること。
- （2）共同診療所にあつては、「組合（市町村）」の次に「及び担当組合」を加えること。

（医療品等の取扱い）

第11条 医療品（医薬品及び医療用消耗品をいう。以下同じ。）は、医療品受払簿によりその受払を明確にする。

2 医療器具機械は、医療器具機械台帳により保管を厳重にする。

3 医療品については、毎月の使用量を医療品使用量報告書により翌月10日までに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告する。

（医療品等の調達）

第12条 医療品の交付を受けようとするときは、医療品等需要申請書を連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に提出する。

2 緊急必要の場合には、その必要量を現地において購入するものとする。この場合には、速やかに緊急購入報告書を連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に提出する。

（需要申請）

第13条 医療品等の購入申請は、次の区分によって行う。

（1）定期申請

○月ごとに必要量を当該期間の始まる15日前までに申請する。

（2）臨時申請

急を要するときは、その都度申請する。

（医療品等の処分）

第14条 医療品等を紛失又は破損した場合には、速やかに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告し、指示又は承認を受けるものとする。

2 医療品等を廃棄又は移管しようとするときは、医療器具機械にあつてはその都度、医療品にあつては購入価格が10,000円以上の場合に限り、連合会会長（組合長、

市町村長、担当組合長)の承認を得るものとする。

(診療用車両の使用等)

第 15 条 診療に用いる車両の使用及び管理については、別に定めるところによる。

(現金の収入)

第 16 条 農家から徴収する診療料金等(削蹄や人工授精に係る料金を含む。以下同じ。)については、原則として、現金による受領は行わない。

(現金収入の報告)

第 17 条 獣医職員等がやむを得ず現金により診療料金等を受領する場合には、獣医職員等は、あらかじめ通し番号を付した複写式の診療料金等領収書(農家保管用(正本)、経理部署保管用(副本)、診療所保管用(副本)の3部構成)を農家に交付する。獣医職員等は、受領した診療料金等を受領日の翌日までに、経理部署に持参する、又は経理部署の口座に振り込む。

(現金の支出)

第 18 条 診療所において支出する現金は、原則として電話料、郵便料、水道光熱費、医療品等緊急購入費及び雑費に限るものとする。

(現金支出の報告)

第 19 条 診療所は、毎月使用した費用の報告書に証拠書類を添えて翌月 5 日までに連合会会長(組合長、市町村長、担当組合長)に報告する。

5 帳簿等

(備付け帳簿)

第 20 条 診療所に備え付けるべき帳簿は、次のとおりとする。

規程類綴

医療器具機械台帳

診療費請求書綴(写し)

医療品受払簿

小払用現金出納簿

保険金支払通知書(写し)

病傷事故診療通知書

病傷事故外診療等通知書

医療品等購入申請書綴(写し)

医療品等送品書綴

報告書綴

往復文書綴

業務日誌
診療簿
検案簿
診断書（検案書）

6 コンプライアンス態勢

（管理職員による内部点検）

- 第21条 所長等、獣医職員等を管理する職員（以下「管理職員」という。）は、毎月、医療品・精液等の棚卸を実施し、①医療品・精液等の前回と今回の棚卸時の在庫数、②医療品・精液等の受払簿による使用実績や廃棄処分数、③診療簿、病傷事故外診療等による使用実績を突合し、医療品・精液等の使途不明がないかを確認する。
- 2 管理職員は、毎日、獣医職員等に業務日誌を記録させるとともに、毎月、業務日誌と診療簿、診療種別等通知書（副本）、病傷事故外診療等通知書（副本）、診療車両の運行記録との突合を行う等により、獣医職員等の業務内容と往診距離との整合等を把握するものとする。また、適切な業務報告が行われていない場合は、獣医職員等に対し、適切な報告を行うよう指示をする。
- 3 管理職員は、年に1回、農家に対し、診療料金等の現金支払の有無について聴取調査を行う。現金支払がある場合は、農家が保管している診療種別等通知書（正本）及び病傷事故外診療等通知書（正本）と診療所で保管する診療種別等通知書（副本）及び病傷事故外診療等通知書（副本）を突合する。
- 4 管理職員は、獣医職員等が行った診療等に関し、不祥事件が発生した場合又は不祥事件の発生が疑われる場合には、直ちに参事へ報告する。

第24節 嘱託及び指定獣医師

家畜共済について診療の適正・円滑を図り、もって家畜共済事業の運営の公正と安定とに資することを目的として、嘱託及び指定獣医師を設置する。

1 嘱託及び指定獣医師について

- （1）嘱託獣医師は、嘱託契約に基づき、組合等又は都道府県連合会の家畜診療所に代わって共済事故に係る診療等を行う診療所に属する獣医師をいう。
- （2）指定獣医師は、指定契約に基づき、加入者からの依頼を受けて共済金の代理受領等を行うことのできる獣医師をいう。

2 嘱託及び指定獣医師との契約等に係る留意点

- （1）組合等及び都道府県連合会は、申請者について、嘱託又は指定獣医師契約締結の適否を公正に判断すること。なお、必要に応じて都道府県獣医師会会長の意見を聴いても差し支えない。解約をする場合もまた同様とする。
- （2）組合等及び都道府県連合会は家畜共済の普及、引受検査、損害防止、事故の確認

等に当たっては、嘱託及び指定獣医師の協力を得て事業の推進安定を図るものとし、その計画及び必要経費の予算化に努めるものとする。

- (3) 指定獣医師の診療を受けた場合においても、組合等は事故発生通知について組合員等に対して自ら通知させるか、又は当該指定獣医師に依頼して通知させなければならない。

3 嘱託獣医師に係る契約等

(1) 契約の相手方

契約の相手方は、診療施設を有するものとする。

(2) 契約手続

組合等又は都道府県連合会が嘱託契約を締結する場合は、特定組合等にあつては組合長（全国連合会にあつては会長）が、特定組合以外の組合等にあつては都道府県連合会と協議の上団体等を選定し、その長との間に当該契約を締結するものとする。

(3) 標識及び公告（公示）

組合等又は都道府県連合会は所定の標識を交付し、嘱託獣医師はこれを掲示する。組合等又は都道府県連合会は、嘱託獣医師に係る事項を公告（公示）する。

(4) 嘱託獣医費及び嘱託診療費

嘱託獣医師に係る診療の診療技術料等に相当する部分を嘱託獣医費といい、直接費に相当する部分を嘱託診療費という。

組合等又は都道府県連合会は、嘱託獣医師が組合等又は都道府県連合会の家畜診療所に代わって行った共済事故に係る診療に対して一定期間ごとに、当事者間で決定した額を家畜診療所勘定から嘱託獣医費及び嘱託診療費として支払うものとする。なお、支払額及び支払方法は契約の当事者間の協議による。

(5) 共済事故に係る診療費

嘱託獣医師の診た共済事故に対する診療その他の行為であつて、共済金の支払の対象となるものの内容に係る診療費は、最寄りの家畜診療所が設定した診療料金表を勘案して、契約の当事者が協議して定めた額とする。

(6) 1割自己負担金の徴収

嘱託獣医師が共済事故に係る診療を行った場合の1割自己負担金の徴収については、現場の実態に即して契約の中で規定すること（例：組合等又は都道府県連合会が組合員等から徴収するなど。）。

(7) 必要事務

嘱託獣医師は、次のアからエまでの事務を行う。

- ア 組合等に代わって組合員等の行う事故発生通知を受理し組合等に対して遅滞なく事故発生通知があつた旨を報告する。
- イ 業務日誌（往診順番ごとに組合員等名及び診療頭数を記入）を整備する。
- ウ 所定の診療簿に記載する。
- エ 組合員等の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関する

るものに限る。)を行った場合は、診療種別等通知書を組合員等へ交付する。

オ 所定の診断書又は診療通知書(保険金支払通知書)を所定の期日までに組合等(都道府県連合会)に提出する。

(8) 簿冊の備付

嘱託獣医師は、診療簿、医薬品納品書綴及びその他組合等が求める書類を備える。

(9) 調査への協力

嘱託獣医師は、組合等又は都道府県連合会が家畜共済損害認定準則に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

(10) 必要事項の指示

組合等及び都道府県連合会は、嘱託獣医師に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、事業規程(条例)及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

(11) 嘱託診療費等の削減

(7)のア又はエの事務を行わなかったときは、組合等又は都道府県連合会は、嘱託診療費又は嘱託獣医費の一部について支払の責めを免れることができる。

(12) 有効期間

契約を締結した日から1年又は1年未満の期間とする。

(13) 解約の再契約

組合等又は都道府県連合会から解約をした場合にあつては、原則として解約から5年間は当該獣医師と嘱託契約を締結しないものとする。ただし、解約に至った事案の内容等を総合的に勘案し、地域獣医療の確保を図るため特に必要と認められる場合であり、かつ、今後、当該解約理由に規定する違反などをするおそれがないと認められる場合に限り、短縮することができる。

4 指定獣医師に係る契約等

(1) 契約の相手方

契約の相手方は、原則として診療施設の個人開設者とし、契約した相手方の獣医師を指定獣医師という。

(2) 契約手続

組合等が指定契約を締結する場合は、指定獣医師申請書の提出を求め、特定組合等にあつては組合長(全国連合会にあつては会長)が、特定組合以外の組合等にあつては都道府県連合会と協議の上指定契約委任状に基づいて当該都道府県連合会の会長を代理人として当該契約を締結するものとする。

(3) 標識及び公告(公示)

組合等は所定の標識を交付し、指定獣医師はこれを掲示する。組合等及び都道府県連合会は、指定獣医師に係る事項を公告(公示)する。

(4) 共済金の支払方法

組合員等が共済金の受領を指定獣医師に委任したときは、組合等は指定獣医師に対してこれを支払う。

(5) 1割自己負担金の徴収

- ア 指定獣医師が組合員等から徴収する。
- イ 指定獣医師は、1割自己負担金を病傷事故診療費等を記載した書類（病傷事故診断書の写し又は次の（ア）及び（イ）に掲げる条件を満たすものとして組合等が認める様式。以下同じ。）により組合員等に当該病傷事故の転帰の日の属する月の翌月の末日又は組合等が指定する日までに提示し、請求すること。
 - （ア）病傷事故に係る家畜の共済関係、個体識別番号等、病傷名、初診年月日、終診年月日及び病傷事故診療費に係る情報を含むものとする。
 - （イ）病傷事故診療費に係る情報については、病傷事故診断書（様式例 12）においても記載することとされている「病傷事故診療費」、「自己負担金」、「1割自己負担金」及び「その他自己負担金」の金額をそれぞれ把握できるように記載する。また、病傷事故外診療費を併せて記載する場合には、病傷事故診療費と明確に区分して記載する。
- ウ 指定獣医師は、第3章第2節第2款1（2）イ又は2（3）により組合等からイの診療費等の金額に変更がある旨の連絡を受けた場合は、病傷事故診断書等を組合等に再提出する前に、変更後の病傷事故診療費等の金額に基づき、組合員等へ1割自己負担金を請求し直すこと。

（6）必要事務

指定獣医師は、次のアからオまでの事務を行う。

- ア 組合員等の依頼を受けたときは、組合等に対して遅滞なく事故発生の通知をする。
- イ 業務日誌（往診順番ごとに組合員等名及び診療頭数を記入）を整備する。
- ウ 所定の診療簿に記載する。
- エ 組合員等の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行った場合は、診療種別等通知書（様式例 13）を組合員等へ交付しなければならない。
- オ 所定の診断書を所定の期日までに組合等に提出する。

（7）簿冊の備付

指定獣医師は、診療簿、医薬品納品書類綴及びその他組合等が求める書類を備える。

（8）調査への協力

指定獣医師は、組合等又は都道府県連合会が家畜共済損害認定準則に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

（9）必要事項の指示

組合等及び都道府県連合会は、指定獣医師に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、事業規程（条例）及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

（10）免責

（6）のア又はオの事務を行わなかったことによって当該組合員等が免責されたときは、指定獣医師は、組合員等に対して診療費のうちその免責相当額については請求することができない。

(11) 有効期間

契約を締結した日から1年又は1年未満の期間とする。

(12) 解約後の再契約

組合等又は都道府県連合会から解約をした場合にあつては、原則として解約から5年間は当該獣医師と指定契約を締結しないこと。ただし、解約に至った事案の内容等を総合的に勘案し、地域獣医療の確保を図るため特に必要と認められる場合であり、かつ、今後、当該解約理由に規定する違反などをするおそれがないと認められる場合に限り、短縮することができる。

(指定獣医師申請書)

指定獣医師申請書	
	令和 年 月 日
〇〇農業共済組合組合長理事 殿	
(〇〇 市町村長)	
	住 所
	診 療 施 設 名
	氏 名
	獣医師登録番号
貴組合（市町村）の指定獣医師として契約いたしたく申請します。	

(指定契約委任状)

指定契約委任状	
	令和 年 月 日
〇〇農業共済組合連合会会長理事 殿	
	〇〇農業共済組合組合長理事 〇〇〇〇
	(〇〇 市町村長 〇〇〇〇)
別紙のとおり、指定獣医師申請書の提出があったので、指定契約を締結されたく、その権限を〇〇農業共済組合連合会会長理事〇〇〇〇に委任します。	
(別紙添付 指定獣医師申請書)	

嘱託・指定契約書（例）

[嘱託の場合]

〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地〇〇農業共済組合組合長理事〇〇〇〇（〇〇市町村長〇〇〇 〇、〇〇農業共済組合連合会会長理事〇〇〇〇）（以下「甲」という。）は、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地〇〇団体の長〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、別紙のとおり嘱託契約を締結する。

(別紙)

(1) 標識及び公告 (公示)

甲は所定の標識を交付し、嘱託獣医師 (以下「丙」という。) はこれを掲示する。

甲は、嘱託に係る事項を公告 (公示) する。

(2) 嘱託獣医費及び嘱託診療費

甲は、乙に対し嘱託獣医費及び嘱託診療費として、〇〇円也を支払う。なお、支払方法は別に甲乙協議するものとする。

(3) 乙が共済事故に係る診療を行った場合の1割自己負担金の徴収については、甲が乙に代わって組合員 (家畜共済加入者) から徴収するなど。

(4) 必要事務

丙は、次の事務を行う。

ア 甲に代わって共済事故に係る診療を行うとともに、組合員 (家畜共済加入者) の行う事故発生通知を受理し、甲に対して遅滞なく事故発生通知があった旨を報告すること。

イ 業務日誌 (往診順番ごとに組合員 (家畜共済加入者) 名及び診療頭数を記入) を整備すること。

ウ 所定の診療簿に記載すること。

エ 組合員 (家畜共済加入者) の家畜の診療 (病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。) を行った場合は、診療種別等通知書を組合員 (家畜共済加入者) へ交付する

オ 所定の診断書又は診療通知書 (保険金支払通知書) を転帰の日の属する月の翌日の〇日までに甲に提出すること。

(5) 簿冊の備付け

丙は、診療簿及び医薬品納品書類綴を備える。

(6) 調査への協力

丙は、甲又は都道府県連合会が家畜共済損害認定準則 (平成 30 年農林水産省告示第 642 号) に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

(7) 必要事項の指示

甲及び都道府県連合会は、丙に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、事業規程 (条例) 及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

(8) 嘱託診療費の削減

(4) のア又はオの事務を行わなかったときは、甲は、嘱託診療費又は嘱託獣医費の一部について支払の責めを免れることができる。

(9) 有効期間

この契約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から効力を生じ、令和〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。

(10) 解約

この契約は、次の場合に解約されるものとする。

ア 乙が解約を申し出たとき。

イ 甲が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

(ア) 丙がこの契約に違反した場合

(イ) 丙の行為が獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項の適用を受けた場合及び同法第 29 条に該当した場合

(ウ) 丙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合

(エ) 丙が甲又は都道府県連合会の指示に従わなかった場合

(オ) 丙の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合

上記のとおり契約を締結した証として本書 2 通を作成して甲、乙ともに記名の上各 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲〇〇農業共済組合組合長理事 〇〇〇〇

〇〇市町村長 〇〇〇〇

〇〇県農業共済組合連合会会長理事 〇〇〇〇

乙〇〇団体の長 〇〇〇〇

[指定の場合]

〇〇県〇〇市〇〇町××番地〇〇県農業共済組合連合会会長理事〇〇〇〇は、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地〇〇村農業共済組合組合長理事〇〇〇〇（〇〇市町村長〇〇〇〇）（以下「甲」という。）の委任により、その代理人として、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地獣医師〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、別紙のとおり指定獣医師契約を締結する。

(別紙)

(1) 標識及び公告（公示）

甲は所定の標識を交付し、乙はこれを掲示する。甲及び都道府県連合会は指定獣医師にかかる事項を公告（公示）する。

(2) 共済金の支払方法

組合員が共済金の受領を乙に委任したときは、甲は乙に対してこれを支払う。

(3) 1割自己負担金の徴収

ア 乙が組合員から徴収する。

イ 乙は、1割自己負担金を病傷事故診療費等を記載した書類（病傷事故診断書の写し又は次の(ア)及び(イ)に掲げる条件を満たすものとして甲が認める様式)により組合員に当該病傷事故の転帰の日の属する月の翌月の末日又は甲が指定する日までに提示し、請求すること。

- (ア) 病傷事故に係る家畜の共済関係、個体識別番号等、病傷名、初診年月日、終診年月日及び病傷事故診療費に係る情報を含むものとする。
- (イ) 病傷事故診療費に係る情報については、病傷事故診断書（様式例 12）においても記載することとされている「病傷事故診療費」、「自己負担金」、「1割自己負担金」及び「その他自己負担金」の金額をそれぞれ把握できるように記載する。また、事故外診療費を併せて記載する場合には、病傷事故診療費と明確に区別して記載する。
- ウ 乙は、甲から診療費等の金額に変更がある旨の連絡を受けた場合は、病傷事故診断書等を甲に再提出する前に、変更後の診療費等の金額に基づき、組合員等へ1割自己負担金を請求し直すこと。
- (4) 必要事務
- 乙は、次の事務を行う。
- ア 組合員の依頼を受けたときは、甲に対して遅滞なく事故発生の通知をすること。
- イ 業務日誌（往診順番ごとに組合員名及び診療頭数を記入）を整備する。
- ウ 所定の診療簿に記載すること。
- エ 組合員の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行った場合は、診療種別等通知書を組合員へ交付しなければならない。
- オ 所定の診断書を転帰の日の属する月の翌月の○日までに甲に提出すること。
- (5) 簿冊の備付
- 乙は、診療簿及び医薬品納品書綴を備える。
- (6) 調査への協力
- 乙は、甲又は都道府県連合会が家畜共済損害認定準則（平成 30 年農林水産省告示第 642 号）に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。
- (7) 必要事項の指示
- 甲及び都道府県連合会は、乙に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、事業規程（条例）及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。
- (8) 免責
- (4) のアのオの事務を行わなかったことによって当該組合員が免責されたときは、乙は、組合員に対して診療費のうち、その免責相当額については請求することができない。
- (9) 不正への対応
- 乙は、悪意をもって不正な請求を行った場合には、共済金を甲に返還するほか、不正な請求により甲に生じた損害の回復に要した人件費、裁判費用等を乙が負担するものとする。
- (10) 有効期間
- この契約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から効力を生じ、令和〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。
- (11) 解約

この契約は、次の場合に解約される。

ア 乙が解約を申し出たとき。

イ 甲が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

(ア) 乙がこの契約に違反した場合

(イ) 乙が獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項の適用を受けた場合
及び同法第 29 条に該当した場合

(ウ) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77
号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合

(エ) 乙が甲又は都道府県連合会の指示に従わなかった場合

(オ) 乙の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合

上記のとおり契約を締結した証として本書 3 通を作成して甲の代理人、乙ともに記名の上、甲、乙及び甲の代理人が各 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲〇〇村農業共済組合組合長理事 ○〇〇〇

(〇〇市町村長 ○〇〇〇)

代理人〇〇県農業共済組合連合会会長理事 ○〇〇〇

乙獣医師 ○〇〇〇

(注) 契約書は甲及び乙の異なるごとに作成する。契約に当たっては、農業共済組合連合会会長は、乙の指定獣医師申請書及び甲の指定契約委任状を携行する。

第25節 損害評価会及び損害評価員

損害評価会においては、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査・審議する。

1 損害評価会の調査・審議事項

(1) 組合等（特定組合等を除く。）

ア 家畜が共済に付されていること、損害が共済事故によって生じたものであること及びその事故が特定事故によって生じたものであるかどうかの現地確認方法

イ 家畜の価額の評価基準

ウ 特定損害防止事業の実施上の重要事項

エ その他家畜共済の損害の額の認定又は損害防止事業に関する重要事項

(2) 都道府県連合会及び特定組合等

ア 家畜が共済に付されていること、損害が共済事故によって生じたものであること及びその事故が特定事故によって生じたものであるかどうかの現地確認方法

イ 家畜の価額の評価基準（特定組合等に限る。）

- ウ 基準単価及び生体取引の場合の処理経費
- エ 通常必要とする診療の範囲
- オ 医薬品の適用範囲
- カ 特定損害防止事業の実施上の重要事項
- キ その他家畜共済の損害額の認定又は損害防止事業に関する重要事項

2 損害評価会の運用

(1) 組合等

- ア 委員の数は3名以上5名以下とする（ただし、事業規模が大きい組合等については、この限りでない。）。委員は、学識経験者のうちから次の（ア）及び（イ）の事項を参酌して定める。
 - （ア）委員は、損害評価員と兼務であっても差し支えない。
 - （イ）委員は獣医師であることを必要としない。
- イ 損害評価会に家畜共済部会を置かない場合においても、損害評価会の委員は、アの（ア）及び（イ）を参酌して選任するものとする。
- ウ 組合等は、調査・審議すべき具体的事項を明記した文書を損害評価会に提出する。
- エ 損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに組合等に通知するものとする。審議結果は、後日の事務に参考となるような事項を明記する方法をとること。

(2) 都道府県連合会

- ア 家畜共済部会の委員の数は3名以上9名以下とする。
- イ 委員は、学識経験者のうちから選出する。なお、委員は損害評価員と兼務であっても差し支えない。
- ウ 都道府県連合会は、調査審議すべき具体的事項を明記した文書を損害評価会に提出する。
- エ 損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに都道府県連合会に通知するものとする。また、審議結果には後日の事務に参考となるような事項を明記する方法をとること。
- オ 都道府県連合会の損害評価会の委員は、組合等の損害評価会の委員を兼務することはできない。

3 損害評価員

損害の認定に係る現地確認及び調査等に従事する損害評価員は、次のアからウまでに掲げる者の中から若干名選ぶものとする。

- ア 組合等（特定組合等を除く。）
 - （ア）養畜の業務に熟練している者
 - （イ）その他家畜の評価について適任と認められる者
- イ 都道府県連合会

- (ア) 畜産団体関係者
 - (イ) その他家畜の評価について適任と認められる者
- ウ 特定組合等
- (ア) 養畜の業務に熟練している者
 - (イ) 畜産団体関係者
 - (ウ) その他家畜の評価について適任と認められる者

第2章 引受け

第1節 組合等の引受けに関する事務処理

1 家畜共済掛金率等一覧表

- (1) 組合等は、家畜共済の共済掛金率、共済金額、組合員等負担共済掛金等を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとするができる。
- (2) 組合等は、(1)に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。
- (3) 組合等は、組合員等から請求があったときは、いつでも、家畜共済掛金率等一覧表の閲覧に応じなければならない。

2 加入申込

(1) 新規加入

組合等は、家畜共済の加入申込をしようとする加入資格者に加入申込書（様式例1-1～1-4）を提出させるものとする。

(2) 継続加入

組合等は、家畜共済の共済掛金期間の継続をしようとする組合員等に継続加入通知書（様式例1-1～1-4）を提出させるものとする。

(3) 指定獣医師への共済金代理受領の委任

ア 組合等は、組合員等が病傷事故に係る共済金の受領を指定獣医師に委任することを希望する場合、次の（ア）及び（イ）に従い作成した家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状（様式例14）を指定獣医師1人につき共済掛金期間ごとに1度提出させるものとする（加入申込時以外で組合員等から委任の希望があった場合は、随時提出を求める。）。

（ア）氏名欄には加入申込者又は組合員等が氏名を自署すること。ただし、法人にあっては自署に代えて氏名欄にその名称及び代表者の氏名を記載し、法人印を捺印することができる。

（イ）複数の指定獣医師に委任する場合は、それぞれの指定獣医師について提出するものとする。

イ 組合等は、家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状を提出した加入申込者又は組合員等に対し、次の（ア）から（オ）までについて指導するものとする。

（ア）受診時は原則として立ち会い、診療を行った指定獣医師から診療内容等の説明を受けるとともに、診療種別等通知書（様式例13）の交付を受けること。

（イ）診療を行った指定獣医師から、当該病傷事故の転帰の日の属する月の翌月の末日又は組合等が指定する日までに病傷事故診療費等を記載した書類の交付

を受けるとともに、(ア)で交付された診療種別等通知書とその内容を突合すること。

(ウ) 家畜共済病傷事故共済金支払通知書(様式例24)の交付を受けた際は、(ア)及び(イ)で交付された書類と内容を突合すること。

(エ) (イ)及び(ウ)の書類の突合において不備があった場合には、組合等に対して報告をすること。

(オ) (ア)及び(イ)で交付を受けた書類を3年間保存し、組合等が確認を求めた場合に提示すること。

(注) 組合員等と指定獣医師との間での1割自己負担金の請求又は支払の事実が認められない場合には、病傷事故共済金の支払額が変更され得る点についても必要に応じて加入申込者又は組合員等に伝達する。

(4) 組合等は、「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月12日農林水産省みどりの食料システム戦略本部決定)に掲げる環境負荷低減の取組を推進するため、「【畜産経営体向け】環境負荷低減のチェックシート」(様式例1-9)に、加入申込みをする年及びその前年の取組についてチェックをした上で、加入申込書又は継続加入通知書と併せて提出することに努めるよう申込者に依頼するものとする。ただし、農業経営収入保険事業の加入申込みにおいて、同一年分の取組に係るチェックシートを既に提出している場合は、この限りではない。

3 引受審査

(1) 新規加入

ア 組合等は、加入申込書が提出されたときは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項について審査を行うものとする。なお、審査に当たっては、現地で畜舎や飼養管理の状況を確認するものとする。また、個別共済関係については、家畜の健康診断を行うものとする。

(ア) 加入申込書の記載事項について適正に記入されていること。

(イ) 第1章第5節第1款3の承諾を拒む事由に該当しないこと。

(ウ) 加入申込者が事故除外方式の申出をしたときは、当該者の家畜の飼養に関する条件が第1章第3節第3款(2)の基準に適合していること。

イ 組合等は、アの審査の結果、不備があるときは、その加入申込者に対して、事実を明示して、加入申込書の訂正を行わせるものとする。

ウ 第1章第5節第1款3の承諾を拒む事由に該当する場合及びイの訂正に応じない場合は、加入申込みを承諾しないものとし、その旨を加入申込者に通知するものとする。

(2) 継続加入

ア 組合等は、継続加入通知書が提出されたときは、次の(ア)及び(イ)に掲げる事項について審査を行うものとする。なお、必要に応じ現地で確認を行うものとする。

(ア) 継続加入通知書の記載事項について適正に記入されていること。
(イ) 組合員等が事故除外方式の申出をしたときは、当該者の家畜の飼養に係る条件が第1章第3節第3款(2)の基準に適合していること。

イ 組合等は、アの審査の結果、不備があるときは、その組合員等に対して、事実を明示して、継続加入通知書の訂正を行わせるものとする。

ウ 組合員等がトレサ情報の利用を認めない等により、第1章第5節第1款3イに掲げる事由が生じたときは、第1章第17節第3款2(2)の規定により家畜共済の共済関係を解除するものとする。

(3) 個人情報の利用

ア 牛については、家畜共済の事務処理にトレサ情報を利用すること及び組合等が取得した情報のうちトレサ情報として利用できるものを地方農政局等へ提供することについて、組合員等の同意を得るものとする。

イ 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程第4条(3)の規定に基づく組合員等の同意がある場合は、組合等による事前の周知の下、これに反する組合員等の意思表示の無い限りにおいて、アの地方農政局等への提供に係る同意があったものとみなす。

ウ 共済加入者間の取引によって生じた待期間において発生した共済事故に係る免責の適用除外の確認に、組合等が保有する加入者情報を利用することについて、組合員等の承諾を得るよう努めるものとする。

4 共済金額の決定

組合等は、加入申込書又は継続加入通知書の引受審査を終えたときは、共済関係ごとに次の(1)から(3)までにより死亡廃用共済にあつては共済価額を、疾病傷害共済にあつては病傷共済金支払限度額を決定するとともに、加入申込者又は組合員等の申出に基づき共済金額を決定するものとする。

(1) 死亡廃用共済(個別共済関係を除く。)

ア 申告事項の確認

組合等は、加入申込者又は組合員等から申告のあった共済掛金期間内に飼養する家畜の品種別、用途別、性別及び月齢別の頭数について、トレサ情報、過去の引受状況、加入申込者又は組合員等の備える帳簿等の情報と比べ、申告内容に著しく乖離がある場合にはその理由等を加入申込者又は組合員等に確認し、必要に応じ現地確認を行い、誤りがある場合には申告内容を訂正させるものとする。

イ 共済価額の決定

アの確認の後、共済価額を決定するものとする。

(2) 疾病傷害共済(個別共済関係を除く。)

ア 申告事項の確認

組合等は、加入申込者又は組合員等から申告のあった期首時点で飼養している家畜の品種別、用途別、性別及び月齢別の頭数について、トレサ情報、過去の引受状況、加入申込者又は組合員等の備える帳簿等の情報と比べ、申告内容に著し

く乖離がある場合にはその理由等を加入申込者又は組合員等に確認し、必要に応じ現地確認を行い、誤りがある場合には申告内容を訂正させるものとする。

なお、期首時点で飼養している家畜の申告内容に変更が生じたときは、遅滞なく加入申込者又は組合員等にその旨を連絡させるものとする。

イ 病傷共済金支払限度額の決定

アの確認後、病傷共済金支払限度額を決定するものとする。

なお、アの後段の連絡があった場合には、トレサ情報、加入申込者又は組合員等の備える帳簿等の情報を確認し、必要に応じ現地確認を行い、申告内容に乖離がないことを確認し、病傷共済金支払限度額及び共済金額を修正する。この場合において、既に共済金額が決定している場合は、「当初の共済金額」又は「修正した病傷共済金支払限度額に当初の選択割合※を乗じて得た金額」のうちから組合員等が改めて申出をした金額とする。ただし、修正した病傷共済金支払限度額を限度とする。また、既に共済掛金が払い込まれている場合には、速やかに共済掛金の差額を徴収又は払戻しを行うものとする。

※ 当初の選択割合＝当初の共済金額／当初の病傷共済金支払限度額

(3) 個別共済関係

現地で現畜を確認し、共済価額又は病傷共済金支払限度額を決定するものとする。

5 加入申込の承諾等

(1) 加入の承諾、共済掛金等の払込の通知

組合等は、引受審査を終え、引受けの内容を確定したときは、速やかに、加入を承諾する旨（新規加入に限る。）及び払い込むべき共済掛金及び事務費賦課金の額、払込期限及び払込場所を記載した通知書（様式例 2-1、2-2）を加入申込者又は組合員等に送付するものとする。

(2) 加入証の交付

組合等は、共済掛金期間が開始したときは、遅滞なく、加入申込者又は組合員等に対し加入証（様式例 4-1～4-6）を交付するものとする。

(3) 引受台帳の整備

組合等は、死亡廃用共済は期末調整の終了後、疾病傷害共済は共済掛金期間終了後、引受台帳（様式例 3-1～3-6）を作成し整備保存するものとする。

6 加入申込書、継続加入通知書の訂正

(1) 組合等は、加入申込者又は組合員等から 5（1）で確定した事項が事実と相違するか若しくは誤りがある旨の通知があったとき又は組合等がこれを発見したときは、遅滞なく所要の措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは加入申込書又は継続加入通知書を訂正しておくものとする。

(2) 組合等は、（1）の規定により加入申込書又は継続加入通知書の訂正を行ったと

きは、その旨を加入申込者又は組合員等に通知しなければならない。

- (3) 組合等は、(1)の規定により訂正された加入申込書又は継続加入通知書に基づいて加入申込者又は組合員等ごとの引受けの内容を再確定するものとする。

7 期中の共済金額の変更（個別共済関係を除く。）

(1) 死亡廃用共済

ア 組合等は、第1章第7節第4款1の異動通知があったときは、第1章第7節第5款1の規定により共済価額及び共済金額を変更するものとする。

イ アの変更を行ったときは、第1章第8節の規定により共済掛金、共済掛金国庫負担額及び組合員等負担共済掛金を算定し、組合員等負担共済掛金の差額について、徴収する場合は納入告知書を発行し第1章第8節第6款3に規定する払込期限までに行い、払戻しの場合は速やかに行うものとする。

ウ 組合等は、変更内容を反映した加入証を交付するものとする。

(2) 疾病傷害共済

ア 組合等は、第1章第7節第4款2の異動通知があったときは、疾病傷害共済の異動頭数申告表（様式例1-5）を提出させ、第1章第7節第5款2の規定により共済金額を変更するものとする。

イ アの変更を行ったときは、第1章第8節の規定により共済掛金、国庫負担共済掛金及び組合員等負担共済掛金を算定し、組合員等負担共済掛金の差額について、徴収する場合は納入告知書を発行し第1章第8節第6款3に規定する払込期限までに行い、払戻しの場合は速やかに行うものとする。

ウ 組合等は、変更内容を反映した加入証を交付するものとする。

8 期末調整

(1) 飼養実績頭数の確認

ア 牛

(ア) 組合等は、組合員等に、共済掛金期間終了後、速やかに牛トレサ法に基づく届出（農業協同組合等に当該届出の代行を依頼している場合は代行依頼先へ速やかに届出するよう依頼し、届出が行われたことを確認）を完了させ、組合等に報告するよう指示するものとする。

(イ) 組合等は、当該届出完了後、1か月以内にトレサ情報及び組合員等が家畜の飼養状況を記録した帳簿等の情報により、期中に飼養した家畜の包括共済家畜区分ごとの品種別、用途別、性別、月齢別の飼養頭数を確認するものとする。

イ 馬及び種豚

(ア) 組合等は、組合員等に、共済掛金期間終了後、速やかに家畜の飼養状況を記録した帳簿等を整理し、整理完了次第、組合等に報告するよう指示するものとする。

(イ) 組合等は、当該整理完了後、1か月以内に当該帳簿等の情報により、期中に飼養した家畜の包括共済家畜区分ごとの品種別、用途別、性別、月齢別の飼養

頭数を確認するものとする。

(2) 共済掛金の差額の徴収又は払戻し

共済掛金の差額の徴収又は払戻しは、次のア又はイにより行うものとする。

ア 牛

(ア) 組合等は、(1)の確認後、速やかに共済掛金を算定する。

(イ) 算定の結果、組合員等から共済掛金を徴収することとなった場合は、速やかに組合員等に対して共済掛金納入告知書を発行し、共済掛金を徴収する。

(ウ) 算定の結果、組合員等へ共済掛金を返還することとなった場合には、速やかに共済掛金を返還する。

イ 馬及び種豚

(ア) 組合等は、(1)の確認後、速やかに共済掛金を算定する。

(イ) 算定の結果、組合員等から共済掛金を徴収することとなった場合は、速やかに組合員等に対して共済掛金納入告知書を発行し、共済掛金を徴収する。

(ウ) 算定の結果、組合員等へ共済掛金を返還することとなった場合には、速やかに共済掛金を返還する。

(3) 期末調整に係る共済掛金と共済金の通知

差額の徴収又は払戻しとなった組合員等負担共済掛金等の額について、死亡廃用共済期末調整結果通知書(様式例31)を作成し、納入告知書又は支払通知書とともに組合員等へ送付するものとする。なお、共済掛金と共済金を相殺する場合は、これらの金額を記載すること。

9 引受けの取りまとめ

(1) 組合等(特定組合等を除く。)

ア 新規引受け又は継続引受け

組合等は、毎月の引受けの内容を取りまとめ、家畜共済引受通知書(様式5-1、5-2)を作成し、添付データとともに速やかに都道府県連合会に提出するとともに、都道府県連合会が定める期日までに都道府県連合会の事業規程で定める保険料を納入するものとする。

イ 期中における引受内容の変更

組合等は、毎月末、その月に発生した期中の引受内容の変更又は期中の共済関係の解除に応じて、当該共済関係の引受けをした月ごとの当該内容を取りまとめ、家畜共済変更引受通知書(様式5-3、5-4)を作成し、添付データとともに速やかに都道府県連合会に提出するとともに、都道府県連合会が定める期日までに保険料の差額を納入するものとする。

ウ 期末調整

組合等は、毎月末、引受けをした月ごとの全ての死亡廃用共済の共済関係に係る期末調整の完了に応じて、当該共済関係の引受けをした月ごとの当該内容を取りまとめ、家畜共済変更引受通知書(様式5-3)を作成し、添付データとともに速やかに都道府県連合会に提出するとともに、都道府県連合会が定める期日ま

でに保険料の差額を納入するものとする。

(2) 特定組合等

ア 新規引受け又は継続引受け

特定組合等は、毎月の引受けの状況を取りまとめ、家畜共済引受通知書（様式 7-1、7-2）を作成し、添付データとともに引受けをした月の翌々月の 10 日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに保険料を納入するものとする。

イ 期中における引受内容の変更

特定組合等は、毎月末、その月に発生した期中の引受内容の変更又は期中の共済関係の解除に応じて、当該共済関係の引受けをした月ごとの当該内容を取りまとめ、家畜共済変更引受通知書（様式 7-3、7-4）を作成し、添付データとともに引受変更をした月の翌々月の 10 日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに保険料の差額を納入するものとする。

ウ 期末調整

特定組合等は、毎月末、引受けをした月ごとの全ての死亡廃用共済の共済関係に係る期末調整の完了に応じて、当該共済関係の引受けをした月ごとの当該内容を取りまとめ、家畜共済変更引受通知書（様式 7-3）を作成し、添付データとともに期末調整を行った月の翌々月の 10 日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに保険料の差額を納入するものとする。

第 2 節 都道府県連合会の引受けに関する事務処理

1 保険関係成立時の書面交付

都道府県連合会は、家畜共済に係る保険関係が成立した場合であって、会員たる組合等が次の①から⑩までに掲げる事項を記載した書面の交付を求めたときは、遅滞なく、当該組合等に対し、当該書面を交付しなければならない。

- ① 連合会の名称
- ② 会員の名称
- ③ 保険事故
- ④ 保険責任期間の始期及び終期
- ⑤ 保険金額
- ⑥ 保険目的を特定するために必要な事項
- ⑦ 保険料及び賦課金並びにその支払の方法
- ⑧ 次のアからウまでに掲げる通知等すべき事項
 - ア 共済事故が発生したとき
 - イ 引受通知書より通知した事項に変更を生じたとき
 - ウ 保険金の支払を受けるべき損害が発生したとき
- ⑨ 保険関係の成立年月日
- ⑩ 書面を作成した年月日

2 引受けの取りまとめ

(1) 新規引受け又は継続引受け

都道府県連合会は、組合等から提出された家畜共済引受通知書及び添付データについて、誤りや不備の有無を確認の上、家畜共済引受集計通知書（様式6-1、6-2）を作成し、添付データとともに引受けをした月の翌々月の10日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに再保険料を納入するものとする。

(2) 期中における引受内容の変更

都道府県連合会は、組合等から提出された家畜共済変更引受通知書及び添付データについて、誤りや不備の有無を確認の上、家畜共済変更引受集計通知書（様式6-3、6-4）を作成し、添付データとともに引受変更をした月の翌々月の10日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに再保険料の差額を納入するものとする。

(3) 期末調整

都道府県連合会は、組合等から提出された家畜共済変更引受通知書及び添付データについて、誤りや不備の有無を確認の上、引受けをした月ごとの家畜共済変更引受集計通知書（様式6-3）を作成し、添付データとともに、引受けをした月ごとに、全ての組合等が期末調整を完了した日の属する月の翌々月の10日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣が定める期日までに再保険料の差額を納入するものとする。

第3章 損害認定

第1節 死亡廃用共済

第1款 死廃事故の発生通知

1 事故発生通知及び損害発生通知

(1) 組合等は組合員等に対して、死廃事故が発生したとき（と畜後廃用事故及び組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合の廃用事故の場合は、2（2）のと畜後廃用関係書類又は2（3）の廃用関係書類を受け取ったとき）は、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等に通知させる。死亡廃用共済に付されている牛の胎児の母牛が死亡廃用共済に付されていない場合又は共済事故の一部を除外している場合であって、当該母牛が死亡したときあるいは廃用の要件を満たす状態となったとき（4号廃用、7号廃用及びその他の廃用であっても、当該牛の胎児の分娩まではと殺しない場合を除く。以下この章において同じ。）も同様とする。ただし、次のア又はイに掲げる場合は、当該通知があったものとみなす。

ア 組合等の獣医師が当該死廃事故に係る診断又は検案をした場合

イ 当該死廃事故に係る診断又は検案をした獣医師が、組合員等に代わり通知した場合

(2) (1) の通知を受けた場合、組合等は、次のアからキまでに掲げる場合を除き、組合員等に対して、死亡事故にあつては2（1）の獣医師の検案書を提出させ、廃用事故にあつては同項の獣医師の診断書を提出させる。

ア 母牛が死亡又は廃用したことに伴う牛の胎児の死亡

イ 第2款1（4）の画像確認を行った種豚の死亡

ウ 2号廃用

エ と畜後廃用事故

オ 組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合の廃用事故

カ 4号廃用

キ 組合等の獣医師又は嘱託獣医師に検案又は診療を求める場合

(3) 組合等は、次のアからウまでに掲げる場合には、組合員等に当該アからウまでに定める書類を提出させる。

ア と畜後廃用事故の場合 2（2）のと畜後廃用関係書類

イ 組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合の廃用事故の場合 2（3）の廃用関係書類

ウ 4号廃用の場合 2（4）の家畜が行方不明となったことを明らかにする書類

- (4) (2) 及び (3) で求める書類については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、
電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によって作成さ
れたものも含む。
- (5) (1) の通知は、組合員等が共済金の支払を受けるべき損害があると認めるとき
に行う通知（損害発生通知）を兼ねるものとする。

2 損害確認のために必要な書類

損害確認のために必要となる次の (1) から (4) までに掲げる書類については、
当該 (1) から (4) までに定めるものとし、電磁的記録によって作成されたものも
含む。

(1) 獣医師の検案書又は診断書

死産事故診断書又は死産事故診断書と兼ねて作成した病傷事故診断書をいう。事
故原因及びその発生時点が明らかでない場合は、当該書類に事故原因及びその発生時点
も記入し、事故原因の特定を目的に検査を行った場合は、検査結果を証する書類を
添付させる。

(2) と畜後廃用関係書類

次のア及びイに掲げる書類をいう。

ア 食肉衛生検査所から交付された検査結果又は命令書その他と畜場法（昭和28年
法律第114号）第16条第1号の規定によりと殺若しくは解体禁止となったこと同
条第3号により全廃棄となったことを明らかにする書類の写し

イ 組合員等が家畜商等へ譲渡した牛が牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断され
たことで、組合員等が売渡額の一部又は全部を家畜商等へ返還した場合の返還額
を証する書類（領収書等）

(3) 組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又はBSEと診 断された場合の廃用関係書類

次のア及びイに掲げる書類をいう。

ア 家畜保健衛生所等において牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断されたことを
示す書類の写し

イ 組合員等が家畜商等へ譲渡した牛が牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断され
たことで、組合員等が売渡額の一部又は全部を家畜商等へ返還した場合の返還額
を証する書類（領収書等）

(4) 家畜が行方不明となったことを明らかにする書類

警察の盗難被害届の証明書又は遺失物届の証明書（当該証明書の交付が受けられ
ない場合は、当該届の写しに届出年月日及び届出先を記入したもの。）をいう。

3 死産事故の発生通知の受理及び都道府県連合会への通知

組合等は、組合員等から死産事故の発生通知を受けたときは、直ちに共済事故発
生簿（様式例8）に必要事項を記録するとともに、遅滞なくその旨を都道府県連合

会に通知する。

第2款 損害確認及び損害認定（3段階制）

1 損害確認

組合等（特定組合等を除く。以下本款において同じ。）及び都道府県連合会は、第1款1（1）の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る家畜について（1）の職員により、（3）の現地確認又は（4）の画像確認（当該通知が死亡に係るものであるときに限る。）を行う。

（1）損害確認を行う職員

ア 死亡事故の場合

組合等の職員が損害確認を行うものとし、損害確認において獣医学的知見が必要な場合は、組合等獣医職員又は連合会獣医職員が損害確認を行うものとする。また、都道府県連合会が必要と認めた場合は連合会職員が損害確認を行うものとする。

イ 廃用事故の場合

組合等の職員及び連合会の獣医職員が損害確認を行うものとし、2号廃用、と畜後廃用事故、組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合の廃用事故及び4号廃用については、獣医職員以外の連合会職員が行えるものとする。

（2）組合員等の画像による確認の希望の有無の確認

組合等は、効率的な業務の遂行を図るため、原則として共済掛金期間の開始前に、組合員等の画像による確認の希望の有無を確認するものとする。

このとき、組合等は組合員等に対し、次のアからオまでを説明の上、画像による確認を希望する組合員に対しては、イからオまでについて、あらかじめ了承を得るものとする。

ア 共済掛金期間開始後であっても、画像による確認の希望の有無を変更することができること。

イ 馬及び種豚の場合、事故家畜の飼養記録（付票（耳標、截耳、入墨等）により、当該事故家畜の飼養記録であることが明らかであり、出生、導入等の異動歴により、2週間以上、当該農場で飼養されていたことが分かるものに限る。種付け、分娩等の繁殖歴を有する場合は、その記録を含む。以下同じ。）を準備すること。また、出生後1週間以内の耳標が装着されることがない牛の場合、母牛の繁殖関係書類（当該母牛の耳標により、当該母牛の繁殖関係書類であることが明らかであり、事故家畜に係る種付日、妊娠鑑定日等が記録されたものに限る。）及び当該事故家畜に係る既往歴等出生後に生存していたことが分かる記録（該当記録を有する場合に限る。）を準備すること。

ウ 画像に撮影年月日データ及びGPSデータが付加できる撮影器具を準備すること。ただし、これらデータを組合等へ提供する必要がない場合はこの限りでない。

エ 第1款1(1)の通知後速やかにイの画像を組合等に提供すること。

オ 画像による損害確認を希望する場合であっても、次の場合には、現地において確認を行うこと。

- ① 廃用
- ② 撮影機器の故障、死亡家畜の大量発生等により、事故家畜の撮影又は組合等への画像の提供が困難となった場合
- ③ 組合等が、画像では適切な確認を行うことができないと判断した場合

(3) 現地確認

(1)の職員が、現地において、次のアからエまでを確認する。なお、当該職員は、組合員等へ現地確認の立ち会いを求めるものとする。農場への入出場時には、家畜伝染病予防法第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準に基づき、手指消毒、農場専用の衣服及び靴の使用、車両の消毒、他の畜産関係施設等で使用した物品の洗浄や消毒等の防疫対策を徹底し、農場への病原体の侵入防止及び農場外への病原体の拡散防止に努めること。

ただし、廃用事故の場合であって、連合会獣医職員が現地に赴くことができない場合は、次の①又は②の方法により確認する。

- ① 獣医師の立ち会いのもと、組合等職員がテレビ電話等情報通信機器を通じて家畜の映像及び音声を都道府県連合会に提供し、連合会獣医職員が当該映像及び音声、当該獣医師からの症状の聞き取り等をもって確認するものとする。なお、この場合、都道府県連合会において確認に用いた映像及び音声は5年間保存すること。
- ② ①の方法によっても現地確認をできない場合に限り、組合等の家畜診療所の所長が現地確認を行うものとし、確認した事項を死廃事故認定書(様式例10-1、10-2)に記入した後、連合会獣医職員が、当該死廃事故認定書をもって確認する。

ア 死亡廃用共済に付されていることの確認

事故家畜について、次の(ア)に掲げる個体情報を、家畜の種類に応じ(イ)から(エ)までに掲げる方法により確認する。ただし、と畜後廃用事故、組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫若しくはBSEと診断された場合の廃用事故又は4号廃用の場合、事故家畜による確認に代えて、第1款2(2)から(4)までの書類により確認する。

確認した個体情報から当該事故家畜が属すべき包括共済家畜区分(個別共済は共済目的の種類)を決定し、当該組合員等が当該包括共済家畜区分(個別共済は共済目的の種類)に係る共済関係を有することを確認する。

(ア) 個体情報

- ① 個体識別番号(牛の場合)、個体番号又は毛色・特徴
- ② 品種
- ③ 性別

- ④ 生年月日
 - ⑤ 導入日（自家産の家畜の場合は除く。）
 - ⑥ 飼養用途
 - ⑦ 母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日に達していること（牛の胎児等に限る。）
 - ⑧ 牛の胎児又は出生子牛の別（牛の胎児等に限る。）
 - ⑨ 母牛の個体識別番号及び導入日（子牛等に限る。）
- (イ) 牛の個体情報の確認方法（個別共済に付されたものは除く。）
- a (ア) の①から⑤まで及び⑨について
当該事故家畜及びトレサ情報を確認するとともに、事故家畜とトレサ情報間で個体情報に不整合がないことを確認する。
ただし、牛の胎児又は出生後 1 週間以内の耳標が装着されたことがない牛の場合、当該事故家畜のトレサ情報はないため、当該家畜とトレサ情報間の不整合の有無を確認する必要はない。
 - b (ア) の⑥について
当該事故家畜を確認する。次の (a) 及び (b) に掲げる場合には、当該事故家畜を確認するほか、当該 (a) 及び (b) に掲げる方法により確認する。なお、飼養用途が不明の場合は、該当し得る飼養用途のうち最も共済金の低くなる飼養用途とする。
 - (a) 事故家畜が満 24 月齢以上の乳牛の雌の場合
以下を参考に、事故家畜の飼養用途を確認する。
 - ① 搾乳機器を有し搾乳を日常的に行っている組合員等においては、搾乳とする。(③の場合を除く。)
 - ② 生乳を出荷も自家消費もしていない場合、肥育とする。ただし、この場合であっても妊娠しているときは搾乳とする。
 - ③ 搾乳と肥育の両方を行う混合農家において、牛舎や飼養場所を明らかに区分し肥育牛と搾乳牛を飼養している場合、その繁殖関係書類、飼養場所等から飼養用途を確認する。
 - (b) 事故家畜が満 24 月齢以上の肉用牛の雌の場合
以下を参考に、繁殖関係書類等から事故家畜の飼養用途を確認する。
 - ① 事故発生日から過去 1 年以内に人工授精・受精卵移植・まき牛との同居をしていない事故家畜については、妊娠している可能性がないものとし、肥育とする。
 - ② 事故発生日から過去 1 年以内に人工授精・受精卵移植・まき牛との同居をした事故家畜については、原則、妊娠させるものとし、繁殖とする。
 - ③ ②にかかわらず、肥育していることが明らかなものは、肥育とする。
 - c (ア) の⑦について
牛の胎児等の母牛の繁殖関係書類及び画像、目視、直腸検査又は超音波検査により牛の胎児等の存在及び生育程度を確認する。

ただし、繁殖関係書類による確認ができない場合又は牛の胎児等が自然交配を目的とする放牧により生産された場合は、組合等獣医職員又は連合会獣医職員が、牛の胎児等の背部、腹部又は四肢のつけ根に発毛があることにより確認する。

d (ア) の⑧について

事故家畜の死亡時点が牛の胎内か出生後か不明なときは、肺呼吸、既往歴の記録等から出生後に生存していたことが確認できる場合は、出生後に死亡したものとし、それ以外の場合は、胎児で死亡したものとする。

(注1) 事故家畜の個体情報がトレサ情報に登録されていない場合は、組合員等から個体情報を聞き取り、当該情報について牛トレサ法に基づく家畜改良センターへの届出等を確実に速やかに行うよう組合員等に依頼する。

(注2) トレサ情報に登録された個体情報が誤っていたことが判明した場合は、(現畜で雄と確認したが、トレサ情報には雌で登録されている場合など)は、組合員等へトレサ情報の訂正を家畜改良センターへ速やかに申し出るよう依頼する。

(ウ) 馬(個別共済に付されたものは除く。)及び種豚の個体情報の確認方法

a (ア) の①から⑤までについて

組合員等が備える帳簿及び当該事故家畜により確認する。

b (ア) の⑥について

事故家畜が満36月齢以上の雌馬又は出生後第5月の月の末日を経過した豚の場合、組合員等が備える繁殖関係書類及び現地の飼養状況から繁殖の用に供しているかどうかを確認する。

(注) 組合員等が備える帳簿に記載された個体情報が誤っていたことが判明した場合は、組合員等へ帳簿の修正を依頼する。

(エ) 個別共済に付された牛及び馬の個体情報の確認方法

(ア) の①から⑥までについて、加入証及び当該事故家畜により確認する。

イ 共済事故が生じたことの確認

次の①から④までにより事故家畜に死亡廃用共済に係る共済事故が生じたことを確認する。

- ① 現地確認において確認した事故内容
- ② 組合等の獣医師又は嘱託獣医師による検案又は診療の結果
- ③ 第1款2(1)から(4)までの書類
- ④ 事故除外区分

ウ 特定事故であるか否かの確認

次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合には、当該(ア)から(ウ)までに定める方法により、特定事故であるか否かを確認する。

(ア) 火災の場合

現地において畜舎の焼失状況等を確認する。現地での確認が困難な場合は、

組合員等に罹災証明書等の出火の事実が分かる書類を提出させる。

(イ) 伝染性の疾病の場合

組合等の獣医師又は嘱託獣医師による検案若しくは診療の結果又は第1款2(1)又は(2)の書類に基づき、最寄りの家畜保健衛生所に届出のあった事実及びその内容(伝染病の種類、家畜の種類・性別・年齢・所在場所、発見された年月日時及び発生頭数)を確認する。

なお、家畜保健衛生所から病性鑑定書等の提出があった場合には、当該書類をもって確認する。

(ウ) 風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)の場合

現地において被害状況を確認する。現地での確認が困難な場合は、罹災証明書又は最寄りの気象台若しくは測候所の観測資料等((財)気象業務支援センターがインターネット等により提供する地域気象観測(アメダス)データ等を含む。以下同じ。)から、自然現象による被害状況等を確認する。

エ 獣医師の診療(検案を含む。)を求めたことの確認

組合等の獣医師若しくは嘱託獣医師による検案若しくは診療の結果又は第1款2(1)の獣医師の検案書若しくは診断書により、事故家畜について獣医師の診療を求めたことを確認する。

ただし、2号廃用の場合は、事故家畜の確認をもって、獣医師の診療を求めたことを確認したものとみなし、と畜後廃用事故及び組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合の廃用事故及び4号廃用の場合は、第1款2(2)から(4)までの書類の確認をもって、獣医師の診療を求めたことを確認したものとみなす。

なお、母牛が死亡又は廃用したことに伴い死亡した牛の胎児については、検案は必要ないものとする。

(4) 画像確認

ア 組合等は、画像による損害確認を希望した組合員等に次の(ア)から(ウ)までを提供させる。

(ア) 家畜等の画像

撮影年月日データ及びGPSデータが付加された次のa及びbの画像(ただし、耳標が装着された牛の画像については、必ずしもGPSデータの付加を必要としない)。近隣に他の農業者が存在していることや農場の立地環境の影響等により、GPSデータ及び家畜の個体識別情報のみでは画像の撮影場所を特定することが困難と組合等が判断した場合には、家畜と撮影場所が組合員等の農場内であることを示す目印(組合等と当該組合員等との間であらかじめ定められたものに限る。)とがともに画像内に収められている画像に限る。

a 次の(a)から(c)までが確認できる当該事故家畜の画像

(a) 当該事故家畜の目及び鼻に、組合等が指定した塗料が塗布されていること(胎児又は出生後1週間以内の耳標が装着されたことがない牛については、目及び鼻の塗布に加えて、前肢のうち地表に近い側の肢(足裏を含む。)

に塗布されており、同塗料により体表に死亡年月日が記載されていること。)。ただし、耳標が装着された牛についてはこの限りでない。

(b) 当該事故家畜の耳標（馬及び種豚の場合は付票）及び全体像

(c) 当該事故家畜の推定年齢、性別、品種等

b 母牛の耳標が確認できる当該事故家畜の母牛の画像（胎児又は出生後1週間以内の耳標が装着されたことがない牛のものに限る。）

(イ) 書類の画像

撮影年月日データ及びGPSデータが付加された次のaからcまでの画像（ただし、耳標が装着された牛の画像については、必ずしもGPSデータの付加を必要としない。）

a 組合員等が備える帳簿のうち、当該事故家畜の飼養記録が確認できる画像（馬及び種豚のものに限る。）

b 当該事故家畜の母牛の繁殖関係書類（当該母牛の耳標により、当該母牛の繁殖関係書類であることが明らかであり、事故家畜に係る種付日、妊娠鑑定日等が記録されたものに限る。）の画像（胎児又は出生後1週間以内の耳標が装着されたことがない牛のものに限る。）

c 当該事故家畜に係る既往歴等の記録から出生後に生存していたことが確認できるときは、その書類の画像（出生後1週間以内の耳標が装着されたことがない牛のものに限る。）

(ウ) 火災又は風水害その他気象上の原因による死亡の場合における証拠画像

事故事由が火災又は風水害の場合は、次のa又はbの画像

a 畜舎等施設の焼失、風水害等の状況が確認できる、撮影年月日データ及びGPSデータが付加された画像

b 罹災証明書等の出火、風水害等の事実が分かる書類の画像

イ (1) の職員が、画像により次の(ア)から(エ)までを確認する。

(ア) 死亡廃用共済に付されていることの確認

事故家畜について、次のaに掲げる個体情報を、家畜の種類に応じbからdまでに掲げる方法により確認する。

確認した個体情報から当該事故家畜が属すべき包括共済家畜区分（個別共済の場合は共済目的の種類）を決定し、当該組合員等が当該包括共済家畜区分（個別共済の場合は共済目的の種類）に係る共済関係を有することを確認する。

a 個体情報

① 個体識別情報（牛の場合）、個体番号又は毛色・特徴

② 品種

③ 性別

④ 生年月日

⑤ 導入日（自家産の家畜の場合を除く。）

⑥ 飼養用途

⑦ 母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日に達している

こと（牛の胎児等に限る。）

- ⑧ 牛の胎児又は出生子牛の別（牛の胎児等に限る。）
 - ⑨ 母牛の個体識別番号及び導入日（出生後1週間以内の耳標が装着されたことがない牛に限る。）
- b 牛の個体情報の確認方法（個別共済に付されたものは除く。）
- (a) aの①から⑤まで及び⑨について
 - ア（ア）及び（イ）の画像により、当該事故家畜の耳標とトレサ情報を確認するとともに、当該事故家畜とトレサ情報間で個体情報に不整合がないことを確認する。

胎児又は出生後1週間以内の耳標が装着されたことがない牛の場合は、ア（ア）及び（イ）の画像により、当該事故家畜の母牛の耳標とトレサ情報を確認するとともに、当該事故家畜と当該母牛の種付日、妊娠鑑定日等の記録の間で個体情報に不整合がないことを確認する。

（注）トレサ情報に登録された個体情報が誤っていたことが判明した場合は、組合員等へトレサ情報の訂正を家畜改良センターへ速やかに申し出るよう依頼する。
 - (b) aの⑥について
 - ア（ア）及び（イ）の画像により確認する。次の①及び②に掲げる場合には、当該①及び②に定める方法により確認する。なお、飼養用途が不明の場合は、該当し得る飼養用途のうち最も共済金の低くなる飼養用途とする。
 - ①事故家畜が満24月齢以上の乳牛の雌の場合
 - （3）ア（イ）b（a）の規定に準じる。
 - ②事故家畜が満24月齢以上の肉用牛の雌の場合
 - （3）ア（イ）b（b）の規定に準じる。
 - (c) aの⑦について
 - 牛の胎児等の母牛の繁殖関係書類の画像（ただし、牛の胎児等が自然交配を目的とする放牧により生産された場合はこの限りでない。）及び牛の胎児等の背部、腹部又は四肢のつけ根の発毛状況の画像により確認する。
 - (d) aの⑧について
 - 死亡時点が出生後かどうかについて、ア（ア）及び（イ）の画像により確認する。
- c 馬（個別共済に付されたものを除く。）及び種豚の個体情報の確認方法
- aの①から⑥までについて、ア（ア）及び（イ）の画像により確認する。
- d 個別共済に付された牛及び馬の個体情報の確認方法
- aの①から⑥までについて、加入証、ア（ア）及び（イ）の画像により確認する。
- (イ) 共済事故が生じたことの確認
- 次の事項により事故家畜に死亡廃用共済に係る共済事故が生じたことを確認

する。

- ① ア（ア）の画像
- ② 組合等の獣医師若しくは嘱託獣医師による検案の結果又は第1款2（1）の獣医師の検案書若しくは診断書
- ③ 事故除外区分

（ウ）特定事故であるか否かの確認

次のaからcまでに掲げる場合には、当該aからcまでに定める方法により、特定事故であるか否かを確認する。

a 火災の場合

ア（ア）及び（ウ）の画像により確認する。

b 伝染性の疾病の場合

組合等の獣医師若しくは嘱託獣医師による検案の結果又は第1款2（1）の獣医師の検案書若しくは診断書に基づき、最寄りの家畜保健衛生所に届出のあった事実及びその内容（伝染病の種類、家畜の種類・性別・年齢・所在場所、発見された年月日時及び発生頭数）を確認する。

なお、家畜保健衛生所から病性鑑定書等の提出があった場合には、当該書類をもって確認する。

c 風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）の場合

ア（ア）及び（ウ）の画像により確認する。画像での確認が困難な場合は、最寄りの气象台又は測候所の観測資料等から、自然現象による被害状況等を確認する。

（エ）獣医師の検案を求めたことの確認

組合等の獣医師若しくは嘱託獣医師による検案の結果又は第1款2（1）の獣医師の検案書若しくは診断書により、事故家畜について獣医師の検案を求めたことを確認する。

なお、種豚については、獣医師の検案を求めたことを確認する必要はない。

2 肉皮等残存物の価額等の調査

組合等は、第1章第12節第1款5の内皮等残存物の価額の算定に当たり、次の（1）及び（2）による調査を行う。

（1）組合等は、次のアからウまでに掲げる場合には、組合員等に当該アからウまでに定める書類を提出させる。

ア 廃用家畜を枝肉（皮、内臓を含む。）として販売（家畜商等に委託した場合を含む。）した場合

当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価格及び処理経費が記載された肉皮等残存物の売渡価格を明らかにする書類

イ 廃用家畜を生体で取引した場合

当該廃用家畜を購入した家畜商、食肉業者等からの買受書、家畜販売代金精算

書等の当該廃用家畜の売渡価格を明らかにする書類

(注) 組合員等が家畜商等へ譲渡した牛が牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断されたことで、組合員等が売渡額の一部又は全部を家畜商等へ返還した場合は、当該返還額についても調査する。

ウ 補償金等、手当金又は支援金の支払を受ける場合

当該死廃家畜に対する補償金等、手当金又は支援金に係る申請書、価格算定書、交付決定通知書等の金額を明らかにする書類

(2) 組合等及び都道府県連合会は、損害確認をした後、(1)の書類等をもって次のア及びイに掲げる金額を調査する。

ア 肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額

(注) 組合員が家畜商等へ譲渡した牛が牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断されたことで、組合員が売渡額の一部又は全部を家畜商等へ返還した場合は、当該返還額についても調査する。

イ 補償金等、手当金及び支援金の金額

3 免責事由の有無の確認

組合等及び都道府県連合会は、法令その他免責基準に定める免責事由の有無を確認する。

4 死廃事故認定書の作成

(1) 死亡事故について

死亡事故について1から3までの事務が終了した後、1(1)の職員は、確認結果を記入した死廃事故認定書(様式例10-1、10-2)を作成する。

ただし、連合会職員が死亡事故について損害確認を行った場合、連合会職員が当該認定書を作成するものとし組合等は当該認定書を作成する必要はない。

(2) 廃用事故について

廃用事故について1から3までの事務が終了した後、1(1)の職員は、確認結果を記入した死廃事故認定書を作成する。

(注1) 獣医職員以外の組合等職員又は連合会職員が死廃事故認定書を作成した場合は、獣医職員が死廃事故認定書の内容について、死廃事故診断書又は病傷事故診断書により点検する。

(注2) 廃用事故として認定できない場合は、その理由を組合員等に現地で説明し、後日、理由を記載した書面を組合員等に交付する。

(注3) 画像確認が終了したときは、組合員等にその旨を電話及び電子メールにより通知する。

(注4) 組合等が死廃事故認定書を作成するときは2部作成し、1部を保険金請求書に添付することで都道府県連合会に提出する。また、都道府県連合会が死廃事故認定書を作成するときは2部作成し、1部を組合等に提出する。

5 損害の額の認定

組合等及び都道府県連合会は、死廃事故認定書に基づき損害の額を算定し、認定する。

6 家畜共済死廃事故記録の作成及び支払共済金の決定

- (1) 組合等は、損害の額を認定したときは、死廃事故認定書の内容を家畜共済死廃事故記録（様式 15-1）に記入する。
- (2) 組合等は、家畜共済死廃事故記録において、死廃共済金支払限度額又はその残額等を整理した上で、支払共済金及び請求保険金の額を決定し、その額を家畜共済死廃事故記録に記入する。

7 損害評価員による現地確認及び調査

- (1) 組合等の区域内に離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）をいう。以下同じ。）を有しており、当該離島における死廃事故確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な場合（組合等が事故確認のための移動に相当の時間と経費を要する場合等）は、あらかじめ都道府県連合会の同意を得て、現地確認及び肉皮等残存物価額等の調査を損害評価員により行うことができるものとする。
- (2) 損害評価員が現地確認及び肉皮等残存物価額等の調査を行った場合には、当該組合等は、死廃事故診断書により、当該事故家畜が死亡廃用共済に付されていること、当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によって生じたものであるかどうかを確認するとともに、支払共済金の額を決定する等、死廃事故に係る所要の手続を行う。

第 3 款 損害確認及び損害認定（2 段階制）

1 損害確認

特定組合等は、第 1 款 1（1）の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る家畜について（1）の職員により、（3）の現地確認又は（4）の画像確認（当該通知が死亡に係るものであるときに限る。）を行う。

（1）損害確認を行う職員

ア 死亡事故の場合

特定組合等の職員が損害確認を行うものとし、損害確認において獣医学的知見が必要な場合は、特定組合等の獣医職員が損害確認を行うものとする。

イ 廃用事故の場合

特定組合等の獣医職員が損害確認を行うものとし、2号廃用、と畜後廃用事故、組合員が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合の廃用事故及び4号廃用については、獣医職員以外の特定組合等の職員が行えるものとする。

- (2) 組合員等の画像による確認の希望の有無の確認
第2款1(2)の規定に準じる。

(3) 現地確認

(1)の職員が、現地において、次のアからエまでを確認する。なお、当該職員は、組合員に現地確認の立ち会いを求めるものとする。農場への入出場時の防疫対策については、第2款1(3)の規定に準ずること。

ただし、廃用事故の場合であって、特定組合等の獣医職員が現地に赴くことができない場合は、獣医師の立ち会いのもと、獣医職員以外の特定組合等の職員が、家畜の画像をテレビ電話等情報通信機器を通じて特定組合等の獣医職員に提供し、特定組合等の獣医職員が当該画像、当該獣医師からの症状の聞き取り等をもって確認する。なお、この場合、特定組合等において確認に用いた画像は5年間保存すること。

ア 死亡廃用共済に付されていることの確認

第2款1(3)アの規定に準じる。

イ 共済事故が生じたことの確認

第2款1(3)イの規定に準じる。

ウ 特定事故であるか否かの確認

第2款1(3)ウの規定に準じる。

エ 獣医師の診療(検案を含む。)を求めたことの確認

第2款1(3)エの規定に準じる。

(4) 画像確認

第2款1(4)の規定に準じる。

2 肉皮等残存物の価額等の調査

第2款2の規定に準じる。

3 免責事由の確認

第2款3の規定に準じる。

4 死廃事故認定書の作成

第2款4の規定に準じる。

5 損害の額の認定

第2款5の規定に準じる。

6 家畜共済死廃事故記録の作成及び支払共済金の決定
第2款6の規定に準じる。

7 損害評価員による現地確認及び調査

- (1) 特定組合等の区域内に離島を有しており、当該離島における死廃事故確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な場合(特定組合等が事故確認のための移動に相当の時間と経費を要する場合等)は、あらかじめ国の同意を得て、現地確認及び肉皮等残存物価額等の調査を損害評価員により行うことができるものとする。
- (2) 損害評価員が現地確認及び肉皮等残存物価額等の調査を行った場合には、当該特定組合等は、死廃事故診断書により、当該事故家畜が死亡廃用共済に付されていること、当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によって生じたものであるかどうかを確認するとともに、支払共済金の額を決定する等死廃事故に係る所要の手続を行う。

第2節 疾病傷害共済

第1款 病傷事故の発生通知、共済金の請求

1 事故発生通知

(1) 事故発生通知

組合等は、組合員等に対し、病傷事故が発生したときは、次の①から⑥までを行わせる。

- ① 病傷事故が発生したときは、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等(嘱託獣医師を含む。)に通知するとともに獣医師の診療を求める。
- ② 指定獣医師の診療を受けた場合であって、組合員等が自ら事故発生通知を行わないときは組合等への通知を当該獣医師に依頼する。
- ③ 受診時に加入証を提示する。
- ④ 受診時は原則として立ち会う。
- ⑤ 受診後は、診療を行った獣医師から診療内容等の説明を受ける。説明を受ける場合は、診療種別等通知書(様式例13)(獣医師が診療種別等通知書と同様の内容を記載した書類を作成しているときは、当該通知書。以下同じ。)の交付を受け、これを3年間保存する。

なお、診療種別等通知書の交付を受けられなかった場合には、速やかに当該書類と同様の内容を記録するよう努めること。

- ⑥ 指定獣医師の診療を受けた場合であって、共済金の代理受領を当該指定獣医師に委任しているときは、当該病傷事故の転帰の日の属する月の翌月の末日又は組合等が指定する日までに当該指定獣医師から病傷事故診療費等を記載した書類の交付を受け、これを3年間保存する。

なお、組合員は家畜共済病傷事故共済金支払通知書(様式例24)を受領したと

きは、病傷事故診療費等を記載した書類と共済金支払通知書の内容を突合すること。

(2) 事故発生通知の受理

組合等は、組合員等若しくは指定獣医師から病傷事故の発生通知を受けたとき又は嘱託獣医師から病傷事故の発生通知を受けた旨の報告を受けたときは、直ちに共済事故発生簿（様式例8）に必要事項を記録する。

2 損害発生通知

組合等は、組合員等に対し、共済金の請求をする際には次のア又はイの方法により損害発生通知を行わせる。なお、組合員等が家畜診療所又は嘱託獣医師の診療を受けたときは、当該病傷事故の転帰をもって損害発生通知とする。

ア 組合員等が共済金を受領する場合

次の①から③までの書類を組合等へ提出する。

- ① 病傷事故診断書（様式例12）
- ② 診療費の領収書又は金融機関への振込証等診療費の支払を明らかにする書類の写し
- ③ 医薬品販売業者から動物用医薬品を組合員等が購入し、獣医師が診療に際し当該動物用医薬品を使用した場合における当該動物用医薬品の領収書等当該動物用医薬品の購入価格及び数量を明らかにする書類の写し

イ 指定獣医師が共済金の代理受領の委任を受けた場合

病傷事故診断書を組合等へ提出する。

第2款 審査及び損害認定（3段階制）

1 形式審査

組合等（特定組合等を除く。以下この款において同じ。）は、共済金請求のために提出された病傷事故診断書等について、(1)の方法により形式審査を行い、(2)の区分に分ける。

(1) 形式審査の方法

ア 提出書類の確認

- ① 必要な書類が提出されていることを確認する。
- ② 提出された病傷事故診断書等に必要とされる事項が記載されていることを確認する。

イ 個体情報等の確認

事故家畜について、病傷事故診断書等から次の①から⑦までの情報を確認する。

- ① 個体識別番号（毛色、特徴等）
- ② 品種
- ③ 性別
- ④ 生年月日

- ⑤ 導入日（自家産の家畜は除く。）
- ⑥ 飼養用途（牛に限る。）
- ⑦ 事故の内容（病傷名、発病年月日、転帰年月日等）

ウ 引受情報の確認

次の①から③までの項目を確認する。

- ① 組合員等が有する共済関係
- ② 共済金額と支払共済金の差額
- ③ 共済掛金の納入状況

エ 共済関係に付されていることの確認

生年月日、導入日及び診療日から、事故家畜が診療期間中に共済関係に付されていたことを確認する。

オ 免責事由の確認

免責事由の有無を確認する。

カ 共済金の代理受領の委任の有無の確認

指定獣医師から病傷事故診断書が提出されている場合、組合員等が当該指定獣医師に対して共済金の代理受領の委任を行っているかを確認する。

キ 診療点数の算定

家畜共済診療点数表及び家畜共済診療点数表適用細則に基づき、診療点数を算定する。

(2) 形式審査後の病傷事故診断書等の区分

ア 形式審査上問題なし

内容審査に提出する。

イ 形式審査上問題あり

書類の不備、記入漏れ、事故家畜が共済に付されていることを確認できない、病傷事故診療費の1割自己負担金が過少である等形式審査で問題があるときは、その理由を付した返戻理由書を添えて当該病傷事故診断書等を提出した者に返戻する。

ただし、文字の判読が困難、単なる書き間違いであり正しい内容が明らか、組合員自身が病傷事故診断書を提出した際の点数の計算誤り等の軽微な問題であり、不正の疑いがないと考えられる場合は、組合等は当該病傷事故診断書等を提出した者への確認により問題の解消に努め、必要に応じて返戻する。

なお、返戻した病傷事故診断書等について、修正の上で再提出があった時は、形式審査及び内容審査を行う。

2 内容審査

都道府県連合会は、毎月1回病傷事故関係書類（病傷事故診断書等）について、集合（又は巡回）審査によりその内容を（1）及び（2）の方法により審査し、（3）の区分に分ける。その上で、支払共済金を支払うものと区分したものについてのみ保険金を支払うものとする。

(1) 審査に係る計画の樹立

組合等ごとの病傷事故件数、審査担当人員、交通事情等を勘案して、集合（又は巡回）区域、集合場所、審査班の編制等について、月別予定表を定めて計画的に集合（又は巡回）審査を行う。

（２）内容審査の方法

形式審査において問題なしと区分された病傷事故診断書等の全てについて、共済金の支払対象となる診療行為であるかについて、その内容を審査する。なお、獣医学的知見を要する部分については、必ず獣医職員が審査する。

また、再審査請求の病傷事故診断書等については、該当部分のみを審査の対象とする。

ア 共済金の支払対象となる病傷や診療行為についての診療内容の審査

- ① 病傷事故の範囲及び通常必要とされる診療行為に対してのみ給付の対象としているか。
- ② 結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかったものが共済金請求されていないか。
- ③ 一般に獣医技術を必要としないと認められる病傷に対する治療を損害の額に算入されていないか。
- ④ 効果の期待できない治療を損害の額に算入していないか。
- ⑤ 必要を超えて加えられる治療を損害の額に算入していないか。
- ⑥ 治癒の見込みのない病傷の治療を損害の額に算入していないか。
- ⑦ 試験・研究を目的とする診療を損害の額に算入していないか。
- ⑧ 他の安価な治療で治癒し得ることが明らかな場合に行われる高価な治療を損害の額に算入していないか。
- ⑨ 生命に関係がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療を損害の額に算入していないか。
- ⑩ いわゆる二等乳症（酸高乳症、低酸度二等乳症等）、リピート・ブリーダー、潜在性乳房炎、潜在性ケトン症等は共済事故に該当せず、これらの症状に対する治療を損害の額に算入していないか。
- ⑪ 損害防止事業で対象とした診療を損害の額として算入していないか。

イ 検査内容の審査

- ① 普遍的に診断意義が認められていない検査の応用がなされた場合及び病態からみて必要性が認められていない検査はないか。
- ② 確定診断後、病態の経過からみて通常必要とされる範囲を超えて行われた検査はないか。
- ③ 臨床病理検査の給付回数が、一病傷事故期間（初診から転帰まで）を通して、3回を超えるものがないか。
- ④ 乳汁簡易検査、乳汁ケトン体検査及び尿検査について、検査間隔が3日（診療当日を含む）以内に検査が行われていないか。

ウ 家畜共済の病傷事故給付基準中の病名別給付基準に従った診療内容の審査

- ① 対症療法他に有効な治療方法がない場合を除き、対症療法のみを頼るよ

うな診療が行われていないか。

- ② 臨床症状、検査結果、治療結果等からみて、治療効果が認められないにも関わらず、同様な治療が継続して行われていないか。
- ③ ケトーシス、消化器病、尿石症、長期在胎、胎盤停滞、卵巣疾患、子宮内膜炎、乳房炎、関節炎、関節周囲炎、蹄病、栄養失調及び過労について、基準に基づく給付が行われているか。

エ 家畜共済の病傷事故給付基準中の医薬品の給付基準に従った医薬品使用の審査

- ① 医薬品を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条の規定に基づき承認された効能・効果又は用法以外に使用した場合には給付外としているか。
- ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の規定に基づき承認された用量を基準として損害額を算定しているか。
- ③ 医薬品を併用した場合、併用によって著しい治療効果が期待できることが明らかな場合及び 1 種ではその目的が達成することが困難な場合を除き、併用した医薬品のうち最も安価なもの以外について給付していないか。
- ④ 医薬品が所期の薬効を現さなかった場合は、無効であることがあきらかになってから引き続き使用した医薬品について給付対象としていないか。
- ⑤ 局方医薬品及び一般名で薬価基準表に記載されている医薬品については、いずれかの製造（輸入販売）会社の医薬品が記載されている場合は、当該製造（輸入販売）会社の当該医薬品以外の医薬品について給付対象としていないか。
- ⑥ 繁殖用薬や抗生物質等が、薬効別基準に従って使用した医薬品のみを給付対象としているか。

オ 不正請求防止のための審査

- ① 加入前にその原因が生じた病傷に対して実施された診療ではないか。
- ② 発病、初診、終診又は転帰の年月日に不整合はないか。
- ③ 同一獣医師から不自然かつ大量に病傷診断書等が提出されていないか。
- ④ 「病傷名」を確定するに当たって「稟告・発病の原因」、「現症・経過」、「治療内容」等にはその根拠となった畜主による聴取内容、獣医学的検査の実施・結果等が記述されているか。

(3) 内容審査後の病傷事故診断書等の区分

ア 支払共済金を支払うもの

内容審査上問題がない場合や問題の内容が軽微な場合は、組合等が返戻前に組合員等又は獣医師に問い合わせを行い問題の解消に努める。

その上で、内容審査を踏まえ 3 の規定により認定した損害の額に基づき、4 の規定により家畜共済病傷事故記録（様式 16）を作成し共済金の残額等の内容を整理した上で、組合等は、本診断書等に係る支払共済金の支払を速やかに行う。ただし、獣医学的に適当と認められないものや告示・通知に合致しないものにつ

いては、減額査定して支払う。

イ 返戻するもの

内容審査上疑義があり審査できない病傷事故診断書等については、その理由を付した返戻理由書を添えて、組合等が組合員等（本共済金請求を行った者）に返戻する。

なお、返戻した病傷事故診断書等について、修正の上、再提出があった時は、形式審査及び内容審査を行う。

(4) 保険金請求書との突き合わせ

集合（又は巡回）審査の終了後、適正と認められた病傷事故の件数及び保険金の額の総計を記録し、家畜共済保険金請求書（病傷事故）（様式 20）の提出があったときにその病傷事故の件数及び請求保険金の額の総計と突き合わせる。

3 損害の額の認定

組合等及び都道府県連合会は、審査に基づき損害の額を認定する。

4 家畜共済病傷事故記録の作成及び支払共済金等の決定

(1) 組合等は、損害の額を認定したときは、病傷事故診断書等の内容を家畜共済病傷事故記録（様式 16）に記入する。

(2) 組合等は、家畜共済病傷事故記録において、B総点数等を整理した上で、支払共済金及び請求保険金の額を決定し、その額を家畜共済病傷事故記録に記入する。

第3款 審査及び損害認定（2段階制）

1 形式審査

特定組合等は、共済金請求のために提出された病傷事故診断書等について、(1)の方法により形式審査を行い、(2)の区分に分ける。

(1) 形式審査の方法

第2款1(1)と同じ。

(2) 形式審査後の病傷事故診断書等の区分

第2款1(2)と同じ。

2 内容審査

特定組合等は、毎月1回病傷事故関係書類（病傷事故診断書等）について、その内容を(1)の方法により審査し、(2)の区分に分ける。その上で、支払共済金を支払うものと区分したのものについてのみ支払共済金を支払う。

(1) 内容審査

第2款2(2)と同じ。

(2) 内容審査後の取扱い

第2款2(3)と同じ。

3 損害の額の認定

特定組合等は、審査に基づき損害の額を認定する。

4 家畜共済病傷事故記録の作成及び支払共済金の決定

- (1) 特定組合等は、損害の額を認定したときは、病傷事故診断書等の内容を家畜共済病傷事故記録（様式 16）に記入する。
- (2) 特定組合等は、家畜共済病傷事故記録において、B総点数等を整理した上で、支払共済金の額を決定し、その額を家畜共済病傷事故記録に記入する。

第4款 共済金の再審査請求

内容審査において、減額査定された病傷事故については、次のア及びイにより組合員等から共済金の再審査請求を行うことができるものとする。なお、代理受領を指定獣医師へ委任する場合は、指定獣医師から共済金の再審査請求を行うことができるものとする。

ア 再審査請求の方法

減額査定を受けた病傷事故について、共済金の再審査請求を行う場合は、減額査定を受けた診療に対して、支払対象となる理由及び根拠を記載した文書及び資料等を添えて、組合等へ提出させるものとする。

イ 再審査請求に係る期限及び回数

再審査請求はできる限り早期に行い、共済金が支払われた月から6か月以内を遵守するように努めさせるものとする。

また、再審査請求は当該病傷事故に限り原則として1回に限るものとする。

第5款 現地確認調査

組合等は、病傷事故診断書等に記載された診療が実際に行われたことを確認するために、以下により現地確認調査を実施すること。また、組合等（特定組合等を除く。）にあつては、調査の実施状況についてとりまとめ、直後の集合（又は巡回）審査へ報告すること。

〔調査計画〕

- (ア) 調査は、内容審査を受けた病傷事故診断書等（家畜診療所の診療に係る診療簿を除く。）の原則として10%以上となるように計画する。
- (イ) 1年間で、原則として当該期間に家畜共済に係る診療を行った全ての獣医師に係る病傷事故診断書等が確認対象となるように留意する。
- (ウ) また、次の①から③までに示す獣医師に対しては、1年間で複数回実施する等、重点的な調査となるよう留意する。

- ① 過去に共済金の不正請求を行ったことがある獣医師
- ② 次の a から c までに該当する獣医師
 - a 共済目的の種類別に病傷事故診断書等 1 件当たりの平均点数が、前年度の当該都道府県の平均点数に比し相当程度高い（例：3 倍以上高い等）病傷事故診断書等を作成した獣医師
 - b 内容審査で返戻（査定を含む。）が多い又は継続している病傷事故診断書等を作成した獣医師
 - c 同家畜について、3 か月連続して共済金の請求のため提出された病傷事故診断書等を作成した獣医師
- ③ その他都道府県連合会が特に必要と認めた獣医師

〔調査実施〕

- (エ) 内容審査終了後おおむね 1 か月以内に実施する。
- (オ) 調査は、組合員等の備える加入証、診療種別等通知書、病傷事故診断書等、組合員等が保有する帳簿及び組合員等からの聞き取り等により診療の事実を確認する。また、指定獣医師が組合員等から共済金の代理受領の委任を受けている場合は、当該指定獣医師が組合員等に交付した病傷事故診療費等を記載した書類及び関係書類により、組合員等と指定獣医師との間での 1 割自己負担金の請求又は支払の事実を確認すること。
- (カ) (ウ) のいずれにも該当しない獣医師に対しては、隔年で現地確認調査を行うこと等事務の簡素化を図ることができる。

第3節 家畜共済事故病類別表

家畜共済の共済事故の分類は、次の病類別表によるものとする。なお、各病名の同義語、同類語及び当該病名に係る特記事項（（法）は法定伝染病（家畜伝染病予防法第62条第1項の規定により指定された疾病を含む。）、（届）は届出伝染病とする。）は、備考欄に括弧書きで示した。また、病傷名に付した番号は、統計処理上必要なコード番号である。

01 循環器病

中分類	小分類	備考
(心臓疾患)		
01 心のう炎		(心膜炎)
02 創傷性心のう炎		(外傷性心筋炎を含む)
03 心臓肥大		
04 心筋症	01 肥大型 02 拡張型（うっ血型） 03 その他	
05 心筋炎	01 感染性 02 その他	
06 心臓破裂		
07 心内膜炎	01 感染性 02 その他	
08 心臓弁膜病		
09 不整脈	01 心房細動 02 その他	
10 心不全	01 左心性 02 右心性 03 両心性 04 その他	(肺性心)
(血管疾患)		
11 動脈瘤		(動脈瘤破裂を含む)
12 動脈炎	01 ウイルス性 02 細菌性 03 寄生虫性 04 その他	
13 動脈破裂		
14 動脈血栓症		(腸間膜血管閉塞症（「04消化器病」69）を除く)
15 後大静脈血栓症		
16 静脈炎		
17 リンパ管炎		
(循環器の腫瘍)		
18 心臓腫瘍		
19 血管腫瘍		
20 その他の循環器疾患		

02 血液及び造血器病

中分類	小分類	備考
(血液疾患)		
01 血液凝固不全	01 血友病	

13 肺気腫		
14 肺炎	01 ウイルス性 02 クラミジア性 03 マイコプラズマ性	
	04 細菌性 05 真菌性 06 寄生虫性 07 吸引性 08 霧熱 09 その他	(誤嚥性) (フォグフィーバー)
15 肺膿瘍		
16 水胸		
17 血胸		
18 気胸		
19 膿胸		
20 胸膜炎	01 外傷性 02 結核性 03 その他	(真珠病) (横隔膜破裂)
21 横隔膜ヘルニア (呼吸器の腫瘍)		
22 鼻腔腫瘍		
23 喉頭腫瘍		
24 気管(支)腫瘍		
25 肺腫瘍		
26 その他の呼吸器腫瘍		
27 その他の呼吸器疾患		(息癆を含む)

04 消化器病

中分類	小分類	備考
(口腔・咽頭疾患)		
01 歯牙磨滅異常	01 斜歯 02 剪状歯 03 階状歯 04 その他	
02 裂歯		
03 齲歯		
04 歯槽骨膜炎		
05 歯肉炎		
06 舌炎		
07 舌損傷		
08 口内炎	01 感染性 02 異物・薬物性 03 ビタミン欠乏性 04 その他	(口炎) (馬のガマ腫を含む)
09 唾液腺炎		
10 唾管閉塞		(ガマ腫 (馬のガマ腫は除く))

11 咽頭炎	01 感染性	(アンギナ)
	02 異物性	
12 咽頭閉塞	01 感染性	
	02 異物性	
	03 その他	
13 咽頭麻痺	01 感染性	
	02 中毒性	
	03 異物性	
	04 腫瘍性	
	05 その他	
14 扁桃炎		
15 その他の口腔・咽頭疾患 (食道疾患)		
16 食道炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 異物性	
	04 その他	
17 食道梗塞	01 異物性	
	02 その他	
18 食道狭窄		
19 食道拡張		
20 食道憩室		
21 食道破裂		
22 食道麻痺		(アカラシア)
23 食道痙攣		
24 その他の食道疾患 (複胃疾患)		
25 第一胃食滞		(第一胃拡張)
26 第一胃破裂		
27 ルーメンパラケラトーシス		(第一胃角化不全症)
28 ルーメンアシドーシス		
29 ルーメンアルカローシス		(第一胃腐敗症を含む)
30 急性鼓脹症		
31 慢性鼓脹症		(習慣性鼓脹症を含む)
32 外(創)傷性第二胃炎		
33 外(創)傷性胃横隔膜炎		
34 迷走神経性消化不良		(前胃及び第四胃弛緩症を含む)
35 第三胃食滞		(第三胃梗塞)
36 第四胃食滞		(第四胃拡張)
	01 異物性	(泥、砂、石等による)
	02 その他	
37 第四胃潰瘍	01 感染性	
	02 食餌性	
	03 その他	
38 第四胃炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 異物性	
	04 その他	

<p>〈第四胃変位〉</p> <p>39 第四胃左方変位</p> <p>40 第四胃右方変位</p> <p>41 その他の複胃疾患</p> <p>(単胃疾患)</p> <p>42 急性胃拡張</p> <p>43 慢性胃拡張</p> <p>44 胃潰瘍</p> <p>45 胃捻転</p> <p>46 胃破裂</p> <p>47 急性胃炎</p> <p>48 慢性胃炎</p> <p>49 幽門狭窄</p> <p>50 その他の単胃疾患</p> <p>(腸疾患)</p> <p>51 腸閉塞</p> <p> 〈腸変位〉</p> <p>52 腸狭窄</p> <p>53 腸捻転</p> <p>54 腸重積</p> <p>55 腸炎</p> <p>56 腸潰瘍</p> <p>57 盲腸拡張</p> <p>58 盲腸捻転</p> <p>59 腸鼓脹</p> <p>60 便秘症</p> <p>61 腸破裂</p> <p>62 直腸脱</p> <p>63 消化吸収不良症候群</p> <p>64 その他の腸疾患</p> <p>65 胃腸炎</p> <p>66 毛球症</p> <p>68 脂肪壊死症</p>	<p>01 感染性</p> <p>02 食餌性</p> <p>03 その他</p> <p>01 感染性</p> <p>02 寄生虫性</p> <p>03 中毒性</p> <p>04 異物性</p> <p>05 その他</p> <p>01 感染性</p> <p>02 寄生虫性</p> <p>03 食餌性</p> <p>04 中毒性</p> <p>05 出血性腸症候群</p> <p>06 その他</p> <p>01 感染性</p> <p>02 その他</p> <p>01 盲腸</p> <p>02 結腸</p> <p>01 大腸</p> <p>02 小腸</p>	<p>(第四胃捻転)</p> <p>(過食疝)</p> <p>(角化を含む)</p> <p>(胃穿孔)</p> <p>(イレウス)</p> <p>(腸嵌頓)</p> <p>(腸纏絡)</p> <p>(腸重畳)</p> <p>(白痢を含む)</p> <p>(十二指腸潰瘍)</p> <p>(盲腸弛緩及び盲腸内容排出不全を含む)</p> <p>(風気疝)</p> <p>(気腸)</p> <p>(便秘疝)</p> <p>(脱肛)</p> <p>(痙攣疝及び直腸腔瘻を含む)</p> <p>(腸間膜脂肪壊死)</p>
---	--	--

69 腸間膜血管閉塞症 (肝臓疾患)		(寄生疝)
70 黄疸	01 肝細胞性 02 閉塞性 03 溶血性 04 その他	
71 肝炎	01 中毒性 02 食餌性 03 感染性 04 寄生虫性 05 血清 (性) 06 その他	(ソーダストリバーを含む)
72 肝硬変	01 壊死後性 02 門脈性 03 胆汁性 04 寄生虫性 05 その他	
73 肝破裂		(肥満牛症候群及び妊娠中毒症を含む)
74 脂肪肝		(フソバクテリウム・ネクロフォーラムによるもの (「17細菌・真菌病」54) を除く)
75 肝不全		
76 肝膿瘍		
77 その他の肝臓疾患 (膵臓疾患)		
78 膵炎		
79 その他の膵臓疾患 (消化器の腫瘍)		
80 口腔・咽頭腫瘍		
81 食道腫瘍		
82 胃腫瘍		
83 腸腫瘍		
84 肝臓腫瘍		
85 膵臓腫瘍		
86 その他の消化器腫瘍 (腹腔の疾患)		
67 腹膜炎	01 感染症 02 外傷性 03 その他	
90 臍帯関連膿瘍	01 臍静脈膿瘍 02 臍動脈膿瘍 03 尿管膿瘍	(生後7日を超えて発病したもの)
87 鼠径ヘルニア		
88 腹壁ヘルニア		(子宮ヘルニアを含む)
91 臍ヘルニア		
89 その他の消化器疾患		

06 精子異常症		
07 精嚢炎		
08 陰嚢炎		
09 陰嚢水腫		
10 陰嚢ヘルニア		
(陰茎疾患)		
11 陰茎麻痺		
12 包皮炎		
(雄生殖器の腫瘍)		
13 前立腺腫瘍		
14 精巣腫瘍		
15 陰茎腫瘍		
16 その他の雄生殖器疾患		
(雌生殖器疾患)		
(卵巣疾患)		
17 卵胞嚢腫		(豚の単胞性嚢腫、多胞性小型嚢腫及び多胞性大型嚢腫を含む)
18 黄体嚢腫		
19 卵巣發育不全		
20 卵巣静止		
21 卵巣萎縮		
22 排卵遅延		
23 無排卵		
24 鈍性発情		
25 發育不全黄体		
26 嚢腫様黄体		
27 黄体遺残		(永久黄体)
28 卵巣炎		
(卵管疾患)		
29 卵管炎		(卵管閉塞を含む)
30 卵管水腫		
31 卵管蓄膿症		
(子宮疾患)		
32 子宮内膜炎	01 急性カタル性	
	02 急性化膿性	
	03 慢性カタル性	
	04 慢性化膿性	
	05 慢性肥厚性	
	06 慢性萎縮性	
	07 潜在性	
	08 その他	
33 子宮蓄膿症		
34 子宮粘液症		(粘液子宮)
35 子宮萎縮		
36 子宮(筋)炎		(子宮膿瘍を含む)
37 子宮外膜炎		(子宮癒着を含む)
38 子宮頸管炎		(子宮腔部炎)
39 子宮頸管狭窄		

40 子宮頸管閉鎖症 (腔疾患)		(顆粒性腔炎(「06生殖器病」47)を除く)
41 腔炎		
42 尿腔		
43 腔脱		
44 腔狭窄		
45 腔嚢腫		(ゲルトネル管嚢腫)
46 陰門狭窄		
47 顆粒性腔炎		
48 会陰ヘルニア (雌生殖器の腫瘍)		
49 卵巣腫瘍		(顆粒膜細胞腫を含む)
50 卵管腫瘍		
51 子宮(頸管)腫瘍		(子宮筋腫を含む)
52 腔腫瘍		
53 その他の雌生殖器疾患		

07 泌乳器病

中分類	小分類	備考
01 乳頭管狭窄		
02 乳頭損傷		
03 乳房損傷 (乳房炎)		
04 甚急性乳房炎	01 黄色ブドウ球菌	(壊疽性乳房炎を含む)
	02 レンサ球菌	
05 急性乳房炎	03 大腸菌	(クレブシエラ属を含む)
	04 緑膿菌	
06 慢性乳房炎	05 トウリエペレラ(アルカノバクテリウム)・ピオゲネス	(小分類01~11は、中分類04~09までのそれぞれに該当する)
07 潜在性乳房炎	06 コアグラージェ陰性ブドウ球菌	
08 乾乳期乳房炎	07 その他の細菌	
	08 真菌	
09 未経産牛乳房炎	09 マイコプラズマ	
	10 ウイルス	(潰瘍性乳頭炎を含む)
	11 その他の微生物	(夏季乳房炎を含む)
10 乳房水腫		(乳房浮腫、乳房中隔水腫)(乳房堤靭帯断裂を含む)
11 黒痘疹		
12 乳房膿皮症		
13 血乳症		
14 無乳症		
15 惜乳症		
16 盲乳		

(泌乳器の腫瘍)		
17 乳腺腫瘍		
18 その他の泌乳器腫瘍		
19 その他の泌乳器疾患		

08 妊娠・分娩期及び産後の疾患

中分類	小分類	備考
01 妊娠浮腫		
02 妊娠中毒症		
03 乳熱		(低カルシウム血症)
04 ダウナー症候群		(産前・産後起立不能症、圧挫損傷)
	01 中毒性	
	02 分娩時損傷	
	03 その他	
05 流産	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 習慣性	
	04 外因性	
	05 その他	
06 難産	01 胎子失位	
	02 胎子過大	
	03 胎子多胎	
	04 胎子奇形	
	05 産道異常	
	06 陣痛異常	
	07 その他	
<胎子異常>		
07 ミイラ変性		
08 胎子浸漬		
09 胎膜水腫		
10 気腫胎		
11 その他の胎子異常		
12 長期在胎		
13 子宮捻転		
14 子宮脱		
<産道損傷>		
15 子宮破裂		(子宮動脈破裂を含む)
16 子宮頸管裂創		
17 膣裂創		
18 会陰・陰門裂創		
19 胎盤停滞		(後産停滞)
20 悪露停滞		
21 産褥熱		(産褥性創傷感染症)
23 ハイリスク妊娠	01 産道異常	
	02 若齡分娩	(分娩予定日時点の母牛月齢が22月齢未満のもの)
	03 起立不能	

22 その他の妊娠・分娩期及び産後の疾患	04 胎子過大	(乳用牛の妊娠においては娩出時の胎子体重が50kg、肉用牛の妊娠においては娩出時の胎子体重が40kgをそれぞれ超えるもの)
	05 胎子多胎	

09 新生子異常

中分類	小分類	備考
(胎子異常)		
01 ミイラ変性		
02 胎子浸漬		
03 胎膜水腫		
04 気腫胎		
05 その他の胎子異常	01 難産 (胎子失位)	
	02 難産 (胎子過大)	
	03 難産 (胎子多胎)	
	04 難産 (産道異常)	
	05 難産 (陣痛異常)	
	06 早期胎盤剥離	
	07 子宮捻転	
	08 その他	(原因不明の胎子の死亡を含む) (母牛の死産事故に伴う胎子の死亡)
37 胎子死		
(奇形)		
06 脳水腫		(水頭症)
07 脳欠損		
08 小脳形成不全		
09 全盲		
10 両眼欠損		
11 口蓋裂		
12 歯牙発生異常		
13 斜頸		
14 脊椎彎曲		
15 関節彎曲		(新生子の屈腱短縮症 (突球) を含む)
16 反転性裂体		
17 心臓奇形		
18 心臓転位		
19 重複 (体) 奇形		
20 無形無心体		
21 鎖肛		
22 その他の奇形	01 腸管形成不全	
	02 その他	
(新生子疾患)		
23 新生子免疫不全症		(出生時 (呼吸開始時) から生後7日までに発病した子牛に適用する。)
24 新生子呼吸障害		
25 新生子体温調節障害		

26 新生子内分泌代謝障害		
27 新生子血液障害		
28 新生子栄養失調		
29 新生子感染症		
30 変形赤血球症		
31 臍帯炎	01 臍膿瘍 02 臍静脈膿瘍 03 臍動脈膿瘍 04 尿管膿瘍	
32 臍ヘルニア		
33 胎便停滞		
34 子牛虚弱症候群		
35 尿管遺残		
36 その他の新生子疾患		(原因不明の新生子の死亡を含む) (母牛の疾患に伴う新生子の死亡)
38 新生子死	01 難産 (胎子失位) 02 難産 (胎子過大) 03 難産 (胎子多胎) 04 難産 (産道異常) 05 難産 (陣痛異常) 06 早期胎盤剥離 07 子宮捻転 08 その他	

10 神経系病

中分類	小分類	備考
(中枢神経異常)		
01 外傷性脳脊髄損傷		
02 頸髄症		(馬の腰痠、ウオブラー症候群)
03 変形性脊椎症		
04 脳炎	01 化膿性 02 非化膿性 03 その他	
05 脳脊髄炎		
06 髄膜炎		
07 大脳皮質壊死症		(ビタミンB1欠乏症を含む)
08 脳軟化症		
09 癲癇		
10 旋回病		(共尾囊虫症を含む)
(末梢神経異常)		
11 顔面神経麻痺		
12 三叉神経麻痺		
13 肩甲上神経麻痺		
14 橈骨神経麻痺		
15 閉鎖神経麻痺		
16 大腿神経麻痺		
17 坐骨神経麻痺		
18 腓骨神経麻痺		
19 脛骨神経麻痺		

20 その他の末梢神経麻痺 (神経系の腫瘍)		(馬尾症候群を含む)
21 脳腫瘍		
22 脊髄腫瘍		
23 末梢神経系腫瘍		
24 その他の神経系疾患		

11 感覚器（眼、耳）病

中分類	小分類	備考
(眼疾患)		
01 眼瞼炎		
02 眼瞼内反症		
03 涙管炎		
04 涙管狭窄		
05 結膜炎		
06 角膜炎	01 表層性 02 深層性 03 潰瘍性 04 その他	(虹彩炎)
07 ブドウ膜炎		
08 緑内障		
09 白内障		
10 網膜剥離		
11 黒内障		
12 キャンサーアイ		
13 眼腫瘍		
14 その他の眼疾患		(類皮腫を含む)
(耳疾患)		
15 外耳炎		
16 中耳炎		
17 内耳炎		
18 耳腫瘍		
19 その他の耳疾患		

12 内分泌及び代謝疾患

中分類	小分類	備考
(内分泌腺疾患)		
01 下垂体疾患		
02 甲状腺疾患	01 機能亢進症 02 機能低下症 03 甲状腺炎 04 その他	
03 上皮小体（副甲状腺）疾患		
04 副腎疾患	01 皮質機能亢進症 02 皮質機能低下症 03 その他	(クッシング症候群)

<p>(内分泌腺の腫瘍)</p> <p>05 下垂体腫瘍</p> <p>06 甲状腺腫瘍</p> <p>07 上皮小体腫瘍</p> <p>08 副腎腫瘍</p> <p>09 その他の内分泌腺疾患</p> <p>(代謝疾患)</p> <p>10 ケトーシス</p> <p>11 アミロイドーシス</p> <p>12 糖尿病</p> <p>13 白筋症</p> <p>14 骨軟症</p> <p>15 くる病</p> <p>16 ハイエナ病</p> <p>17 ビタミンA欠乏症</p> <p>18 ビタミンE欠乏症</p> <p>19 低カルシウム血症</p> <p>20 マグネシウム欠乏症</p> <p>21 コバルト欠乏症</p> <p>22 セレン欠乏症</p> <p>23 鉄欠乏症</p> <p>24 銅欠乏症</p> <p>25 低リン血症</p> <p>26 その他の代謝疾患</p>	<p>01 原発性</p> <p>02 継発性</p>	<p>(低栄養性、食餌性、特発性)</p> <p>(ビタミンA及びD過剰症)</p> <p>(周産期のもの(「08妊娠・分娩期及び産後の疾患」03)を除く)</p> <p>(グラスステタニー)</p> <p>(くわす病)</p>
---	-----------------------------	--

13 運動器病

中分類	小分類	備考
(骨疾患)		
〈骨折〉		
01 頭部骨折	01 頭蓋骨骨折	
	02 顔面骨骨折	
	03 下顎骨骨折	
02 脊椎骨折	01 頸椎骨折	
	02 胸椎骨折	
	03 腰椎骨折	
	04 仙椎骨折	
	05 尾骨骨折	
03 前肢骨骨折	01 肩甲骨骨折	
	02 上腕骨骨折	
	03 橈骨骨折	
	04 尺骨骨折	
	05 手根骨骨折	
	06 中手骨骨折	
	07 指骨骨折	
		(基節骨骨折、中節骨骨折、末節骨骨折)

04 後肢骨骨折	01 大腿骨骨折	(基節骨骨折、中節骨骨折、末節骨骨折)
	02 脛骨骨折	
	03 腓骨骨折	
	04 足根骨骨折	
	05 中足骨骨折	
	06 趾骨骨折	
05 その他の骨折	01 肋骨骨折	
	02 胸骨骨折	
	03 骨盤骨折	
06 骨膜炎		
07 骨髄炎		
08 管骨瘤		
09 趾骨瘤		
10 その他の骨疾患 (関節疾患)		
<脱臼>		
11 股関節脱臼		
12 膝蓋骨外方脱臼		
13 膝蓋骨内方脱臼		
14 膝蓋骨上方固定		
15 球節脱臼		
16 その他の脱臼		
17 前十字靭帯断裂		
18 その他の靭帯断裂		
19 捻挫		
20 関節炎	01 感染性	(関節リウマチを含む)
	02 非感染性	
	03 その他	
21 関節周囲炎	01 感染性	(膝瘤及び飛端腫を含む) (骨関節症(炎))
	02 非感染性	
	03 その他	
22 滑液囊(粘液囊)炎		
23 変形性関節症		
24 骨軟骨症(炎)	01 離断性骨軟骨症(炎)	
	02 骨端症(炎)	
	03 その他	
25 飛節内(外)腫		
26 その他の関節疾患 (筋・腱疾患)		
27 筋断裂	01 腓腹筋	
	02 内転筋	
	03 第三腓骨筋	
	04 その他	
28 筋炎	01 感染性	(好酸球性・免疫介在性筋肉リウマチを含む)
	02 非感染性	
	03 その他	

29 腱断裂	01 アキレス腱断裂 02 その他	
30 腱炎		
31 腱鞘炎		
32 屈腱短縮症（突球）		（新生子の屈腱短縮症（突球）は含まない）
33 その他の筋・腱疾患 （蹄疾患）		
34 趾間皮膚炎		（趾間腐爛、趾間壊死桿菌症、またぐされ）
35 趾間フレグモーネ		
36 趾皮膚炎		（疣状皮膚炎） （趾間結節、趾間隆起、趾間肉芽腫、胼胝）
37 趾間過形成		
38 蹄叉腐爛		
39 蹄葉炎		（び慢性非感染性蹄皮膚炎）
40 裂蹄 〈蹄底腐爛〉		（爪われ）
41 蹄球び爛（腐爛）		（蹄踵糜爛、蹄球炎、慢性腐蹄病等）
42 挫躑		（蹄血斑、蹄底出血、非化膿性蹄真皮炎等）
43 化膿性蹄皮膚炎		（創傷性蹄皮膚炎、化膿性蹄真皮炎）
44 白帯病		（白線病及び馬の蟻洞を含む）
45 蹄底潰瘍		（限局性蹄皮膚炎、ルステルホルツ蹄底潰瘍）
46 その他の蹄疾患 （運動器の腫瘍）		
47 骨腫瘍		
48 関節腫瘍		
49 筋・腱腫瘍		
50 蹄腫瘍		
51 腰痠		（馬を除く畜種で、原因不明により後躯の運動機能障害を呈する疾患）
52 肩跛行		
53 寛跛行		
54 その他の運動器疾患		

14 皮膚病

中分類	小分類	備考
（皮膚の疾患）		
01 秕糠疹		
02 湿疹		
03 硬皮症		
04 蕁麻疹		
05 膿皮症		
06 皮膚炎	01 感染性 02 栄養性	（真菌性及び寄生虫性を含む）

07 角化異常	03 アレルギー性 04 光線過敏症 05 その他 01 角化亢進症	
08 乳頭腫	02 錯角化症	(豚のセレン及び亜鉛欠乏症を含む) (パポバウイルスによるもの(「16ウイルス病」22)を除く)
09 皮膚腫瘍		
10 脱毛症		
11 瘡瘡		
12 その他の皮膚疾患 (皮下組織の疾患)		
13 膿瘍		(生後7日を超えて発病した臍膿瘍を含む)
14 皮下気腫		
15 皮下出血		
16 象皮病		
17 フレグモーネ		(蜂窩織炎)
18 褥創		
19 項腫		
20 その他の皮下組織疾患		

15 中毒

中分類	小分類	備考
(植物中毒)		
01 ワラビ中毒		
02 アセビ中毒		
03 ドクゼリ中毒		
04 キョウチクトウ中毒		
05 タマネギ中毒		
06 その他の植物中毒		(傷害サツマイモ中毒を含む)
(薬物中毒)		(医薬品等による副作用(「19外傷不慮その他」29)を除く)
07 農薬中毒		
08 除草剤中毒		
09 殺鼠剤中毒		
10 防腐剤中毒		
11 飼料添加剤中毒		
12 石油・石油製品による中毒		
13 消毒薬中毒		
14 その他の薬物中毒		
(その他の中毒)		(医薬品等による副作用(「19外傷不慮その他」29)を除く)
15 鉛中毒		
16 銅中毒		
17 リン中毒		
18 塩化ナトリウム中毒		

19 尿素中毒		
20 硝酸塩中毒		
21 青酸中毒		
22 カビ毒中毒	01 アフラトキシン	
	02 その他	
23 蛇毒中毒		
24 ガス中毒		
25 その他の中毒		

16 ウイルス病

中分類	小分類	備考
(ボックスウイルス感染症)		
01 牛痘		(届)
02 馬痘		(届)
03 牛丘疹性口内炎		(仮性牛痘)
04 偽牛痘		(法)
05 ランピースキン病		
06 豚痘		
09 その他のボックスウイルス感染症		
(ヘルペスウイルス感染症)		
10 悪性カタル熱		(届)
11 オーエスキー病		(届)
12 牛伝染性鼻気管炎		(届) (IBR)
13 馬鼻肺炎	01 死流産型	(届)
	02 その他	
14 馬媠疹		
15 豚サイトメガロウイルス病		(封入体鼻炎)
19 その他のヘルペスウイルス感染症		
(アデノウイルス感染症)		
20 牛アデノウイルス病		
(パポバウイルス感染症)		
22 牛乳頭腫		
(パルボウイルス感染症)		
24 牛パルボウイルス病		
25 豚パルボウイルス病		
(レオウイルス感染症)		
27 イバラキ病		(届)
28 チュウザン病		(届)
29 ブルータング		(届)
30 アフリカ馬疫		(法)
31 馬脳症		
32 牛ロタウイルス病		
33 馬ロタウイルス病		
34 豚ロタウイルス病		
37 その他のレオウイルス感染症		
(トガウイルス感染症)		
39 ゲタウイルス病		

43 トガウイルス性流行性脳炎		(法) (流行性脳炎) (東部・西部・ベネズエラ馬脳炎)
(フラビウイルス感染症)		
38 牛ウイルス性下痢症		(届) (BVD・MD)
40 豚熱		(法)
46 日本脳炎		(法) (流行性脳炎)
(アルテリウイルス感染症)		
41 馬ウイルス性動脈炎		(届) (EVA)
42 豚繁殖・呼吸障害症候群		(届) (PRRS)
(コロナウイルス感染症)		
49 伝染性胃腸炎		(届) (TGE)
50 豚伝染性脳脊髄炎		(豚血球凝集性脳脊髄炎)
51 豚流行性下痢		(届) (PED)
53 その他のコロナウイルス感染症		
(オルソミクソウイルス感染症)		
54 馬インフルエンザ		(届)
55 豚インフルエンザ		
(パラミクソウイルス感染症)		
58 牛疫		(法)
59 牛のパラインフルエンザ		
60 牛のRSウイルス病		
61 ヘンドラウイルス感染症		(届)
62 ニバウイルス感染症		(届)
(ラプトウイルス感染症)		
63 水疱性口内炎		(法)
64 牛流行熱		(届)
65 狂犬病		(法)
(ブニヤウイルス感染症)		
67 リフトバレー熱		(法)
68 アカバネ病		(届)
69 アイノウイルス感染症		(届)
(レトロウイルス感染症)		
70 牛伝染性リンパ腫	01 成牛型(地方病型)	(届)
	02 子牛型	
	03 皮膚型	
	04 胸腺型	
	05 と畜後廃用事故	
	06 組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫と診断された場合の廃用事故	
71 馬伝染性貧血		(法)
(ピコルナウイルス感染症)		
74 口蹄疫		(法)
75 豚テシオウイルス性脳脊髄炎		(届) (テッシュェン病)
76 豚水疱病		(法)
77 豚の脳心筋炎		

<p>(ライノウイルス感染症)</p> <p>80 牛ライノウイルス病</p> <p>81 馬ライノウイルス病</p> <p>(カリキウイルス感染症)</p> <p>83 豚水疱疹</p> <p>(リケッチア感染症)</p> <p>85 ポトマック熱</p> <p>86 Q熱</p> <p>87 アナプラズマ症</p> <p>88 その他のアナプラズマ症</p> <p>89 エペリスロゾーン病</p> <p>(クラミジア感染症)</p> <p>92 クラミジア病</p> <p>(その他)</p> <p>95 アフリカ豚熱</p> <p>98 その他のウイルス感染症</p> <p>99 B S E</p>	<p>01 流産型</p> <p>02 脳脊髄炎型</p> <p>03 その他</p> <p>01 通常の死産事故</p> <p>02 と畜後廃用事故</p> <p>03 組合員等が譲渡した後にと畜場以外の場所でB S Eと診断された場合の廃用事故</p>	<p>(届)</p> <p>(急性馬下痢症候群)</p> <p>(法) (アナプラズマ・マージナーレによるものに限る)</p> <p>(法)</p> <p>(法)</p>
---	---	---

17 細菌・真菌病

中分類	小分類	備考
<p>(細菌感染症)</p> <p>(マイコプラズマ感染症)</p> <p>01 牛肺疫</p> <p>02 豚マイコプラズマ肺炎</p> <p>03 牛マイコプラズマ肺炎</p> <p>04 その他のマイコプラズマ感染症</p> <p>05 ウレアプラズマ感染症</p> <p>(スピロヘータ感染症)</p> <p>09 豚赤痢</p> <p>10 ボレリア症</p> <p>11 レプトスピラ症</p> <p>(ラセン菌感染症)</p> <p>15 増殖性出血性腸炎</p> <p>16 牛カンピロバクター</p>	<p>01 関節炎型</p> <p>02 その他</p>	<p>(法)</p> <p>(M P S、豚流行性肺炎：S E P)</p> <p>(届)</p> <p>(届) (レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニココーラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリボティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オーストラリス及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る)</p> <p>(届) (ビブリオ病)</p>

20 その他のカンピロバクター症	01 不妊型 02 流産型 03 胃腸炎型 04 その他	
(グラム陰性好気性桿菌・球菌感染症)		
21 類鼻疽		(届)
22 鼻疽		(法)
23 緑膿菌症	01 創傷感染型 02 敗血症型 03 その他	
24 牛伝染性角結膜炎		(ピンクアイ)
25 ブルセラ症	01 無症状型 02 不妊型 03 流産型 04 精巣炎型 05 その他	(法)
26 馬伝染性子宮炎	01 無症状型 02 子宮、頸管炎型	(届)
27 豚萎縮性鼻炎		(届) (A R)
28 野兔病		(届)
(グラム陰性通性嫌気性桿菌感染症)		
31 大腸菌性下痢		
32 浮腫病		
35 その他の大腸菌症	01 敗血症型 02 その他	
36 馬パラチフス	01 流産型 02 精巣炎型 03 関節炎型 04 臍帯炎型 05 胃腸炎型 06 その他	(届)
37 サルモネラ・ダブリン感染症	01 敗血症型 02 下痢症型 03 流産型 04 関節炎型 05 その他	(届)
38 サルモネラ・ティフィムリウム感染症	01 敗血症型 02 下痢症型 03 流産型 04 関節炎型 05 その他	(届)
39 サルモネラ・コレラエスイス感染症	01 敗血症型 02 下痢症型 03 その他	(届)
40 サルモネラ・エンテリティディス感染症	01 敗血症型 02 下痢症型	(届)

41 その他のサルモネラ感染症	03 その他	
	01 敗血症型	
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
42 出血性敗血症		(法)
45 その他のパスツレラ感染症	01 敗血症型	
	02 肺炎型	
	03 その他	
46 豚アクチノバチルス症		(豚胸膜肺炎)
47 子馬病		
49 その他のアクチノバチルス感染症	01 敗血症型	
	02 肉芽腫形成型	
	03 心内膜炎型	
	04 肺炎型	
	05 その他	
50 ヘモフィルス・ソムナス感染症		(脳脊髄膜炎)
51 ヘモフィルス・パラスイス感染症		(グレーサー病)
(グラム陰性嫌気性無芽胞桿菌感染症)		
54 肝膿瘍		(フソバクテリウム・ネクロフォーラムによるもの、壊死桿菌症)
(グラム陽性球菌感染症)		
57 滲出性表皮炎		(すす病)
58 化膿性多発性関節炎		
60 その他のブドウ球菌症	01 敗血症型	
	02 化膿型	
	03 その他	
61 腺疫		
63 その他のレンサ球菌症	01 敗血症型	
	02 髄膜炎型	
	03 関節炎型	
	04 心内膜炎型	
	05 その他	
(グラム陽性芽胞形成桿菌感染症)		
64 炭疽		(法)
65 壊死性腸炎		(腸内毒血症、エンテロトキセミア)
66 気腫疽		(届)
67 壊死性肝炎		
68 悪性水腫		
69 破傷風		(届)
(グラム陽性無芽胞桿菌感染症)		
72 リステリア症	01 敗血症型	
	02 脳脊髄炎型	
	03 その他	

73 豚丹毒	01 敗血症型 02 蕁麻疹型 03 関節炎型 04 心内膜炎型 05 その他	(届)
74 牛腎盂腎炎		(コリネバクテリウム・レナーレによるもの)
75 腎膿瘍		(コリネバクテリウムによるもの)
76 潰瘍性リンパ管炎		(カナダ馬痘)
77 放線菌症		
78 アクチノミセス・ピオゲネス感染症		
79 結核	01 無症状型 02 肺結核型 03 漿膜結核型 04 腸結核型 05 混合型	(法)
80 ヨーネ病	01 慢性下痢症 02 無症状型	(法)
81 豚抗酸菌症		(非定型抗酸菌症)
82 ノカルジア症		(牛皮疽)
83 デルマトフィルス症		
84 ロドコッカス感染症		
85 ティザー病		
89 その他の細菌感染症 (真菌感染症)		
90 カンジダ症	01 消化器型 02 皮膚型 03 呼吸器型 04 流産型 05 その他	
91 ムコール症	01 皮膚型 02 消化器型 03 呼吸器型 04 その他	
92 クリプトコッカス症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 その他	
93 仮性皮炎		(届)
94 ヒストプラズマ症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 脳脊髄炎型 04 リンパ節型 05 その他	
95 皮膚糸状菌症		(白癬菌症、小孢子菌症)
96 アスペルギルス症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 消化器型 04 流産型	

	05 全身型 06 その他	
99 その他の真菌感染症		

18 原虫・寄生虫病

中分類	小分類	備考
(原虫感染症)		
01 バベシア病		(バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボビス、バベシア・ベルベラ、バベシア・エクイ及びバベシア・カバリによるものに限る) (法) (ピロプラズマ症)
02 タイレリア病		(タイレリア・パルバ及びタイレリア・アヌラタによるものに限る) (法) (ピロプラズマ症)
03 その他のバベシア病		
04 その他のタイレリア病		
05 トリパノソーマ症	01 瘧疫 02 その他	(届)
06 トリコモナス症		(届)
07 トキソプラズマ症		(届)
08 住肉胞子虫病		
09 コクシジウム病		
10 クリプトスポリジウム病		
11 ネオスポラ症		(届)
12 バランチジウム病		
13 バクストネラ病		
17 その他の原虫感染症		
(線虫感染症)		
18 牛鞭虫症		
19 豚鞭虫症		
20 旋毛虫症		(トリヒナ症)
21 毛細線虫症		(キャピラリア症)
22 乳頭糞線虫症		
23 馬糞線虫症		
24 豚糞線虫症		
25 牛回虫症		
26 豚回虫症		
27 馬回虫症		
28 ドロレス顎口虫症		
29 豚胃虫症		
30 馬胃虫症		
31 沖縄糸状虫症		(鼻鏡白斑症)
32 咽頭糸状虫症		(ワヒ、コセ)
33 馬糸状虫症		
34 頸部糸状虫症		
35 パラフィラリア症		
36 脳脊髄糸状虫症		
37 溷睛虫症		

38 牛腸結節虫症	
39 豚腸結節虫症	
40 牛鉤虫症	
41 豚腎虫症	
42 ロデシア眼虫症	
43 東洋眼虫症	
44 馬蟻虫症	
45 馬円虫症	(寄生疝 (「04消化器病」69) を除く)
46 牛肺虫症	
47 豚肺虫症	
48 馬肺虫症	
49 オステルターグ胃虫症	
50 捻転胃虫症	
51 牛捻転胃虫症	
52 クーペリア症	
53 ネマトジルス症	
56 その他の線虫感染症	
(条虫感染症)	
57 葉状条虫症	
58 大条虫症	
59 乳頭条虫症	
60 拡張条虫症	
61 ベネデン条虫症	
62 裸頭条虫症	
63 牛囊虫症	(無鉤囊虫症)
64 豚囊虫症	(有鉤囊虫症)
65 共尾虫症	
66 細頸囊虫症	
67 包虫症	(エキノコッカス症)
71 その他の条虫感染症	
(吸虫感染症)	
72 日本住血吸虫症	
73 双口吸虫症	
74 肝蛭症	
75 肝吸虫症	
76 槍形吸虫症	
77 膝蛭症	
78 肺吸虫症	
82 その他の吸虫感染症	
(鉤頭虫感染症)	
83 大鉤頭虫症	(アカンソセファラ感染症)
87 その他の鉤頭虫感染症	
(節足動物寄生)	
88 マダニ寄生	
89 牛疥癬症	
90 馬疥癬症	
91 豚疥癬症	(豚ヒゼンダニ症)

92 毛包虫症		
93 シラミ寄生		
94 ハジラミ寄生		
95 豚ジラミ寄生		
96 牛バエ幼虫症		(届)
97 馬バエ幼虫症		
99 その他の節足動物寄生		

19 外傷不慮その他

中分類	小分類	備考
01 切創		
02 刺創		(角突傷を含む)
03 踏創		
04 挫創	01 開放性 02 非開放性	(挫傷)
05 裂創		
06 咬創		
07 縛創		
08 銃創		
09 鞍傷		
10 火傷		
11 凍傷		
12 角損傷		
13 電撃		(落雷を除く。)
14 熱射病		
15 日射病		
16 失血死		
17 焼死		
18 凍死		
19 墜死		
20 溺死		
21 縊死		
22 窒息死		(縊死以外)
23 轢死		
24 圧死		
25 闘争死		
26 放牧死		
27 老衰死		
28 鳥獣害	01 カラス 02 キツネ 03 クマ 04 イノシシ 05 その他	
29 医薬品等による副作用	01 抗菌性物質 02 ホルモン類 03 駆虫薬 04 ワクチン類 05 消毒薬	

<ul style="list-style-type: none"> 30 盗難 31 行方不明 32 風水害によるもの 33 落雷によるもの 34 その他気象上の災害によるもの 35 地震によるもの 36 噴火によるもの 37 地すべりによるもの 38 火災によるもの 39 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 06 その他 	
	<ul style="list-style-type: none"> 01 画像診断 02 その他 	

第4節 家畜共済の病傷事故給付基準

病傷事故が発生したときは、その診療費について損害額を算定し共済金を支払うこととなっており（法第98条及び第145条並びに規則第117条）、この損害額を算定するに当たっては、通常必要とされる診療その他の行為を基準として行うこととなっている（家畜共済損害認定準則第3）。

病傷事故の範囲及び通常必要とされる診療行為の基本的な解釈については、第1章第3節第2款に定められているとおりである。

共済金の給付については、家畜共済診療点数表及び家畜共済診療点数表適用細則により損害額を算定するとともに、病傷事故給付の具体的な取扱いで疑問の生じやすい点については、以下の基準によるものとする。

なお、本基準は、基準を超える診療行為を妨げるものではないが、本基準を超える部分については共済金の支払対象とはならず、組合員等の負担となることから、診療時には、そのことを説明した上で、診療を行う必要がある。

また、診療を行う者は、近年「食の安全」という視点が重要視される中、家畜診療は食料生産の一翼を担っていることを念頭に置くことが、治療効果と併せて求められる。

第1 臨床病理検査の給付基準

病傷に対し最も有効かつ経済的な診療を行うためには、まず、正確な診断を速やかに行うことが必要である。診断は、稟告及び臨床所見を十分把握した上で行う必要があるが、稟告及び臨床所見のみで診断が困難な場合には、それらによって病因及び病名を推察し確定診断又は病態の把握のために必要な検査を的確に選択して実施すべきである。

給付は「家畜共済における臨床病理検査要領」を参考とするものとし、普遍的に診断意義が認められていない検査の応用がなされた場合及び病態からみて必要性が認められない検査は給付外とする。確定診断後は、病態の経過からみて通常必要とされる範囲を超えて行われた検査については給付外とする。また、同一病傷事故期間中に発生した合併症又は併発症に対する検査は、原疾患に対する検査にかかわらず給付するが、類症鑑別に不必要な検査については給付外とする。さらに、同一検体を用いて検査を行うことが可能な場合は、検体採取に係る費用については給付外とする。

なお、臨床病理検査は、一病傷事故期間（初診から転帰まで）を通して、診断、病勢経過及び治癒判定の目的で行われるものであるため、給付回数は、原則として3回を限度とする（ただし、繁殖障害にかかる直腸検査は、この限りでない。）。

第2 病名別給付基準

1 総則

診療に当たっては、原因療法を基本とした合理的な診療を行うことを原則とし、原因療法のみで効果のない場合等には対症療法を加えるべきである。対症療法の他に有効な治療方法がない場合を除き、対症療法のみによる診療は給付外とする。た

だし、治癒の見込みがないと診断された後、診療を加えなければ、残存物の有効な利用を図ることができないと判断される場合に、応急的に行った最小限の診療についてはこの限りではない。

臨床症状、検査結果、治療結果等からみて、治療効果が認められないにもかかわらず同様な治療が継続して行われたと判断される場合、その継続して行われた治療については原則として給付しない。

2 具体的基準

(1) ケトーシス

同一内容の医薬品を3日間使用して効果がなかった場合は、その後引き続き使用した当該医薬品（糖類剤を除く。）については給付しない。

(2) 尿石症

排尿異常若しくは全身症状を伴わないものに対する治療については給付しない。

(3) 長期在胎

在胎日数が、経産牛は295日（受精卵移植された場合は288日）、未経産牛は290日（受精卵移植された場合は283日）を超えても分娩しないものについての治療以外は給付しない。

(4) 胎盤停滞

牛の胎盤停滞に対する、抗菌性物質並びにプロスタグランジン及びその類縁物質製剤による全身療法は、体温上昇、食欲減退などの全身症状を伴う場合以外は給付しない。

(5) ハイリスク妊娠

ハイリスク妊娠牛に係る給付については、死亡廃用事故の低減のために必要な分娩誘起及び分娩管理に限り給付するものとし、1組合員等当たり月に2診療を限度とする。

(6) 雌生殖器疾患

分娩後240日を超える牛（妊娠牛を除く。）の雌生殖器疾患に対する診療については給付しない。

(7) 卵巣疾患

ア 牛の場合

(ア) 生後12か月未満の牛の卵巣発育不全及び卵巣静止並びに分娩後40日以内の牛の卵巣疾患（腫瘍を除く。）に対する治療については給付しない。

(イ) 卵巣発育不全、卵巣静止及び卵巣萎縮で、その治療間隔が2週間未満、卵胞囊腫、黄体囊腫及び黄体遺残で、その治療間隔が10日間未満の治療については給付しない。

イ 種豚の場合

(ア) 生後8か月未満の種豚の卵巣発育不全並びに離乳後10日間未満の母豚の卵巣静止及び卵巣萎縮の治療については給付しない。

(イ) 卵巣発育不全、卵巣静止、卵巣萎縮及び黄体遺残で、その治療間隔が2週間未満、卵胞囊腫で、その治療間隔が4週間未満の治療については給付しない。

(8) 子宮内膜炎

ア 牛の場合

子宮内膜炎の治療については、分娩後40日以内のもの及びその診療間隔が1週間未満のものについては給付しない。

イ 種豚の場合

離乳後10日以内のもの及びその診療間隔が3週間未満のものについては給付しない。

(9) 乳房炎

抗菌性物質による全身療法は、急性症で食欲の減退若しくは廃絶又は発熱などの全身症状を認めた場合及び乳房内薬剤注入が不可能な場合以外は原則として給付しない。

乾乳期用乳房注入剤は、乾乳準備期間の開始の時までに発症し、その治療が乾乳時まで継続して行われている（治療を乾乳時まで延ばしているものを含む）臨床型乳房炎に罹患した乳房であって、乾乳準備期間中に診断及び検査を実施し、その結果、これによる治療が必要と判断された乳房について最終搾乳直後1回に限り給付する。診断及び検査は「家畜共済の診療指針」のうちの「乳房炎」に基づいて実施することとし、特に次の事項は必ず行うものとする。

ア 臨床検査

(ア) 問診

乳房及び乳頭についての既往症—その病名と発病年月日、特に発病乳房の乳頭損傷及び乳房炎歴

(イ) 乳房及び乳頭の望診と触診

乳房及び乳頭の熱徴、冷感、疼痛、腫脹、硬結、弾力性並びに損傷の有無

イ 乳汁検査

乳汁の肉眼的検査及びCMT変法による検査

ウ 乳汁の細菌学的検査

薬剤感受性検査

なお、乾乳準備期間及び乾乳期間中に発症した臨床型乳房炎には、泌乳期の乳房炎に準じた治療が必要であるが、この場合、最終搾乳直後に用いた乾乳期用乳房注入剤の給付については上記に準じて取扱うものとする。

(10) 関節炎、関節周囲炎及び蹄病

抗菌性物質による全身療法は、局所の処置を行い、かつ、その病性、治療経過等からみて必要と認められる場合以外は給付しない。ただし、趾間部に壊死が生じる以前の急性期の趾間フレグモーネ（趾間壊死桿菌症、趾間腐爛）及び局所の処置を併用した疣状趾皮膚炎についてはこの限りではない。

(11) 栄養失調及び過労

通常の方法を逸脱した飼養管理に起因した栄養失調及び単なる過労に対する診療については給付しない。

牛及び豚の雌不妊症、乳房炎、ケトーシス、乳熱、ダウンー症候群、第四胃変位、

牛の運動器疾患並びに子牛の下痢・肺炎の治療に係る給付については、上記によるほか、「家畜共済の診療指針」を基準として給付する。

第3 医薬品の給付基準

1 総則

医薬品の使用に当たっては、的確な診断のもとに最も効果のあるものを経済的に応用することが必要である。

医薬品を医薬品医療機器等法第14条に基づき承認された効能・効果又は用法以外に使用した場合は給付しない。また、同条に基づき承認された用量を基準として損害額を算定する。ただし、同条に基づき承認された効能・効果、用法又は用量に基づかない方法によった場合であっても、その方法によってより高い効果が期待できるとともに、危険性が增大しないことが明らかで、かつ、その方法が広く学界で認められ、一般に普及している場合又はこの給付基準で特に定めた場合はこの限りではない。なお、この場合、獣医師の特例使用であることから出荷制限期間（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第5条の出荷制限期間をいう。）を適切に設定する必要がある。

医薬品を併用した場合は、併用によって著しい治療効果を期待できることが明らかでない場合及び1種ではその目的を達成することが困難な場合を除き、併用した医薬品のうち最も安価なもの以外については給付しない。

医薬品が所期の薬効を現さなかった場合は、無効であることが明らかになってから引き続き使用した当該医薬品については給付しない。

一般名で薬価基準表に記載されている医薬品については、いずれかの製造（輸入販売）会社の医薬品が記載されている場合は、当該製造（輸入販売）会社の当該医薬品以外の医薬品については給付しない。

2 薬効別基準

薬効別	薬 剤	基 準
1 神経系用薬 (1) 解熱鎮痛消炎剤	サリチル酸系製剤 ピラゾロン系製剤 ピラピタール系及びサリチル酸系を主成分とする製剤 その他の解熱鎮痛消炎剤	手術後に使用した場合は原則として給付しない。 フルニキシン系製剤については、牛に投与した場合、一診療経過中の使用回数は、通常1回限りを基準として給付する。
2 循環器官及び泌尿器官系用薬 (1) 強心剤及び利尿剤	カフェイン系及びプリン系製剤	心機能が低下している場合又は利尿を目的とする場合以外は

<p>(2) 尿石症治療剤</p>	<p>カンフル系製剤 ジギタリス製剤 その他の強心剤及び利尿剤 ウラジログシエキス製剤</p>	<p>給付しない。 リン酸を主体とする結石と判断される場合以外は給付しない。</p>
<p>3 繁殖用薬 (1) ホルモン製剤 (脳下垂体後葉ホルモン剤を除く)</p>	<p>脳下垂体前葉性性腺刺激ホルモン製剤 卵胞ホルモン製剤 プロスタグランジン及びその類縁物質製剤 性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁物質製剤</p>	<p>牛の卵胞嚢腫には酢酸フェルチレリン製剤、酢酸ブセレリン製剤及び胎盤性性腺刺激ホルモン製剤が無効の場合以外は給付しない。 排卵の見込みのない卵巣所見を呈する無発情及び微弱発情に対しては給付しない。 卵巣疾患、子宮蓄膿症、長期在胎並びに全身症状が消失しない子宮炎及び胎盤停滞の治療並びにミイラ変性胎子の排出を目的とした治療以外に対しては原則として給付しない。ただし、ハイリスク妊娠に対する分娩誘起を目的として使用した場合はこの限りではない。なお、発情同期化、プログラム人工授精及び胚移植のための発情の誘起並びに分娩管理の省力化のための分娩誘起（ハイリスク妊娠に対するものを除く。）を目的として応用した場合は給付しない。 発情同期化並びに定時授精及び胚移植のための排卵の誘起を目的として応用した場合は給付しない。</p>
<p>(2) 子宮収縮剤</p>	<p>カルベトシン製剤</p>	<p>豚の分娩管理の省力化のため、分娩（胎子娩出）の促進を目的と</p>

<p>(3) その他の繁殖用薬</p>	<p>塩酸クレンプテロール製剤</p>	<p>して応用した場合は給付しない。 胎子の失位等の原因により分娩困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）、帝王切開、子宮脱整復及び子宮捻転整復に使用した場合以外は給付しない。</p>
<p>4 代謝性用薬 (1) ホルモン製剤 (繁殖及び外用に用いるホルモン製剤を除く)</p>	<p>副腎皮質ステロイド製剤</p>	<p>ケトーシス、乳房水腫、大腸菌性乳房炎（ショック症状を呈するものに限る。）、関節炎、筋炎、腱（鞘）炎、肝炎（肥育用成牛）及び子宮炎以外は原則として給付しない。一診療経過中の使用回数は、通常2回以内を基準として給付する。</p>
<p>(2) ビタミン剤</p>	<p>ビタミンA及びD製剤 ビタミンB（B1製剤を除く）、B1、C、E、K製剤 混合ビタミン製剤</p>	<p>ビタミン欠乏による諸疾患以外に対しては給付しない。</p>
<p>(3) 無機質製剤</p>	<p>カルシウム製剤（ヨウ化カルシウム及び臭化カルシウムを除く）</p>	<p>カルシウム欠乏による諸疾患及び消化器病等によるカルシウムの欠乏に伴う諸症状を呈する場合以外に対しては給付しない。</p>
<p>(4) 糖類剤及び血液代用剤</p>	<p>ブドウ糖製剤 果糖製剤 キシリトール製剤 生理食塩液類製剤 その他の糖類剤及び血液代用剤</p>	<p>病傷により著しく衰弱した場合以外は給付しない。ただし、次の場合はこの限りでない。 ①ケトーシス…糖類剤（ただし、キシリトールはブドウ糖に反応性の悪いもの以外には給付しない。） ②中毒…糖類剤及び血液代用剤 ③大出血、日（熱）射病及び脱水症状の甚だしいもの…血液代用剤 ④注射薬を溶解する必要がある</p>

<p>(5) 肝臓疾患用剤及び解毒剤</p>	<p>メチオニン製剤 コリン製剤 グルクロン酸製剤 タウリン製剤 チオプロニン製剤 その他の肝臓疾患用剤及び解毒剤（イソプロチオラン製剤を除く） イソプロチオラン製剤</p>	<p>場合…5%ブドウ糖注射液 中毒及び肝蛭症で肝臓の障害を伴う場合並びにその他重症疾患で臨床所見及び検査により肝機能障害が認められる場合以外は給付しない。 牛の脂肪壊死症及び脂肪肝以外に対しては給付しない。 ただし、脂肪肝の給付については、分娩後2か月以内に臨床所見及び検査により脂肪肝と診断された場合のみとする。</p>
<p>(6) 臓器製剤</p>	<p>キモトリプシン製剤</p>	<p>浮腫が特に甚だしく、原因療法のみで治癒し難い場合を除いては給付しない。</p>
<p>(7) 他に分類されない代謝性用薬</p>	<p>ヒアルロン酸製剤</p>	<p>臨床所見及びレントゲン検査により馬の関節炎（関節腔内骨折又は軟骨損傷を伴う非感染性のものに限る。）又は骨軟骨症と診断された場合以外は給付しない。</p>
<p>5 病原微生物及び内寄生虫用薬（生物学的製剤、消毒剤を除く）</p>		<p>第二次選択薬として承認されている製剤については、第一次選択薬が無効であった場合又は薬剤感受性検査の結果等から、第一次選択薬の効果が期待できないと判断された場合以外は給付しない。</p>
<p>(1) 合成抗菌剤</p>	<p>サルファ剤 チアンフェニコール製剤 キノロン系製剤 フルオロキノロン系製剤 その他の合成抗菌剤</p>	<p>感染性、化膿性及び敗血性疾患以外に対しては給付しない。 抗生物質との併用は、併用により病原体の耐性出現を防止することができる場合、明らかに著しい治療効果を期待することがで</p>

<p>(2) 抗生物質</p>	<p>β-ラクタム系抗生物質 アミノグリコシド系抗生物質 マクロライド系及び類系抗生物質 テトラサイクリン系抗生物質 その他の抗生物質</p>	<p>きる場合及び1種をもってその目的を達成することが困難な場合以外は給付しない。</p> <p>その抗生物質が有効であることが明らかであると判断される細菌感染症に使われた場合にのみ給付の対象とする。</p> <p>抗生物質相互あるいは合成抗菌剤との併用は、併用により病原体の耐性出現を防止することができる場合、明らかに著しい治療効果を期待することができる場合及び1種をもってその目的を達成することが困難な場合以外は給付しない。</p> <p>感染部位が限局している場合の全身療法は、局所療法で十分な治療効果が得られない症例以外は給付しない。</p> <p>同一の抗生物質を連用した場合は1日1回3日間を標準とし、症状等に応じ、原則として5日間を限度として給付する。</p>
-----------------	---	---

第4章 肉豚共済

第1節 通則

第1款 目的

この章は、肉豚の死亡廃用共済について定めたものであり、肉豚に係る家畜共済事業を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2款 共済目的

1 特定肉豚

肉豚（種豚以外の豚をいう。以下同じ。）のうち2の群単位肉豚以外のものをいう。ただし、出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達しているものに限る。

2 群単位肉豚

肉豚のうち次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たさない者が飼養するものをいう。ただし、出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達し、第8月の月の末日を経過していないものに限る。

ア 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。

イ 過去3年間においてその者の飼養する母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。

ウ 過去3年間においてその者の飼養する母豚から出生した豚が、その者の出荷する肉豚（養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる肉豚の譲受け又は共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる肉豚の譲受けにより飼養するに至ったものを除く。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

エ 過去3年間において出荷した肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られ得る者に肉豚を出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれること。

(注) 日齢が不明な場合の推定方法

子豚の出生日が不明な場合は、当該地域における肉豚の標準体重等を基礎として、加入資格取得日齢に達しているか否かを推定する。なお、参考として以下に標準体重例を示す。

日齡	20	30	40	50	60	70	80	90	100
標準体重 (kg)	6	9	12	17	22	28	35	42	49

第3款 共済事故

1 肉豚共済の共済事故

(1) 死亡事故

豚の死亡をいう。ただし、次のア及びイの場合を除く。

ア と殺による死亡

イ 家畜伝染病予防法第58条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡

(2) 死亡事故の発生日

死亡事故の発生日は、家畜が死亡した日とする。

2 共済事故の一部除外

(1) 組合等との間に特定肉豚に係る包括共済関係の存する者は、共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、組合等に対し、以下の事故を共済事故としない旨の申出をすることができる。

火災※1、伝染性の疾病※2(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病※3に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)※4による死亡(以下この章において「特定事故」という。)以外の死亡

※1 組合等の調査において、出火の事実が確認されたもの

※2 家畜伝染病にあつては患畜又は疑似患畜(と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る。)、届出伝染病にあつては真症のもの

※3 家畜伝染病予防法第4条第1項の届出伝染病にあつては、農林水産大臣が指定するもの(ニパウイルス感染症、豚テシオウイルス性脳脊髄炎)に限る。

※4 組合等の調査において、事故の原因となる自然現象が特定できたもの。なお、通常の飼養管理により被害を回避できたと判断される死亡については、事故として取り扱わないものとする。事故の範囲の例は次のとおりである。

ア 豪雨による河川の氾濫、洪水等により、流失あるいは溺死等、土砂崩れによる畜舎の倒壊・畜舎内への土砂の流入に伴う圧死、窒息死等

イ 暴風による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等

ウ 豪雪による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等

エ 地震による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等又は地震に伴い発生した津波による溺

死等

オ 落雷等により送電線、配電盤等が破壊され停電となり、空調機器等が作動しなくなったため熱射病等により死亡事故となった場合（暑熱による日射病、熱射病等は原則として除く。）

(2) (1) の申出は、その者に係る特定肉豚の飼養に関する条件が、次のイ及びロに掲げる要件のいずれにも該当するときに限り、することができる。

イ 当該共済掛金期間の開始の時に現に飼養する肉豚の頭数が 200 頭以上であること。

ロ 肉豚につき、当該共済掛金期間の開始前 5 年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

(3) (1) の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、1 (1) の規定にかかわらず、同項の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第 4 款 加入資格者

第 1 章第 4 節の規定に準ずる。

第 5 款 共済関係等の成立等

1 共済関係の成立

(1) 共済関係の成立

肉豚に係る家畜共済の共済関係は、組合員等が、その飼養する肉豚を一体として家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立するものとする。

(2) 承諾義務の例外

第 1 章第 5 節第 1 款 3 の規定に準ずる。

2 共済関係の消滅

(1) 特定肉豚に係る共済関係の成立の際、その成立により当該共済に付されることとなった肉豚につき既に群単位肉豚に係る共済関係が成立しているときは、当該特定肉豚に係る共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた群単位肉豚に係る共済関係は、消滅するものとする。

(2) 組合等との間に特定肉豚に係る共済関係の存する者が第 2 款 2 に規定する者となったときは、その時に、その成立していた当該特定肉豚に係る共済関係は、消滅するものとする。

(3) (1) 及び (2) に規定する場合において、組合等は、消滅する共済関係に係る共済掛金及び組合員等が支払った賦課金のうち、まだ経過しない共済掛金期間に対応する部分の金額を日割で計算した金額を組合員等に返還するものとする。

- 3 共済関係の存続
第1章第5節第3款の規定に準ずる。
- 4 共済関係に関する権利義務の承継
第1章第5節第4款の規定に準ずる。
- 5 保険関係の成立
第1章第5節第5款の規定に準ずる。

第6款 共済責任及び共済掛金期間

- 1 共済責任の開始
 - (1) 特定肉豚
第1章第6節第1款の規定に準ずる。
 - (2) 群単位肉豚
共済責任は、組合等が組合員等から組合員等負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日から始まる。
- 2 共済掛金期間
 - (1) 特定肉豚
第1章第6節第2款の規定に準ずる。
 - (2) 群単位肉豚
共済掛金期間は、出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）から出生後第8月の月の末日までの期間とする。

第7款 共済価額及び共済金額

- 1 共済価額
 - (1) 特定肉豚
基準期間（共済責任期間の開始の日から最初の基準日（共済掛金期間開始の日から1月を経過するごとの日をいう。以下同じ。）までの期間及び各基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該基準期間の開始の時ににおいて組合員等が現に飼養している肉豚の価額の合計金額とする。
 - (2) 群単位肉豚
飼養区分（離乳の日（その日後に当該組合員等が飼養するに至った肉豚については、その飼養するに至った日）を同一とする肉豚の群の別をいう。以下同じ。）ごとに、共済掛金期間開始の時ににおける当該飼養区分に属する肉豚の価額の合計金額とする。
- 2 家畜の価額の評価方法
肉豚の価額は、組合等が原則として年度ごとに損害評価会の意見を聴いて定める1

頭当たりの価額により評価する。

$$1 \text{ 頭当たりの価額} = A \times 0.42$$

A：過去1年間の肉豚の平均取引価格（卸売市場において過去1年間に取引された肉豚の枝肉の平均価格に相当する金額から当該卸売市場において肉豚を枝肉に処理するために必要な費用に相当する額を減じて得た額）

3 共済金額

第1章第7節第3款1に準ずる。

ただし、付保割合は8割～4割の範囲内とし、群単位肉豚については年度内は変更しない。

4 異動通知

(1) 特定肉豚

ア 組合等は、共済目的に次の(ア)から(エ)までに掲げる異動を生じたときは、基準期間の終了後、遅滞なく、その旨を組合員等に通知させるものとする。

(ア) 共済目的たる肉豚の譲受け

(イ) 共済目的たる肉豚が出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したこと。

(ウ) 共済目的たる肉豚を飼養しないこととなったこと。

(エ) 共済目的たる肉豚が種豚になったこと。

イ 組合等は、共済目的に次の(ア)から(ウ)までに掲げる異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を組合員等に通知させるものとする。

(ア) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる肉豚の譲受け

(イ) 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる肉豚の譲受け

(ウ) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

(2) 群単位肉豚

組合等は、共済目的に次のア又はイに掲げる異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を組合員等に通知させるものとする。

ア 共済目的たる肉豚の譲受け

イ 共済目的たる肉豚が出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したこと。

5 特定肉豚の共済関係に係る共済金額等の変更

(1) 組合等は、共済事故が生じたときは、当該共済事故が生じた時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、支払われた共済金に相当する金額だけ共済金額を減

額するものとする。

- (2) 組合等は、共済価額が4(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる共済目的の異動により増加したときは、共済金額の増額の請求を希望する組合員等から、当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求させるものとする。

当該共済金額の増額は、第8款1(2)の共済掛金の差額のうち組合員等負担分の支払を受けた日の翌日から効力を生ずるものとする。ただし、第8款6(3)ただし書の規定を適用する場合における当該共済金額の増額は、災害の発生日の前日までに当該請求をした場合は災害の発生日から、災害の発生日以後に当該請求をした場合は当該請求をした日の翌日から、それぞれその効力を生ずるものとする。

- (3) 組合等は、共済価額が共済事故又は4(1)イ(ウ)に掲げる共済目的の異動により著しく減少したときは、共済金額の減額の請求を希望する組合員等から、当該共済事故又は当該異動が生じた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に、共済価額の減少の割合の範囲内で、共済金額の減額を請求させるものとする。

当該共済金額の減額は、組合等が組合員等の請求を受理した日の翌日からその効力を生ずるものとする。

第8款 共済掛金等

1 共済掛金

- (1) 共済掛金は、以下の式により算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数}$$

(注) 群単位肉豚について、新規加入時に現に飼養する肉豚の飼養区分に係る短期係数は、「共済掛金期間(月数) / 7」とする。

なお、共済掛金期間(月数)の1月未満の端数は切り上げる。

- (2) 組合等は、特定肉豚の共済金額の変更に係る共済掛金の差額のうち組合員等負担分について、増額の場合は払込期限までに組合員等から徴収し、減額の場合は速やかに組合員等に返還する。

共済掛金の差額は、以下の式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{共済掛金の差額} \\ & = \text{共済金額の変更金額(変更後の共済金額一期首(変更前)の共済金額)} \\ & \quad \times \text{共済掛金率} \times \text{未経過月数} / 12 \text{ か月} \end{aligned}$$

(注) 未経過月数の1月未満の端数は、増額の場合は切り上げ、減額の場合は切り捨てる。

2 共済掛金率

第1章第8節第2款の規定に準ずる。

3 共済掛金区分

共済掛金区分は、特定肉豚及び群単位肉豚とする。

4 共済掛金の国庫負担

(1) 国庫負担共済掛金は、以下の式により算定される金額とする。

$$\text{国庫負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \times \text{国庫負担割合}$$

(注) 群単位肉豚について、新規加入時に現に飼養する肉豚の飼養区分に係る短期係数は、「共済掛金期間（月数）／7」とする。

なお、共済掛金期間（月数）の1月未満の端数は切り上げる。

(2) 特定肉豚の共済金額の変更に係る国庫負担共済掛金は、以下の式により算定される金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{特定肉豚の共済金額の変更に係る国庫負担共済掛金} \\ & = \text{共済金額の変更金額（変更後の共済金額一期首（変更前）の共済金額）} \\ & \times \text{基準共済掛金率} \times \text{未経過月数} / 12 \text{ か月} \times \text{国庫負担割合} \end{aligned}$$

5 事務費賦課金

第1章第8節第5款の規定に準ずる。

6 組合員等負担共済掛金等の払込み

(1) 組合員等負担共済掛金

第1章第8節第6款1の規定に準ずる。

(2) 組合員等負担共済掛金の払込期限

第1章第8節第6款2の規定に準ずる。

ただし、群単位肉豚については、共済責任の開始後に飼養する肉豚の飼養区分に係る共済掛金については、第7款4(2)の通知のあった日から2週間以内に、当該飼養区分に係る共済掛金期間に対する組合員等負担共済掛金を徴収するものとする。

(3) 特定肉豚の共済金額を増額した場合の組合員等負担共済掛金の払込期限

第7款5(2)の請求のあった日から2週間以内。ただし、災害に際し組合の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員のうち組合員等負担共済掛金の払込期限が当該災害の発生日から

延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日まで延長することを組合が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

(4) 権利義務承継時の組合員等負担共済掛金の払込期限
第1章第8節第6款4の規定に準ずる。

(5) 災害時の組合員等負担共済掛金の払込期限等
第1章第8節第6款6の規定に準ずる。

(6) 共済掛金の分納（特定肉豚に係る共済関係に限る。）
第1章第8節第6款7の規定に準ずる。

ただし、分納回数は、次のア又はイのとおりとする。

ア 共済掛金期間が1年（共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12か月のものを含む。）である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの組合員等負担共済掛金の金額が組合等の事業規程等で定める金額以上である場合 2回から12回までのいずれか

イ 組合等が共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係であって、当該共済掛金期間が6か月以上12か月未満のものについて、当該包括共済関係に係る組合員等負担共済掛金の金額が組合等が事業規程等で定める金額以上である場合 当該共済掛金期間の月数に相当する回数

(7) 保険料の払込期限
第1章第8節第6款8の規定に準ずる。

(8) 事務費賦課金の払込期限
第1章第8節第6款9の規定に準ずる。

(9) 督促
第1章第8節第6款10の規定に準ずる。

(10) 延滞金の徴収
第1章第8節第6款11の規定に準ずる。

第9款 共済掛金等に関する権利の消滅時効

第1章第9節の規定に準ずる。

第10款 共済掛金等の相殺の制限

第1章第10節の規定に準ずる。

第11款 損害防止及び調査

第1章第11節の規定に準ずる。

第12款 共済金

1 損害の額の算定

第1章第12節第1款1の規定に準ずる。

2 共済金の算定

第1章第12節第1款2の規定に準ずる。

なお、特定肉豚にあつては、共済事故に係る家畜1頭ごとに、1の損害の額の80/100に相当する金額を限度とする。

(注) 特定肉豚にあつては、共済目的の異動に伴う共済価額の増額又は減額を行わない場合は、付保割合が基準日ごとに変化するが基準期間内は一定であるので、共済金の支払額は基準期間内においては一定となり、基準期間ごとに変わることとなる。

3 支払共済金の決定及び支払

第1章第12節第1款3の規定に準ずる。

4 共済事故に係る肉豚の価額

1の損害の額の算定における共済事故に係る肉豚の価額は、第7款2の1頭当たりの価額とする。

5 死廃共済金の支払限度

(1) 死廃共済金支払限度額の適用を受ける共済関係

第1章第12節第3款1の規定に準ずる。

(2) 死廃共済金支払限度額の算定

死廃共済金支払限度額は、以下の式によって算定される金額とする。

$$\text{死廃共済金支払限度額} = \text{共済掛金期間開始の時点における共済金額} \\ \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

(3) 死廃共済金支払限度額の変更

第7款5(2)又は(3)の規定に基づき共済金額を変更した場合における死廃共済金支払限度額は、変更前の死廃共済金支払限度額に以下の式によって算定される変更金額を増額又は減額した金額とする。

$$\text{変更金額} = \text{共済金額の変更額 (変更後の共済金額一期首 (変更前) の共済金額)} \\ \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{未経過月数} / 12 \text{ か月}$$

第13款 免責

1 組合等による免責

(1) 免責事由

第1章第15節第1款1の規定に準ずる。

なお、同款1コに規定する待期間中に発生した共済事故に係る免責については、

次の（ア）から（ウ）までの場合についても免責しないこととする。

（ア）当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であって、当該組合員等の飼養する母豚から出生し、当該特定肉豚に係る包括共済関係の成立後に出生後第 20 日の

日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したものである場合

（イ）当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であって、法第 141 条第 1 項の規定により消滅した群単位肉豚に係る包括共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から付されていたものである場合

（ウ）当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から特定肉豚に係る包括共済関係に付されていた肉豚であって、当該包括共済関係の消滅後 2 週間以内に群単位肉豚に係る包括共済関係に付されたものである場合

（2）免責及び免責額の決定

第 1 章第 15 節第 1 款 2 の規定に準ずるほか、群単位肉豚にあつては、事故発生時において、正当な理由がないのに、飼養群に所属する全ての肉豚が加入資格取得日齢に達しているにもかかわらず、加入申込をしていない飼養群、第 7 款 4 の異動通知をしていない飼養群又は加入申込後 2 週間を超えて共済掛金の払込みを行っていない飼養群が認められたときは、全ての群についての共済金の全額を免責する。

2 都道府県連合会の免責事由

第 1 章第 15 節第 2 款の規定に準ずる。

3 組合員等への説明

第 1 章第 15 節第 3 款の規定に準ずる。

第14款 危険の減少

第 1 章第 16 節の規定に準ずる。

第15款 共済関係の無効等

第 1 章第 17 節（個別共済関係に係る部分を除く。）の規定に準ずる。

第16款 第三者に対する権利の取得

第 1 章第 18 節の規定に準ずる。

第17款 業務の委託

第 1 章第 19 節の規定に準ずる。

第18款 他人の家畜を家畜共済に付したときの共済金の請求権

第 1 章第 20 節の規定に準ずる。

第19款 責任準備金

第1章第22節の規定に準ずる。

第20款 損害評価会及び損害評価員

第1章第25節の規定に準ずる。

第2節 引受け

第1款 組合等の引受けに関する事務処理

1 家畜共済掛金率等一覧表

第2章第1節1の規定に準ずる。

2 加入申込

第2章第1節2の規定に準ずる。

3 引受審査

(1) 新規加入

ア 組合等は、加入申込書が提出されたときは、次の(ア)から(カ)までに掲げる事項について審査を行うものとする。また、審査に当たっては、現地で畜舎や飼養管理の状況を確認するものとする。なお、豚舎に立ち入るときは、十分な防疫体制を整える。

(ア) 加入申込書の記載事項について適正に記入されていること。

(イ) 特定肉豚の場合は、母豚の頭数、豚房の面積及び数、肉豚の飼養状況等から判断し、適正な頭数が申告されていること。

(ウ) 特定肉豚の場合は、加入申込者が第1節第2款2に規定する者に該当しないこと。

(エ) 群単位肉豚の場合は、健康な豚であることを確認するとともに、引受頭数を確認し、現地確認書(肉豚用)(様式例11)にその所要の確認事項を記録すること。

なお、確認に当たっては、カラースプレーによるマーキング等を行い、豚舎・豚房図面を整備し、飼養可能頭数と引受頭数との整合性を確認するとともに、肉豚共済管理簿等の資料を活用し、加入すべき飼養群の全てにつき引受けがなされていることを確認すること。

(オ) 第1章第5節第1款3の承諾を拒む事由に該当しないこと。

(カ) 加入申込者が事故除外方式の申出をしたときは、当該者の家畜の飼養に関する条件が第1節第3款2(2)の基準に適合していること。

イ 組合等は、アの審査の結果、不備があるときは、その加入申込者に対して、事実を明示して、加入申込書の訂正を行わせるものとする。

ウ 加入申込者が(3)の確約をしない場合、第1節第5款1(2)の承諾を拒む事由に該当する場合及びイの訂正に応じない場合は、加入申込を承諾しないものとし、その旨を加入申込者に通知するものとする。

(2) 継続加入(特定肉豚に限る。)

第2章第1節3(2)の規定に準ずる。

(3) 組合員等の確約事項

組合等は、組合員等に対し、特定肉豚にあつては共済掛金期間開始時に、群単位肉豚にあつては年度ごとの最初の共済掛金期間開始時に次のア及びイの事項を確約させるものとする。

ア 組合等が引受け及び事故の確認等を行う際には、豚舎への立入りを拒まないこと。

イ 肉豚の飼養実態を常に明らかにしておくため、肉豚共済管理簿（様式例 1－6）により肉豚の生産及び異動の状況を記録すること。

（４）個人情報の利用

第 2 章第 1 節 3（3）イの規定に準ずる。

4 共済金額の決定

組合等は、加入申込書又は継続加入通知書の引受審査を終えたときは、共済価額を決定するとともに、加入申込者又は組合員等の申出に基づき共済金額を決定するものとする。

5 加入申込の承諾等

第 2 章第 1 節 5 の規定に準ずる。

6 加入申込書、継続加入通知書の訂正

第 2 章第 1 節 6 の規定に準ずる。

7 期中の共済金額の変更（特定肉豚に限る。）

第 2 章第 1 節 7 の規定に準ずる。

8 新たな飼養群の引受け（群単位肉豚に限る。）

ア 組合等は、第 1 節第 7 款 4（2）の異動通知があつたときは、現地において、健康な豚であることを確認するとともに、引受頭数を確認し、現地確認書（肉豚用）（様式例 11）にその所要の確認事項を記録すること。

また、確認に当たっては、カラースプレーによるマーキング等を行い、豚舎・豚房図面を整備し、飼養可能頭数と引受頭数との整合性を確認するとともに、肉豚共済管理簿等の資料を活用し、加入すべき飼養群の全てにつき引受けがなされていることを確認すること。

なお、豚舎に立ち入るときは、十分な防疫体制を整える。

イ アを行った後、共済価額及び共済金額を決定し、第 1 節第 8 款の規定により共済掛金、国庫負担共済掛金及び組合員等負担共済掛金を算定し、組合員等負担共済掛金について、第 1 節第 8 款 6（2）に規定する払込期限までに徴収するものとする。

ウ 組合等は、引受けを行った飼養群の加入証を交付するものとする。

9 引受けの取りまとめ

第2章第1節9の規定に準ずる。

第2款 都道府県連合会の引受けに関する事務処理

第2章第2節の規定に準ずる。

第3節 損害認定

第1款 死亡事故の発生通知

1 事故発生通知及び損害発生通知

組合等は組合員等に対して、死亡事故が発生したときは、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等に通知させる。また、この通知は組合員等が共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときに行う通知を兼ねるものとする。なお、肉豚の死亡事故については、検案を受ける必要はないものとする。

2 死産事故の発生通知の受理及び都道府県連合会への通知

組合等は、組合員等から死亡事故の発生通知を受けたときは、直ちに共済事故発生簿（様式例8）に必要事項を記録するとともに、遅滞なくその旨を都道府県連合会に通知する。

第2款 損害確認及び損害認定（3段階制）

1 損害確認

第3章第1節第2款1の規定に準ずる。

ただし、肉豚の死亡事故の確認を現地において行う場合はカラスプレーによるマーキング等を行うこととともに、事故豚の体長、体重等により当該事故豚が加入豚であるか否かを確認する。また、画像確認については特定肉豚に限るものとし、組合員等に対する説明事項及び画像の種類と撮影方法は、次のア及びイのとおりとする。

ア 説明事項

（ア）共済掛金期間開始後であっても、画像による確認の希望の有無を変更することができること。

（イ）組合等（特定組合等を除く。以下本款において同じ。）が指定した塗料を、事故家畜の目及び鼻並びに前肢のうち地表に近い側の肢（足裏を含む。）に塗布し、同塗料により体表に死亡年月日及び当該損害発生通知に係る事故家畜の通し番号を記載すること。その際、通し番号は、同一個体の重複申告を防止できるよう、組合等が指定する数字形式を使用するとともに、最大桁の上方及び下一桁の下方に横線を付記すること。

（ウ）撮影時には、体長を測定するためのメジャーを事故家畜の下部へ設置すること。

(エ) 画像に撮影年月日データ及びGPSデータが付加できる撮影器具の準備すること。

(オ) 第1款1の通知後速やかにイの画像を組合等に提供すること。

(カ) 画像による損害確認を希望する場合であっても、次の①又は②の場合には、現地確認を行うこと。

① 撮影機器の故障、死亡家畜の大量発生等により、事故家畜の撮影又は組合等への画像の提供が困難となった場合

② 組合等が、画像では適切な確認を行うことができないと判断した場合

イ 画像の種類と撮影方法

画像は、次の(ア)及び(イ)の画像とする。

(ア) 家畜等の画像

撮影年月日データ及びGPSデータが付加された次のaからcまでが確認できる当該事故家畜の画像。また、近隣に他の養豚農業者が存在していることや農場の立地環境の影響等により、GPSデータのみでは画像の撮影場所を特定することが困難と組合等が困難と組合等が判断した場合には、家畜の画像に加えて撮影場所が組合員等の農場内であることを示す目印(組合等と組合員等との間であらかじめ定めたものに限る。)が、画像内に収められている画像。

a 当該事故家畜の目及び鼻並びに地表に近い方の前肢に、組合等が指定した塗料が塗布されていること

b 組合等が指定した塗料により当該事故家畜の体表に死亡年月日及び当該損害発生通知に係る事故家畜の通し番号が記載されていること(その際、通し番号の記載について、組合等が指定する数字形式を使用するとともに、最大桁の上方及び下一桁の下方に横線を付記していることをもって同一個体の重複申告がないことを確認すること。)

c 当該事故家畜の体長

(イ) 火災又は風水害その他気象上の原因による死亡の場合における証拠画像

第3章第1節第2款1(3)イ(ウ)の規定に準ずる。

2 補助金等、手当金及び支援金の金額の調査

第3章第1節第2款2の規定に準ずる。

3 免責事由の有無の確認

第3章第1節第2款3の規定に準ずる。

4 現地確認書(肉豚用)又は画像確認書(肉豚用)の作成

1から3までの事務が終了した後、損害確認を行った職員は、確認結果を記入した現地確認書(肉豚用)又は画像確認書(肉豚用)(様式例11)を作成する。

ただし、都道府県連合会職員が現地確認を行った場合、都道府県連合会職員が当該認定書を作成するものとし組合等は当該認定書を作成する必要はない。

(注1) 画像確認が終了したときは、組合員等にその旨を電話又は電子メールにより通知する。

(注2) 組合等が現地確認書（肉豚用）又は画像確認書（肉豚用）を作成するときは2部作成し、1部を保険金請求書に添付することで都道府県連合会に提出する。また、都道府県連合会が死廃事故認定書を作成するときは2部作成し、1部を組合等に提出する。

5 損害の額の認定

組合等及び都道府県連合会は、現地確認書（肉豚用）又は画像確認書（肉豚用）に基づき損害の額を算定し、認定する。

6 家畜共済死廃事故記録の作成及び支払共済金の決定

(1) 組合等は、損害の額を認定したときは、現地確認書（肉豚用）又は画像確認書（肉豚用）の内容を家畜共済死廃事故記録（様式15-2、15-3）に記入する。

(2) 組合等は、家畜共済死廃事故記録において、死廃共済金支払限度額又はその残額等を整理した上で、支払共済金及び請求保険金の額を決定し、その額を家畜共済死廃事故記録に記入する。

7 損害評価員による現地確認及び調査

第3章第1節第2款7の規定に準ずる。

第3款 現地確認及び損害認定（2段階制）

第2款及び第3章第1節第3款の規定に準ずる。

第5章 共済金の支払

第1節 死産事故に係る共済金の支払

1 共済金支払期日

組合等は、現地確認を行った日から60日以内に共済金を支払うことを目標とする。

2 共済金支払に係る通知

組合等は、共済金を支払ったときは、家畜共済死産事故共済金支払通知書（様式例23）を作成し組合員等に送付する。

3 その他

免責を行う場合には、組合員等に対して、あらかじめ免責の事由及び免責額について説明を行うとともに、事態の改善を図るよう文書により指導する。

第2節 病傷事故に係る共済金の支払

1 共済金支払期日

組合等は、損害発生通知を受けた日から60日以内に共済金を支払うことを目標とする。

2 共済金支払に係る通知

(1) 組合等は、共済金を支払ったときは、家畜共済病傷事故共済金支払通知書（様式例24）を作成し組合員等に送付する。

(2) 組合等が、代理受領委任状により組合員等から病傷共済金の受領の委任を受けた指定獣医師に対し共済金を支払ったときは、家畜共済病傷事故共済金振込通知書（代理受領用）（様式25）を当該指定獣医師に送付する。

3 その他

免責を行う場合には、組合員等に対して、あらかじめ免責の事由及び免責額について説明を行うとともに、事態の改善を図るよう文書により指導する。

第6章 保険金及び再保険金の請求及び支払

第1節 組合等（特定組合等を除く。）の保険金の請求等

第1款 保険金の請求

1 死亡廃用共済

組合等は、家畜共済死廃事故記録を作成した後、毎月の死廃事故の状況を取りまとめ、家畜共済保険金請求書（死廃事故）（様式19）を作成し、必要に応じ以下の表の書類を添付し速やかに都道府県連合会に提出するものとする。

なお、書類の提出については、電磁的方法により行うことができる。

【書類】		
様式番号	名称	備考
様式例 10-1 又は 10-2	死廃事故認定書	都道府県連合会が死廃事故認定書を作成しない事故について添付すること。
様式例 32	家畜共済免責同意書 (理由書)	第1章第15節第1款2(3)の規定による免責を行った場合に、都道府県連合会宛に2部、都道府県宛に1部を添付。 また、死廃事故認定書の写を添付。
様式例 11	現地確認書（肉豚用） 又は画像確認書（肉豚用）	肉豚の死亡事故がある場合

2 疾病傷害共済

組合等は、都道府県連合会による集合（又は巡回）審査を受けた後、毎月の病傷事故の状況を取りまとめ、家畜共済保険金請求書（病傷事故）（様式20）を作成し、必要に応じ以下の表の書類を添付し速やかに都道府県連合会に提出するものとする。

なお、書類の提出については、電磁的方法により行うことができる。

【書類】		
様式番号	名称	備考
様式例 32	家畜共済免責同意書 (理由書)	免責基準外の免責を行った事故 都道府県連合会宛に2部、都道府県宛に1部提出

第2款 死傷事故に係る確定報告及び保険金の請求・返納申請

組合等は、当該年度に開始した全ての共済掛金期間に係る期末調整が完了したときは、年度ごとに死傷損害確定報告及び保険金（請求書・返納申請書）（様式 26）を作成し、完了した月の翌月の 15 日までに都道府県連合会に提出する。

第2節 都道府県連合会の行う保険金の支払及び再保険金の請求等

第1款 保険金の支払及び農林水産大臣への損害発生通知

1 保険金の支払

- (1) 都道府県連合会は、組合等から提出された保険金請求書の審査後速やかに保険金を支払うものとする。
- (2) 都道府県連合会の家畜診療所又は嘱託獣医師は、診療を行った事故については転帰の日の属する月ごとに保険金支払通知書（様式 18）を 3 部作成し、都道府県連合会と組合員等の加入する組合等に 1 部ずつ提出し、1 部を控えとする。当初の入力は使用点数までとし、内容審査の後、支払共済金等を入力する。

なお、組合等が共済責任を保留している場合、組合等から徴収する額は組合等徴収額欄に記入する。

2 農林水産大臣への損害発生通知

都道府県連合会は、組合等から提出された保険金請求書の審査後、月ごとに家畜共済連合会損害発生通知書（様式 21）を作成し、共済事故発生月の翌々月の 15 日までに農林水産大臣に損害発生通知を行う。

第2款 損害確定報告及び再保険金請求書

都道府県連合会は、組合等から提出された事故確定報告に基づき当該年度の全ての共済事故を取りまとめ、連合会損害確定報告及び再保険金請求書（様式 27）をもって、農林水産大臣に損害確定報告を行う。また、必要に応じて再保険金請求を行う。

第3款 再保険金の概算払請求

都道府県連合会は、事業年度ごとの再保険金の総額が確定しない場合であっても、既に支払うべき保険金の総額が、家畜通常責任保険金額を超えることが明らかな場合は、家畜共済再保険金概算払請求書（様式 29）をもって、農林水産大臣に再保険金の概算を請求することができる。

請求できる概算払の額は、概算払をする時において当該都道府県連合会の組合員たる組合等が既に支払った共済金の合計額の 100 分の 95 に相当する金額の範囲内とする。ただし、当該金額が当該都道府県連合会に支払うべき再保険金の見込額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、当該見込額の 3 分の 2 に相当する金額の

範囲内とする。

第 3 節 特定組合等の行う保険金の請求等

第 1 款 農林水産大臣への損害発生通知

特定組合等は、月ごとに家畜共済特定組合等損害発生通知書(様式 22)を作成し、共済事故発生日の翌々月の 15 日までに農林水産大臣に損害発生通知を行う。

第 2 款 損害確定報告及び保険金請求書

特定組合等は、当該年度に開始した全ての共済掛金期間に係る期末調整が完了したときは、当該年度の全ての共済事故を取りまとめ、特定組合等損害確定報告及び保険金請求書(様式 28)をもって、農林水産大臣に損害確定報告を行う。また、必要に応じて保険金請求を行う。

第 3 款 保険金の概算払請求

特定組合等は、事業年度ごとの保険金の総額が確定しない場合であっても、既に支払うべき保険金の総額が、家畜通常責任保険金額を超えることが明らかな場合は、家畜共済保険金概算払請求書(様式 30)をもって、農林水産大臣に保険金の概算を請求することができる。

請求できる概算払の額は、概算払をする時において当該特定組合等が既に支払った共済金の合計額の 100 分の 95 に相当する金額の範囲内とする。ただし、当該金額が当該特定組合等に支払うべき保険金の見込額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、当該見込額の 3 分の 2 に相当する金額の範囲内とする。

第7章 補則

第1節 家畜共済（死亡廃用共済）から農業経営収入保険への移行

1 共済関係の解除

- (1) 組合員等が農業経営収入保険に加入するために死亡廃用共済の共済関係を解除するときは、農業経営収入保険に係る加入申請書の全国連合会への提出に併せて、「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書」（別添参照）を組合等に提出するものとする。
- (2) 組合等は、(1)により死亡廃用共済の共済関係を解除するときは、共済関係の解除の通知を、当該組合員等と全国連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した後に「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除通知書兼共済掛金等返還通知書」（別添参照）により行うものとし、当該保険期間の開始の日の前日付けで死亡廃用共済の共済関係を解除するものとする。
- (3) 農業経営収入保険の保険関係の成立状況の確認は、農業経営収入保険に移行する組合員等からの同意を得て、全国連合会から情報を入手して行うものとする。

2 共済掛金の期末調整

第1章第13節の規定に準じて共済掛金の期末調整を行うものとする。ただし、解除後の短期係数は以下のとおりとする。

解除後の短期係数＝解除前の短期係数×解除後の経過日数／解除前の共済掛金期間日数

3 共済金の期末調整

第1章第14節の規定に準じて共済金の期末調整を行うものとする。ただし、解除後の短期係数は以下のとおりとする。

解除後の短期係数＝解除前の短期係数×解除後の経過日数／解除前の共済掛金期間日数

4 相殺

2と3は、相殺することができる。

第2節 養畜の業務の全部又は一部をやめた場合

1 共済関係の解除

組合員等が養畜の業務の全部又は一部をやめたことに伴い家畜共済の共済関係を解除するときは、組合等に申出させるものとし、組合等は、現地において家畜の飼養状況、組合員等からの聞き取り等により事実関係の確認を行った後、申出のあ

った日の日付けで当該共済関係を解除する。

2 共済掛金の期末調整等

死亡廃用共済の共済関係のうち包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）にあつては、第1節2の規定に準じて共済掛金の期末調整を行い、死亡廃用共済の共済関係のうち肉豚に係る包括共済関係及び個別共済関係並びに疾病傷害共済の共済関係にあつては、未経過分の組合員等負担共済掛金を日割で計算した金額を払い戻すものとする。

3 共済金の期末調整等

死亡廃用共済の共済関係のうち包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）にあつては、第1節3の規定に準じて共済金の期末調整を行い、死亡廃用共済の共済関係のうち肉豚に係る包括共済関係にあつては、死廃共済金支払限度額を経過期間分の金額に再算定し、疾病傷害共済の共済関係にあつては、共済金額を経過期間分の金額に再算定し、支払った共済金がこれらの再算定した金額を超える場合は、当該超える部分の額を組合員等に返還させるものとする。

4 相殺

2と3は相殺することができる。

第3節 第1章第17節第3款2（2）の場合

1 共済関係の解除

組合員等がトレサ情報の利用を認めない等により、第1章第5節第1款3イに掲げる事由が生じたときは、当該事由が生じた日の日付けで当該家畜共済の共済関係を解除する。

2 共済掛金の期末調整等

死亡廃用共済の共済関係のうち包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）にあつては、第1節2の規定に準じて共済掛金の期末調整を行い、死亡廃用共済の共済関係のうち肉豚に係る包括共済関係及び個別共済関係並びに疾病傷害共済の共済関係にあつては、未経過分の組合員等負担共済掛金を日割で計算した金額を払い戻すものとする。

3 共済金の期末調整等

死亡廃用共済の共済関係のうち包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）にあつては、第1節3の規定に準じて共済金の期末調整を行い、死亡廃用共済の共済関係のうち肉豚に係る包括共済関係にあつては、死廃共済金支払限度額を経過期間分の金額に再算定し、疾病傷害共済の共済関係にあつては、共済金額を経過期間分の金額に再算定し、支払った共済金がこれらの再算定した共済金額を超える場合は、当該超える部分の額を組合員等に返還させるものとする。

4 相殺

2と3は相殺することができる。

第4節 家畜の価格の著しい低下による評価基準の作成方法の特例

令和5年度以降における疾病傷害共済の評価基準については、家畜の価格が平年並みに戻るまで当面の間、包括共済家畜区分ごとに、第1章第7節第2款1の作成方法によるものに代えて、令和4年度の評価基準によることができるものとする。

書類様式目録

- 様式例 1-1 : 【包】家畜共済加入申込書（肉豚を除く。）（兼 継続加入通知書）
- 様式例 1-2 : 家畜共済加入申込書（特定肉豚）（兼 継続加入通知書）
- 様式例 1-3 : 家畜共済加入申込書（群単位肉豚）（兼 異動通知書）
- 様式例 1-4 : 家畜共済加入申込書（個別共済）（兼 継続加入通知書）
- 様式例 1-5 : 疾病傷害共済の異動頭数申告表
- 様式例 1-6 : 肉豚共済管理簿
- 様式例 1-7 : 特定肉豚に係る異動通知書
- 様式例 1-8 : 家畜共済保険関係協議書
- 様式例 1-9 : 【畜産経営体向け】環境負荷低減のチェックシート
- 様式例 2-1 : 家畜共済（死亡廃用共済）加入承諾及び掛金等納入告知（分納通知）書
兼領収証書
- 様式例 2-2 : 家畜共済（疾病傷害共済）加入承諾及び掛金等納入告知（分納通知）書
兼領収証書
- 様式例 3-1 : 【包】死亡廃用共済 引受台帳（肉豚を除く。）
- 様式例 3-2 : 【包】疾病傷害共済 引受台帳
- 様式例 3-3 : 肉豚共済引受台帳（特定肉豚）
- 様式例 3-4 : 肉豚共済引受台帳（群単位肉豚）
- 様式例 3-5 : 死亡廃用共済 引受台帳（個別共済）
- 様式例 3-6 : 疾病傷害共済 引受台帳（個別共済）
- 様式例 4-1 : 【包】死亡廃用共済 加入証（肉豚以外）
- 様式例 4-2 : 【包】疾病傷害共済 加入証
- 様式例 4-3 : 加入証（特定肉豚）
- 様式例 4-4 : 加入証（群単位肉豚）
- 様式例 4-5 : 死亡廃用共済 加入証（個別共済）
- 様式例 4-6 : 疾病傷害共済 加入証（個別共済）
- 様式 5-1 : 家畜共済引受通知書（死亡廃用共済）
- 様式 5-2 : 家畜共済引受通知書（疾病傷害共済）
- 様式 5-3 : 家畜共済変更引受通知書（死亡廃用共済）
- 様式 5-4 : 家畜共済変更引受通知書（疾病傷害共済）
- 様式 6-1 : 家畜共済引受集計通知書（死亡廃用共済）
- 様式 6-2 : 家畜共済引受集計通知書（疾病傷害共済）
- 様式 6-3 : 家畜共済変更引受集計通知書（死亡廃用共済）
- 様式 6-4 : 家畜共済変更引受集計通知書（疾病傷害共済）
- 様式 7-1（特定組合等用）：家畜共済引受通知書（死亡廃用共済）
- 様式 7-2（特定組合等用）：家畜共済引受通知書（疾病傷害共済）
- 様式 7-3（特定組合等用）：家畜共済変更引受通知書（死亡廃用共済）

様式7-4（特定組合等用）：家畜共済変更引受通知書（疾病傷害共済）

様式例8：共済事故発生簿

様式例9：死産事故診断書（検案書）

様式例10-1：死産事故認定書

様式例10-2：死産事故認定書（牛の胎児及び出生子牛用）

様式例11：現地確認書（肉豚用）

様式例12：病傷事故診断書

様式例13：診療種別等通知書

様式例14：家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状

様式15-1：家畜共済死産事故記録

様式15-2：家畜共済死亡事故記録（特定肉豚）

様式15-3：家畜共済死亡事故記録（群単位肉豚）

様式16：家畜共済病傷事故記録

様式17：診療通知書

様式18：保険金支払通知書

様式19：家畜共済保険金請求書（死産事故）

様式20：家畜共済保険金請求書（病傷事故）

様式21：家畜共済連合会損害発生通知書

様式22：家畜共済特定組合等損害発生通知書

様式例23：家畜共済死産事故共済金支払通知書

様式例24：家畜共済病傷事故共済金支払通知書

様式25：家畜共済病傷事故共済金振込通知書（代理受領用）

様式26：死産損害確定報告及び保険金（請求書・返還申請書）

様式27：連合会損害確定報告及び再保険金請求書

様式28：特定組合等損害確定報告及び保険金請求書

様式29：家畜共済再保険金概算払請求書

様式30：家畜共済保険金概算払請求書

様式例31：死亡廃用共済期末調整結果通知書

様式例32：家畜共済免責同意書（理由書）

農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書

農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除通知書兼共済掛金等返還通知書

書類様式

様式例1-1

【包】家畜共済加入申込書(肉豚を除く。)
(兼 継続加入通知書)

〇〇農業共済組合組合長理事

令和 年 月 日

(〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事) 殿

住所 市・郡

氏名

下記の家畜を引受けされたく定款及び事業規程(条例)を了知した上、申し込みます。

家畜共済の種類	包括共済家畜区分	所有・管理別	事故除外区分(※1)	子牛等選択区分	飼養場所(※2)
			<small>事故除外方式を選択できる要件 搾乳牛・育成乳牛 飼養頭数6頭以上かつ 飼養経験年数5年以上の場合 搾乳牛・育成乳牛以外 飼養経験年数5年以上の場合</small>	<small>選択できる区分 死亡廃用共済 子牛及び胎児 疾病傷害共済 子牛</small>	
死亡廃用共済	搾乳牛	所有・管理	事故除外しない 事故除外(1・2・4)		
	育成乳牛	所有・管理	事故除外しない 事故除外(1・2・4)	選択あり・選択なし	
	繁殖用雌牛	所有・管理	事故除外しない 事故除外(1・2・3)		
	育成・肥育牛	所有・管理	事故除外しない 事故除外(1・2・3)	選択あり・選択なし	
	繁殖用雌馬	所有・管理	事故除外しない 事故除外(1)		
	育成・肥育馬	所有・管理	事故除外しない 事故除外(1)		
	種豚	所有・管理	事故除外しない 事故除外(1・3)		
疾病傷害共済	乳用牛	所有・管理		選択あり・選択なし	
	肉用牛	所有・管理		選択あり・選択なし	
	一般馬	所有・管理			
	種豚	所有・管理			

(注)加入申込をする家畜共済の種類等に〇印を付けてください。

また、3ページ以降の頭数申告表に頭数等を記入してください。

(※1)事故除外方式での加入を希望する場合には、除外できる事故に応じて1から4までのいずれかを選択してください。

除外できる事故については、裏面を参照してください。

(※2)飼養場所欄には、飼養する場所が住所地と異なる場合に、その場所の所在地を全て記入してください。

〔確約事項〕

1. 加入する包括共済家畜区分に属する家畜は全頭加入します。
2. 重要事項説明書を了知した上で申し込みます。

〔注意事項〕

1. 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
2. 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出てください。

・除外できる事故

- 1 火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病(同法第62条第1項の規定により指定された疾病を含む。)及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
- 2 火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病(同法第62条第1項の規定により指定された疾病を含む。)及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による廃用以外の廃用
- 3 農業保険法施行規則第49条第1項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用
- 4 農業保険法施行規則第49条第1項第5号及び第6号に掲げる場合における廃用

(参考)

農業保険法施行規則第49条第1項

第1号 疾病又は不慮の傷害(第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。)によって死にひんしたとき

第2号 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき(家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。)

第3号 骨折、は行若しくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害※であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき

第5号 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき

第6号 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき

※農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害

1 創傷性心のう炎

2 放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ又は不慮の舌断裂で採食不能となるもの

その他参考事項

①共済掛金の納入方法 : 一括・分納

②画像において行う事故確認の適用についての希望の有無 : 有・無

③様式例1-9『環境負荷低減のチェックシート』の添付 : 有・無

④農業版BCPの実施 : 有・無

※BCP(事業継続計画)を実施している場合は有を、それ以外は無を選択してください。

⑤組合が家畜改良センターから牛トレサ情報の提供を受けること及び組合が牛の異動情報を地方農政局等へ提供することの同意 : 有・無

⑥飼養衛生管理基準に基づく担当獣医師又は診療施設名

⑦病畜の状況のほか畜産経営に関する特記事項(自由記載)

頭数申告表(死亡廃用共済)

(1) 固定資産的家畜(搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬、種豚)

【区分】

包括共済家畜区分	
品 種	
用途・性別	.

【申告頭数】

ア 期首時点で飼養している家畜の月齢別頭数(満月齢別)												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
頭数												
月齢	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
頭数												
月齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
頭数												
月齢	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83
頭数												
月齢	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
頭数												
月齢	96以上	計	※繁殖用雌馬及び種豚は当該家畜に対応する月齢を記載する。 最高月齢は、価額評価基準の廃用家畜の最低価額となる月齢とする。									
頭数												

イ 期中に飼養することが見込まれる家畜の月齢別頭数(満月齢別)												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
頭数												
月齢	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
頭数												
月齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
頭数												
月齢	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83
頭数												
月齢	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
頭数												
月齢	96以上	計	※繁殖用雌馬及び種豚は当該家畜に対応する月齢を記載する。 最高月齢は、価額評価基準の廃用家畜の最低価額となる月齢とする。									
頭数												

- (注1) 期首時点で飼養している育成乳牛又は育成・肥育牛(育成・肥育馬)で、期中に搾乳牛又は繁殖用雌牛(繁殖用雌馬)になる予定のものは、満24月齢(満36月齢)の頭数に含める。
- (注2) 期中に導入する予定の牛(馬)で、導入時の予定月齢が満24月齢以上の牛(満36月齢以上の馬)は導入時の月齢とし、導入後、期中に搾乳牛にする予定の育成乳牛及び繁殖用雌牛にする予定の育成牛は満24月齢(繁殖用雌馬にする予定の育成馬は満36月齢)の頭数に含める。
- (注3) 養畜の業務の規模の著しい変更(拡大)に伴う見込頭数は除く。

(参考)期中に養畜の業務の規模の変更を予定している場合、予定時期及び増加又は減少見込頭数を記載する。		
・ 予定時期	年	月頃
・ 拡大(頭数増加) 又は 縮小(頭数減少)	頭	

(注)期中の共済価額及び共済金額の変更に備えるための参考情報。

(2) 棚卸資産的家畜(育成乳牛、育成・肥育牛(うち繁殖用雌牛にする予定の育成牛、出生予定の牛及び死亡胎児)、育成・肥育馬(うち繁殖用雌馬にする予定の育成馬))

【区分】

包括共済家畜区分	
品 種	
用途・性別	.

【申告頭数】

ア 期首時点で飼養している家畜の月齢別頭数(満月齢別)

月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
月齢 頭数	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。											

イ 期中に導入予定の家畜の頭数(導入年月別、導入月齢別の頭数(満月齢別))

導入予定年月: ○年○月

月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
月齢 頭数	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。											

導入予定年月: ○年○月

月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
月齢 頭数	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。											

導入予定年月: ○年○月

月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
月齢 頭数	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。											

導入予定年月: ○年○月

月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
月齢 頭数	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。											

導入予定年月: ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。										
頭数												
導入予定年月: ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。										
頭数												
導入予定年月: ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。										
頭数												
導入予定年月: ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。										
頭数												
導入予定年月: ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。										
頭数												

導入予定年月： ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。										
頭数												

導入予定年月： ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	計	※育成・肥育馬は35月齢まで欄を追加する。										
頭数												

(注) 養畜の業務の規模の著しい変更(拡大)に伴う見込頭数を除く。

※[育成乳牛]子牛等選択ありの場合

ウ 期中に出生させる予定の当該品種の子牛の頭数(期中に導入予定の母牛に係るものを含む。)												
出生予定年月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月
出生させる 予定の頭数												
うち雌の予 定頭数												

(注1) 出生予定年月別の予定頭数を記入する。

(注2) 雌の予定頭数は、原則として1/2とする。

なお、年間合計で1/2となるよう各月の端数を調整する。

また、性判別受精卵・精液等により雌雄の産み分けを行う場合は、これを加味した頭数とする。

(注3) 養畜の業務の規模の著しい変更(拡大)に伴う見込頭数を除く。

エ 直近1年間の当該品種の胎児死の頭数												
死亡年月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月
頭数												

(注) 死亡年月別に頭数を記入する。

※[育成乳牛]子牛等選択なしの場合

ウ 期中に出生させる予定の当該品種の子牛(期中に導入予定の母牛に係るものを含む。)のうち、期中に出生後第5月の月の末日を超えて育成乳牛として飼養する予定のものの頭数												
出生予定年月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月
頭数												

(注1) 出生予定年月別に期中に出生後第5月の月の末日を超えて飼養する予定のものの頭数を記入する。

(注2) 養畜の業務の規模の著しい変更(拡大)に伴う見込頭数を除く。

※ 月齢引下げが行われている場合は、「第5月」を修正する。

※〔育成・肥育牛〕子牛等選択ありの場合

ウ 期中に出生させる予定の当該品種の子牛の頭数(期中に導入予定の母牛に係るものを含む。)												
出生予定 年月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月
出生させる 予定の頭数 ①												
①のうち雌 の予定頭 数 ②												
②のうち 自ら繁殖 用雌牛に する予定 の頭数 ③												
②のうち 自ら肥育 牛にする 予定の頭 数 ④												
②のうち ③及び④ 以外のも のの頭数 ⑤												
①のうち雄 の予定頭 数 ⑥												
⑥のうち 自ら肥育 牛にする 予定の頭 数 ⑦												
⑥のうち ⑦以外の ものの頭 数 ⑧												

(注1) 出生予定年月別の予定頭数を記入する。

(注2) 出生後第5月の月の末日を経過する前に出荷等により飼養しなくなる予定のものを含
む。

(注3) 雌雄の予定頭数は、原則として1/2とするが、性判別受精卵・精液等により雌雄の産
み分けを行う場合は、これを加味した頭数とする。

(注4) 養畜の業務の規模の著しい変更(拡大)に伴う見込頭数を除く。

※ 月齢引下げが行われている場合は、「第5月」を修正する。

エ 直近1年間の当該品種の胎児死の頭数												
死亡年月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月
頭数												

(注) 死亡年月別に頭数を記入する。

※〔育成・肥育牛〕子牛等選択なしの場合

ウ 期中に出生させる予定の当該品種の子牛(期中に導入予定の母牛に係るものを含む。)のうち、期中に出生後第5月の月の末日を超えて飼養する予定のもの頭数												
出生予定年月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月	○年 ○月
自ら繁殖用雌牛にする予定の頭数												
自ら肥育牛にする予定の雌の頭数												
自ら肥育牛にする予定の雄の頭数												
上記以外の雄の頭数												

(注1) 出生予定年月別に期中に出生後第5月の月の末日を超えて飼養する予定のもの頭数を記入する。

(注2) 養畜の業務の規模の著しい変更(拡大)に伴う見込頭数を除く。

※ 月齢引下げが行われている場合は、「第5月」を修正する。

(3) 棚卸資産的家畜(育成・肥育牛(育成牛以外)、育成・肥育馬(育成馬以外))

【区分】

包括共済家畜区分	
品 種	
用途・性別	.

【申告頭数】

ア 期首時点で飼養している家畜の月齢別頭数(満月齢別)

月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
月齢 頭数	36											
月齢 頭数	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										

(注) 月齢欄にない月齢の家畜は、空欄に月齢及び頭数を記入する。

イ 期中に導入予定の家畜の頭数(導入年月別、導入月齢別の頭数(満月齢別))

導入予定年月: ○年○月

月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
月齢 頭数	36											
月齢 頭数	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										

導入予定年月: ○年○月

月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
月齢 頭数	36											
月齢 頭数	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										

導入予定年月： ○年○月												
月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
月齢 頭数	36											
月齢 頭数	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										

導入予定年月： ○年○月												
月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
月齢 頭数	36											
月齢 頭数	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										

導入予定年月： ○年○月												
月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
月齢 頭数	36											
月齢 頭数	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										

導入予定年月： ○年○月												
月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
月齢 頭数	36											
月齢 頭数	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										

導入予定年月： ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36											
頭数												
月齢	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										
頭数												

導入予定年月： ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36											
頭数												
月齢	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										
頭数												

導入予定年月： ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36											
頭数												
月齢	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										
頭数												

導入予定年月： ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36											
頭数												
月齢	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										
頭数												

導入予定年月： ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36											
頭数												
月齢	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										
頭数												

導入予定年月： ○年○月												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36											
頭数												
月齢	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										
頭数												

(注1) 月齢欄にない月齢の家畜は、空欄に月齢及び頭数を記入する。

(注2) 養畜の業務の規模の著しい変更(拡大)に伴う見込頭数を除く。

(参考) 期中に養畜の業務の規模の変更を予定している場合の予定時期及び増加又は減少見込頭数												
・ 予定時期 年 月頃												
・ 拡大(頭数増加) or 縮小(頭数減少) 頭												

(注) 期中の共済価額及び共済金額の変更に備えるための参考情報。

頭数申告表 (疾病傷害共済)

【区分】

包括共済家畜区分	
品 種	
用途・性別	

【申告頭数】

期首時点で飼養している家畜の月齢別頭数(満月齢別)

ア 固定資産的家畜に該当するもの (搾乳牛(乳用牛)、繁殖用雌牛(肉用牛)、繁殖用雌馬(一般馬)又は種豚)												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
頭数												
月齢	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
頭数												
月齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
頭数												
月齢	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83
頭数												
月齢	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
頭数												
月齢	96以上	計	※一般馬及び種豚は当該家畜に対応する月齢を記載する。 最高月齢は、価額評価基準の廃用家畜の最低価額となる月齢とする。									
頭数												

イ 棚卸資産的家畜に該当するもの (育成乳牛(乳用牛)、育成牛(肉用牛)、育成馬(一般馬))												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	計	※一般馬は35月齢まで欄を追加する。										
頭数												

(注1) 牛は、子牛を選択しない場合は、出生後第5月の月の末日を経過しているもののみの頭数とする。

(注2) 馬は、出生の年の末日を経過しているもののみの頭数とする。

※ 月齢引下げが行われている場合は、「第5月」又は「出生の年の末日」を修正する。

ウ 棚卸資産的家畜に該当するもの (肥育牛(肉用牛)、肥育馬(一般馬))												
月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
月齢 頭数												
月齢 頭数	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										

(注1) 月齢欄にない月齢の家畜は、空欄に月齢及び頭数を記入する。

(注2) 牛は、子牛を選択しない場合は、出生後第5月の月の末日を経過しているもののみの頭数とする。

(注3) 馬は、出生の年の末日を経過しているもののみの頭数とする。

※ 月齢引下げが行われている場合は、「第5月」又は「出生の年の末日」を修正する。

家畜共済加入申込書（特定肉豚）
（兼 継続加入通知書）

〇〇農業共済組合組合長理事
（〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事） 殿
住所 令和 年 月 日
市 郡 町 字
氏 名

下記の肉豚を引受けされたく定款及び事業規程（条例）を了知した上、申し込みます。

現在有資格頭数	出荷予定頭数	事故除外区分 〔飼養頭数200頭以上かつ 飼養経験年数5年以上の場合〕	
		事故除外する	事故除外しない
母豚常時飼養頭数	現在母豚頭数	分納回数	付保割合
飼養場所			

畜舎種類別敷地面積

母豚舎	分娩舎	離乳舎	育成舎	肥育舎
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

〔過去の飼養状況〕

	年	年	年
一腹当たり平均産子数			
年間平均分娩回数			
子豚の死亡率			
出荷頭数			
肥育回転率			

- ①共済掛金の納入方法
- ②画像において行う事故確認の適用についての希望の有無
- ③様式例1-9『環境負荷低減のチェックシート』の添付の有無
- ④農業版BCPの実施
※BCP（事業継続計画）を実施している場合は有を、それ以外は無を選択してください。
- ⑤飼養衛生管理基準に基づく担当獣医師又は診療施設名
- ⑥病畜の状況のほか畜産経営に関する特記事項（自由記載）

一括・分納
有 ・ 無
有 ・ 無
有 ・ 無

〔確約事項〕

- 1 加入申込時及び継続加入時には、現に飼養する加入資格のある肉豚の頭数を全頭加入します。
- 2 貴組合（市町村）が、引受け及び事故の確認等を行う際には、豚舎への立入りを拒否しません。
- 3 肉豚の生産、導入、離乳、死亡、販売、繁殖仕向け等の異動の状況を記録し、基準日ごとに遅滞なく通知します。

〔注意事項〕

- 1 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 2 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出てください。

家畜共済加入申込書（群単位肉豚）
（兼 異動通知書）

令和 年 月 日

〇〇農業共済組合組合長理事
（〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事） 殿

住所 市 町 字
郡 村

氏 名

下記の肉豚を引受けされたく定款及び事業規程（条例）を了知した上、申し込みます。

1頭あたり共済金額		円		年間出荷予定頭数		頭	
申込年月日	資格取得・ 導入年月日	頭数	生年月日	離乳年月日	所 有 管理別	飼養場所	
		頭			所有・管理		
					所有・管理		
					所有・管理		
					所有・管理		
					所有・管理		
					所有・管理		
					所有・管理		
					所有・管理		
					所有・管理		
					所有・管理		

- ①様式例1-9『環境負荷低減のチェックシート』の添付の有無
- ②農業版BCPの実施
※BCP（事業継続計画）を実施している場合は有を、
それ以外は無を選択してください。
- ③飼養衛生管理基準に基づく担当獣医師又は診療施設名
- ④病畜の状況のほか畜産経営に関する特記事項（自由記載）

有 ・ 無
有 ・ 無

〔確認事項〕

- 1 貴組合（市町村）が引受け及び事故の確認等を行う際には、豚舎への立入りを拒否しません。
- 2 飼養群内の全ての肉豚が生後20日に達したとき（その日に離乳していないときは離乳した日）又は肥育用もと豚を導入したときは、貴組合（市町村）に異動の通知をし、遅滞なく共済掛金を払い込みます。
- 3 肉豚の生産、導入、離乳、死亡、販売、繁殖仕向け等の異動の状況を記録し、貴組合（市町村）から要求のあったときは提示します。

〔注意事項〕

- 1 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 2 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出てください。

家畜共済加入申込書（個別共済）
（兼 継続加入通知書）

令和 年 月 日

〇〇農業共済組合組合長理事
（〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事） 殿

住所 市 町 字
郡 村
氏 名

下記の家畜を引受けされたく定款及び事業規程（条例）を了知した上、申し込みます。

共 済 目 的 の 種 類	頭 数	飼 養 場 所
乳 用 種 種 雄 牛	(死 廃) (病 傷)	
肉 用 種 種 雄 牛	(死 廃) (病 傷)	
種 雄 馬	(死 廃) (病 傷)	

申込家畜の内訳

加入の有無 (〇印を付ける)	番 号	名 号	生 年 月 日	所 有 管 理 別	毛 色 ・ 特 徴
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	
死 廃 ・ 病 傷				所 有 ・ 管 理	

- ①画像において行う事故確認の適用についての希望の有無
- ②様式例1-9『環境負荷低減のチェックシート』の添付の有無
- ③農業版BCPの実施
※BCP（事業継続計画）を実施している場合は有を、それ以外は無を選択してください。
- ④飼養衛生管理基準に基づく担当獣医師又は診療施設名
- ⑤病畜の状況のほか畜産経営に関する特記事項（自由記載）

有 ・ 無
有 ・ 無
有 ・ 無

〔注意事項〕

- 1 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 2 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出てください。

疾病傷害共済の異動頭数申告表

※異動日ごとに作成する。

異動日： 年 月 日

組合員等番号 _____

組合員等氏名 _____

【区分】

包括共済家畜区分	
品 種	
用途・性別	.

【申告頭数】

1 異動に係る家畜の月齢別頭数(満月齢別)

※異動が頭数の増加の場合は当該増加した頭数とし、異動が養畜の業務の規模の著しい変更に伴う頭数の減少の場合は当該減少した頭数とする。

ア 固定資産的家畜に該当するもの (搾乳牛(乳用牛)、繁殖用雌牛(肉用牛)、繁殖用雌馬(一般馬)又は種豚)												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
頭数												
月齢	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
頭数												
月齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
頭数												
月齢	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83
頭数												
月齢	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
頭数												
月齢	96以上	計	※一般馬及び種豚は当該家畜に対応する月齢を記載する。 最高月齢は、価額評価基準の廃用家畜の最低価額となる月齢とする。									
頭数												

イ 棚卸資産的家畜に該当するもの (育成乳牛(乳用牛)、育成牛(肉用牛)、育成馬(一般馬))												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	計	※育成・肥育馬用は35月齢まで欄を追加する。										
頭数												

(注1) 牛は、子牛を選択しない場合は、出生後第5月の月の末日を経過しているもののみの頭数とする。

(注2) 馬は、出生の年の末日を経過しているもののみの頭数とする。

※ 月齢引下げが行われている場合は、「第5月」又は「出生の年の末日」を修正する。

ウ 棚卸資産的家畜に該当するもの (肥育牛(肉用牛)、肥育馬(一般馬))												
月齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
頭数												
月齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
頭数												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢												
頭数												
月齢	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										
頭数												

(注1) 月齢欄にない月齢の家畜は、空欄に月齢及び頭数を記入する。

(注2) 牛は、子牛を選択しない場合は、出生後第5月の月の末日を経過しているもののみの頭数とする。

(注3) 馬は、出生の年の末日を経過しているもののみの頭数とする。

※ 月齢引下げが行われている場合は、「第5月」又は「出生の年の末日」を修正する。

2 異動後の飼養家畜の月齢別頭数(満月齢別)

※異動が頭数の増加の場合は、当該異動日に出荷等により減少した頭数を差し引いた頭数とする。

ア 固定資産的家畜に該当するもの (搾乳牛(乳用牛)、繁殖用雌牛(肉用牛)、繁殖用雌馬(一般馬)又は種豚)												
月齢	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
頭数												
月齢	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
頭数												
月齢	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
頭数												
月齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
頭数												
月齢	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83
頭数												
月齢	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
頭数												
月齢	96以上	計	※一般馬及び種豚は当該家畜に対応する月齢を記載する。 最高月齢は、価額評価基準の廃用家畜の最低価額となる月齢とする。									
頭数												

イ 棚卸資産的家畜に該当するもの (育成乳牛(乳用牛)、育成牛(肉用牛)、育成馬(一般馬))												
月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	計	※一般馬は35月齢まで欄を追加する。										

(注1) 牛は、子牛を選択しない場合は、出生後第5月の月の末日を経過しているもののみの頭数とする。

(注2) 馬は、出生の年の末日を経過しているもののみの頭数とする。

※ 月齢引下げが行われている場合は、「第5月」又は「出生の年の末日」を修正する。

ウ 棚卸資産的家畜に該当するもの (肥育牛(肉用牛)、肥育馬(一般馬))												
月齢 頭数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
月齢 頭数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
月齢 頭数	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
月齢 頭数												
月齢 頭数	計	※ 月齢欄に記載する月齢は、地域の実情に合わせて記載する。										

(注1) 月齢欄にない月齢の家畜は、空欄に月齢及び頭数を記入する。

(注2) 牛は、子牛を選択しない場合は、出生後第5月の月の末日を経過しているもののみの頭数とする。

(注3) 馬は、出生の年の末日を経過しているもののみの頭数とする。

※ 月齢引下げが行われている場合は、「第5月」又は「出生の年の末日」を修正する。

様式例1-6

肉豚共済管理簿

令和 年 月 日							氏 名			
日 付	区 分	産 子 頭 数	離 乳 頭 数	導 入 頭 数	死 亡 頭 数	出 荷 頭 数	繁 殖 仕 向 頭 数	現 在 頭 数	母 豚 頭 数	備 考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計										

様式例1-7

特定肉豚に係る異動通知書

令和 年 月 日

〇〇農業共済組合組合長理事
 (〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事) 殿

住所 市・郡

氏 名

年 月 日 ~ 月 日の基準期間における異動状況は、
 下記のとおりです。

産 子 頭 数	離 乳 頭 数	導 入 頭 数	当 月 引受頭数

死 亡 頭 数	出 荷 頭 数	繁 殖 仕向頭数	母 豚 頭 数

(注1) 肉豚共済管理簿(様式例1-6)から転記する。なお、当該管理簿の写しをもってこれに代えることができる。

(注2) 「母豚頭数」欄には、新たな基準期間開始時の母豚の飼養頭数を記入すること。

〈備考〉

様式例 1 - 8

家畜共済保険関係協議書

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会

〇〇農業共済組合

（〇〇村（市町））

〇〇県農業共済組合連合会と〇〇農業共済組合（〇〇村（市町））は、連合会事業規程第□□条の規定により、家畜共済に係る保険関係につき、別記のとおり協議決定する。この協議決定に係る事項について変更する必要があるときは、改めて協議決定するものとする。

令和 年 月 日

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会

会長理事 何 某

〇 〇 農 業 共 済 組 合

組合長理事 何 某

（ 〇〇村（市町）
村（市町）長 何 某 ）

別 記

決定事項

(1) 「イ」の保険関係に係る家畜

〇〇農業共済組合（〇〇村（市町））の区域（事業実施区域）のうち、△△の区域内に住所を有する組合員（家畜共済加入者）が飼養する家畜

(2) 「ロ」の保険関係に係る家畜

〇〇農業共済組合（〇〇村（市町））の区域（事業実施区域）のうち、△△の区域内に住所を有する組合員（家畜共済加入者）が飼養する家畜

注) □□には、各県（都道府）連合会の事業規程中、連合会模範事業規程例第39条に該当する条文番号を記入する。

【様式例 1-9】

収入保険・農業共済にご加入の皆様へ

- ・農林水産省では、持続可能な食料システム構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進しています。
(詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください 【農林水産省ホームページ】 <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midorii/index.html>)
- ・本チェックシートは、「みどりの食料システム戦略」に掲げる環境負荷低減の取組を推進するために実施するものです。
- ・収入保険又は農業共済のいずれかの加入手続きにおいて、年1回の提出をお願いいたします。



【農林水産省ホームページ】

【畜産経営体向け】

環境負荷低減のチェックシート（ 年分）

No.	(1) 適正な施肥
①	肥料の適正な保管
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

No.	(2) 適正な防除
③	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
④	農薬の適正な使用・保管
⑤	農薬の使用状況等の記録・保存

No.	(3) エネルギーの節減
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

No.	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
⑧	家畜排せつ物の管理基準の遵守

※飼養頭数が一定規模以上の場合のみ

(注) 一定規模：牛又は馬10頭、豚100頭、鶏2,000羽

No.	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

※飼料生産を行う場合のみ

No.	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

※特定事業場である場合のみ

(注) 特定事業場：総面積200㎡以上の牛房、総面積500㎡以上の馬房、総面積50㎡以上の豚房

No.	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	関係法令の遵守
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める

前年の取組結果		当年の取組予定
(1)から(7)までの全ての取組を実施		口しました 口します
氏名		

様式例2-1

家畜共済(死亡廃用共済)加入承諾及び掛金等納入告知(分納通知)書 兼 領収証書 家畜共済(死亡廃用共済)掛金等領収済通知書 家畜共済(死亡廃用共済)掛金等収納機関控
 年 月 日 納入者へ 年 月 日 組合等へ 年 月 日 引受 収納機関へ

(住所) 〒 (氏名) 殿	納付場所		納付額内訳		納付者住所氏名		納付額内訳				
	共済関係	共済掛金 円	賦課金 円	納付額内訳		共済関係	共済掛金 円	賦課金 円			
				共済掛金 円	賦課金 円						
	農家番号	分納	納付額 円	農家番号	分納	納付額 円	農家番号	分納	納付額 円		
回目 /										回目 /	
引受頭数 頭			共済金額 円			口座名義人					
口座種別			口座番号			口座種別			口座番号		
納期限 令和 年 月 日			納期限 令和 年 月 日			納期限 令和 年 月 日			納期限 令和 年 月 日		
令和 年 月 日			領収者名			上記の金額を領収しました。			上記の金額の振替納入を依頼します。		
〇〇農業共済組合組合長理事 (〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事) 殿			〇〇農業共済組合組合長理事 (〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事) 殿			氏名					

様式例3-1

〒

住所
氏名
電話
(飼養場所)

【包】死亡廃用共済引受台帳 (肉豚を除く。)

令和 年 月 日 作成

地区コード	組合員等コード	引受年度	区分	料率地域	賦課地域

包括共済家畜区分	短期月数	共済掛金受領	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	事故除外区分	死傷限度適用除外	子牛等の選択
	か月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日				

頭数	共済価額 千円	共済金額 円	付保割合 %	共済掛金 円	国庫負担額 円	組合員等負担額			死傷共済金 支払限度額 円	変更 年月日
						共済掛金 円	(組合員等割)事務費賦課金 円	防災賦課金 円		
期首										
期中変更後										
期末										

分納金	第1回目	第2回目	第○回目	第○回目
共済掛金				
事務費賦課金				
防災賦課金				
合計				
払込期限				
共済掛金等受領日				

備考

様式例3-2

【包】疾病傷害共済 引受台帳

令和 年 月 日 作成

〒
住所 氏名 電話
(飼養場所)

地区コード	組合員等コード	引受年度	区分	料率地域	賦課地域

包括共済 家畜区分	保険 関係	短期月数	共済掛金受領	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	子牛選択
		ヵ月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		

	頭数 頭	価額合計 千円	引受価額 千円	病傷共済金 支払限度額 千円	共済金額 円	選択 割合 %	国庫負担額 円	組合員等負担額			計	変更 年月日	
								共済掛金 円	(組合員等割) 事務費賦課金 円	防災賦課金 円			
期首													
変更後													

分	納	第 1 回 目	第 2 回 目	第 〇 回 目	第 〇 回 目
共 済 掛 金	円				
事 務 費 賦 課 金	円				
防 災 賦 課 金	円				
合 計	円				
払 込 期 限					
共 済 掛 金 等 受 領 日					

備考

肉豚共済引受台帳(群単位肉豚)

住所
氏名
電話
(飼養場所)

令和 年 月 日 作成

地区コード	組合等 コード	引受 年度	区分	群番号	共済掛金 期間	共済掛金受領 年月日	共済掛金期間開始 年月日	共済掛金期間満了 年月日	危険段階区分	死亡 適用	度 限 除 外
					か月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			

1頭当たり	千円	円	%	国庫負担額	円	共済掛金	円	組合員等負担額	円	死亡共済金支払限度額	円
頭数	千円	円	%	共済掛金	円	共済掛金	円	共済掛金	円	計	円
生年月日	離乳年月日	資格取得又は 導入年月日	確認書番号	所有 ・ 管理	備 考	共済掛金	円	防 災 費 金 (うち組合員等割)	円	事 務 課 賦 課 (うち組合員等割)	円
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日				()					

死亡廃用共済 引受台帳(個別共済)

住所
氏名
電話

(飼養場所)

令和 年 月 日 作成

地区コード	組合員等 コード	引受 年度	区分

短期月数	共済掛 金受領	共済掛金 期間開始	共済掛金 期間満了	危険段階 区分
か月				

共済目的 の種別	共済価額 千円	共済金額 円	付保 割合 %	共済掛金 円	国 庫 負 担 額 円	組 合 員 等 負 担 額			計 円
						共 済 掛 金 円	事務費賦課金 (うち組合員等 割) 円	防 災 賦 課 金 円	
番 号	名	号	耳 標	生 年 月 日	毛 色 ・ 特 徴	品 種	登 録 証 番 号	登 録 点 数	所 有 ・ 管 理

疾病傷害共済 引受台帳(個別共済)

住所
氏名
電話

令和 年 月 日 作成

(飼養場所)

地区コード	組合員等 コード	引受 年度	区分

保険関係	短期月数	共済掛金 受領	共済掛金 期間開始	共済掛金 期間満了	危険段階 区分
	か月				

共済目的 の種類	病傷共済金 支払限度額 千円	共済金額 円	選択 割合 %	共済掛金 円	国 庫 負担 額 円	組 合 員 等 負 担 額			
						共 済 掛 金 円	事務費賦課金 (うち組合員等 割) 円	防 災 賦 課 金 円	計 円
番 号	名	号	耳 標	生 年 月 日	毛 色 ・ 特 徴	品 種	登 録 証 番 号	登 録 点 数	所 有 ・ 管 理

様式例4-1

【包】死亡廃用共済 加入証 (肉豚以外)

〒

住所

氏名

電話

殿

令和 年 月 日

〇〇農業共済組合長理事

(〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事) 印

(飼養場所)

地区コード	組合員等コード	引受年度	区分

農業保険法令、定款及び事業規程（条例）に従い引受けした家畜共済に係る共済関係について、

以下のとおり通知いたします。

共済関係成立日	短期月数	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	事故除外区分	死廃限度 適用除外	子牛等選択	共済事故
	か月	令和 年 月 日	令和 年 月 日					

包括共済 家畜区分	頭数	共済価額 千円	共済金額 円	付保割合 %	共済掛金 円	国 負 担 額 円	組 合 員 等 負 担 額				
							共済掛金 円	（組合員等割） 事務費賦課金 円	防災賦課金 円	計 円	死廃共済金 支払限度額 円

納入区分	一括又は分納第1回分	分納第2回分	分納第○回分	分納第○回分
共 済 掛 金 円				
事 務 費 賦 課 金 円				
防 災 賦 課 金 円				
合 計 円				
払 込 期 限				
払 込 方 法	口座振替			

〔注意事項〕

- 「共済価額」は、共済掛金期間中に変更があった場合には、当該変更後の共済価額となります。
- 「共済金額」は、共済金額が変更された場合には変更後の共済金額となります。
- 「付保割合」については、上記1及び2により増減した後の共済価額及び共済金額により算出された割合となります。
- 通知等すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡してください。
- 上記4の通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

〔組合等が本加入証を交付する際の注意事項〕

- 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
- 「通知等すべき事項」として、農業共済組合模範事業規程例の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第16条第1項第2号、第3項から第6項まで、第50条第3項及び第58条の通知等すべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、〔注意事項〕4の「別紙」を「裏面」とすること。

なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。

様式例 4-2

【包】 疾病傷害共済 加入証

〒

住所
氏名
電話

令和 年 月 日

殿

〇〇農業共済組合組合長理事
(〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事) 印

(飼養場所)

地区コード	組合員等コード	引受年度	区分

農業保険法令、定款及び事業規程（条例）に従い引受けした家畜共済に係る共済関係について、

以下のとおり通知いたします。

共済関係成立日	短期月数	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	子牛選択	共済事故
	か月	令和 年 月 日	令和 年 月 日			

包括共済 家畜区分	頭数	病傷共済金 支払限度額 千円	共済金額 円	選択割合 %	共済掛金 円	国 庫 負 担 額 円	組 合 員 等 負 担 額			
							共済掛金 円	(組合員等割) 事務費賦課金 円	防災賦課金 円	計 円

納入区分	一括又は分納第1回分	分納第2回分	分納第〇回分	分納第〇回分
共 済 掛 金 円				
事 務 費 賦 課 金 円				
防 災 賦 課 金 円				
合 計 円				
払 込 期 限	□座振替			
払 込 方 法				

〔注意事項〕

- 「共済金額」が変更された場合は、変更後の共済金額となります。
- 通知等すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡してください。
- 上記2の通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われかねないことがあります。

〔組合等が本加入証を交付する際の注意事項〕

- 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
- 「通知等すべき事項」として、農業共済組合模範事業規程例の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第16条第3項から第6項まで、第50条第3項及び第58条の通知等をするべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、「注意事項」2の「別紙」を「裏面」とすること。
なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容を併記すること。

加入証 (特定肉豚)

住所 令和 年 月 日

氏名 殿 ○○農業共済組合組合長理事 印
電話 (飼養場所) ○○市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事 印

農業保険法令、定款及び事業規程(条例)に従い引受けした家畜共済に係る共済関係について、以下のとおり通知いたします。

地区コード	組合員等コード	引受年度	区分

共済関係成立日	短期月数	共済掛金期間開始	危険段階区分	事故除外区分	死亡限度適用除外区分	共済事故
		令和 年 月 日				

母豚常時飼養頭数	現在母豚頭数	現在有資格頭数

畜舎種類別面積 (㎡)	母豚舎		分娩舎		離乳舎		育成舎		肥育舎		その他1		その他2		合計
	年度	平均値	年度	平均値	年度	平均値	年度	平均値	年度	平均値	年度	平均値	年度	平均値	

引受頭数	継続前引受情報		引受割合	
	共済価額	共済金額	共済割合	付保割合

引受頭数	共済価額		共済金額		付保割合		共済掛金		国庫負担額		組合員等負担額		死亡共済金支払限度額(円)		
	納入区分	払込期限	納入区分	共済掛金	納入区分	共済掛金	納入区分	共済掛金	納入区分	払込期限	納入区分	共済掛金	納入区分	共済掛金	納入区分

納入区分	払込期限	共済掛金	納入区分		払込期限		共済掛金		納入区分		払込期限		共済掛金	
			分納第1回分	分納第2回分	分納第3回分	分納第4回分	分納第5回分	分納第6回分	分納第7回分	分納第8回分	分納第9回分	分納第10回分	分納第11回分	分納第12回分

納入区分	払込期限	共済掛金	納入区分		払込期限		共済掛金		納入区分		払込期限		共済掛金	
			分納第1回分	分納第2回分	分納第3回分	分納第4回分	分納第5回分	分納第6回分	分納第7回分	分納第8回分	分納第9回分	分納第10回分	分納第11回分	分納第12回分

(注意事項)

- 「共済価額」は、共済目的の家畜に異動があった場合には、異動の時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時の共済価額となります。
- 「共済金額」は、家畜の死亡又は廃用により共済金が支払われた場合は当該共済金支払があった時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時の共済金額が増額された場合は増額後の共済金額となります。
- 「付保割合」については、上記1及び2により増減した後の共済価額及び共済金額により算出された割合となります。
- 通知すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡してください。
- 上記4の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われなくなることがあります。

【組合等が本加入証を交付する際の注意事項】

- 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
 - 「通知等すべき事項」として、農業共済組合概観事業規程例の基準(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知)第16条第1項第3号、第3項から第6項まで、第50条第3項及び第58条の通知等すべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、「別紙」を「裏面」とすること。
- なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。

加入証 (群単位肉豚)

住所 令和 年 月 日

氏名 殿 ○○農業共済組合組合長理事

電話 (飼養場所) ○○市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事) 印

地区コード	組合員等 コード	引受 年度	区分

農業保険法令、定款及び事業規程(条例)に従い引受けした家畜共済に係る共済関係について、以下のとおり通知いたします。

共済関係成立日	共済掛金 期間	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	死亡限度 適用除外区分	共済事故
	か月	令和 年 月 日	令和 年 月 日			

1頭当たり	千円	円	%	組 合 員 等 負 担 額			死亡共済金支払限度額
群番号	共済価額	共済金額	付保割合	共済掛金	国庫負担額	共済掛金	計
	千円	円	%	円	円	円	円
生年月日	離乳年月日	資格取得又は 導入年月日	払込期限	払込方法			
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		口座振込			

[注意事項]

- 1 通知等すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡してください。
- 2 上記1の通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

[組合等が本加入証を交付する際の注意事項]

- 1 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
 - 2 「通知等すべき事項」として、農業共済組合機範事業規程例の基準(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知)第16条第1項第4号、第3項から第6項まで、第50条第3項及び第58条の通知等すべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、「別紙」とすること。
- なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。

死亡廃用共済 加入証 (個別共済)

住所

氏名

電話

(飼養場所)

殿

令和 年 月 日

〇〇農業共済組合組合長理事

(〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事) 印

地区コード	組合員等コード	引受年度	区分

農業保険法令、定款及び事業規程(条例)に従い引受けし家畜共済に係る共済関係について、以下のとおり通知いたします。

共済関係成立日	短期月数	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階	共済事故
	か月	令和 年 月 日	令和 年 月 日		

共済目的の種別	共済価額 千円	共済金額 円	付保割合 %	共済掛金 円	国負担額 円	組合員等負担額				
						共済掛金 円	事務費賦課金 (うち組合員等割) 円	防災賦課金 円	計 円	
番号	名	号	耳標	生年月日	品	種	登録証番号	登録点数	払込期限	払込方法
										口座振替

【注意事項】

- 1 通知すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡してください。
- 2 上記1の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

【組合等が本加入証を交付する際の注意事項】

- 1 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
- 2 「通知等すべき事項」として、農業共済組合模範事業規程例の基準(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知)第16条第3項から第7項まで、第50条第3項及び第58条の通知等すべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、「(注意事項)の「別紙」を「裏面」とすること。

なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容を併記すること。

疾病傷害共済 加入証 (個別共済)

住所
氏名
電話

令和 年 月 日

殿

(飼養場所)

〇〇農業共済組合組合長理事
(〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事) 印

地区コード	組合員等 コード	引受 年度	区分

農業保険法令、定款及び事業規程(条例)に従い引受けした家畜共済に係る共済関係について、以下のとおり通知いたします。

共済関係成立日	短期月数	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階	共済事故
		令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	か月				

共済目的 の 種 類	病傷共済金 支払限度額	選択割合	共済金額	共済掛金	国 庫 負 担 額	組 合 員 等 負 担 額			品 種	登録証番号	登録点数	払込期限	払込方法
						共済掛金	事務費賦課金 (うち組合員等 割)	防炎賦課金					
	千円	%	円	円	円	円	円	円	円				
番 号	名	号	耳 標	生年月日	毛 色 ・ 特 徴								口座振替

[注意事項]

- 1 通知すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡してください。
- 2 上記1の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

[組合等が本加入証を交付する際の注意事項]

- 1 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
- 2 「通知等すべき事項」として、農業共済組合模範事業規程例の基準(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知)第16条第3項から第7項まで、第50条第3項及び第58条の通知等をするべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、「注意事項」の「別紙」とすること。
なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容を併記すること。

家畜共済引受通知書(死亡廃用共済)

第 号
令和 年 月 日

農業共済組合連合会会長理事 殿

農業共済組合組合長理事
(市町村長)

令和 年 月分家畜共済引受結果を下記のとおり通知します。

		農家数 (群数) 戸 (群)	引受頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	保険料 円	国庫負担額 円	納入保険料 円
包 括 共 済	搾乳牛							
	育成乳牛							
	繁殖用雌牛							
	育成・肥育牛							
	繁殖用雌馬							
	育成・肥育馬							
	種豚							
	肉豚 (特定肉豚)							
	肉豚 (群単位肉豚) ()							
	計							
個 別 共 済	乳用種雄牛							
	肉用種雄牛							
	種雄馬							
	計							
合計								

連合会賦課金	円
--------	---

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、追加(特定肉豚のみ)、短期)ごと、短期月数ごと、保険割合ごと、事故除外区分ごと、分納判定ごと、変更区分^{*1}ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、共済価額、共済金額、保険金額、再保険金額、経過総保険金額、通常責任保険金額、共済掛金計、国庫負担額、保険料、再保険料、政府再保険料、交付金、換算共済掛金、換算保険料、換算政府再保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10 当初	当初の引受内容
-------	---------

(注) 特定肉豚の共済金額が増額された場合は、「引受区分」を「追加」とし、「変更区分」を「当初」とする。

家畜共済引受通知書(疾病傷害共済)

第 号
令和 年 月 日

農業共済組合連合会会長理事 殿

農業共済組合組合長理事
(市町村長)

令和 年 月分家畜共済引受結果を下記のとおり通知します。

		農家数 戸	引受頭数 頭	支払限度額 千円	共済金額 円	保険料 円	国庫負担額 円	納入保険料 円
包括共済	乳用牛							
	肉用牛							
	一般馬							
	種豚							
	計							
個別共済	乳用種雄牛							
	肉用種雄牛							
	種雄馬							
	計							
合計								

連合会賦課金	円
--------	---

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、短期)ごと、短期月数ごと、保険割合ごと、保険関係ごと、分納判定ごと、変更区分[※]ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、引受価額、支払限度額、共済金額、保険金額、再保険金額、経過総保険金額、通常責任保険金額、共済掛金1号、共済掛金2号、共済掛金計、国庫負担額、保険料、再保険料、政府再保険料、交付金、換算共済掛金1号、換算共済掛金2号、換算共済掛金計、換算保険料、換算政府再保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10 当初	当初の引受内容
-------	---------

家畜共済変更引受通知書(死亡廃用共済)

第 令和 年 月 日 号

農業共済組合連合会会長理事 殿

農業共済組合組合長理事
(市町村長)

令和 年 月分家畜共済引受けに変更があったので、下記のとおり通知します。

		農家数 (群数) 戸 (群)	引受頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	保険料 円	国庫負担額 円	納入保険料 円
包 括 共 済	搾 乳 牛	変更分						
		変更後						
	育 成 乳 牛	変更分						
		変更後						
	繁 殖 用 雌 牛	変更分						
		変更後						
	育 成・肥 育 牛	変更分						
		変更後						
	繁 殖 用 雌 馬	変更分						
		変更後						
	育 成・肥 育 馬	変更分						
		変更後						
	種 豚	変更分						
		変更後						
肉 豚 (特 定 肉 豚)	変更分							
	変更後							
肉 豚 (群 単 位 肉 豚)	変更分 ()							
	変更後 ()							
計	変更分							
	変更後							
個 別 共 済	乳 用 種 種 雄 牛	変更分						
		変更後						
	肉 用 種 種 雄 牛	変更分						
		変更後						
	種 雄 馬	変更分						
		変更後						
計	変更分							
	変更後							
合 計	変更分							
	変更後							

連 合 会 賦 課 金	円
-------------	---

(注意)

- 1 本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、追加(特定肉豚のみ)、短期)ごと、短期月数ごと、保険割合ごと、事故除外区分ごと、分納判定ごと、変更区分*ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、共済価額、共済金額、保険金額、再保険金額、経過総保険金額、通常責任保険金額、共済掛金計、国庫負担額、保険料、再保険料、政府再保険料、交付金、換算共済掛金、換算保険料、換算政府再保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10	当初	当初の引受内容
20	変更後	期中変更及び引受終了による変更後の引受内容
21	期中変更分	期中に共済金額の変更があった場合の変更分(農家数は変更農家数、金額は変更後と変更前の差額。)
22	引受終了分	期中に共済関係の解除等により共済関係が終了した場合の変更分(同上。)
23	うち収入保険	引受終了分のうち収入保険移行分
30	期末調整後確定	期末調整完了後(確定)の引受内容
31	期末調整分	期末調整による変更分(農家数は変更農家数、金額は変更後と変更前の差額。)

(注) 期末調整が完了した引受年月に係る「変更区分」が「期末調整後確定」のデータについて、肉豚及び個別共済は当該引受年月の「引受区分」が「当初」のときの数値と同じ数値で作成する。

- 2 この通知書は、変更のあった共済掛金期間の当初引受けをした年月ごとに作成するものとする。
- 3 変更後欄は変更を行った後の値を記入し、変更前欄は変更前と変更後の値の差を記入するものとする。
なお、変更がないものは変更分に「0」を記入し、変更後欄には前回の数値を記入する。

家畜共済変更引受通知書(疾病傷害共済)

第 号
令和 年 月 日

農業共済組合連合会会長理事 殿

農業共済組合組合長理事
(市町村長)

令和 年 月分家畜共済引受けに変更があったので、下記のとおり通知します。

		農家数 戸	引受頭数 頭	支払限度額 千円	共済金額 円	保険料 円	国庫負担額 円	納入保険料 円
包括共済	乳用牛	変更分						
		変更後						
	肉用牛	変更分						
		変更後						
	一般馬	変更分						
		変更後						
	種豚	変更分						
		変更後						
	計	変更分						
		変更後						
個別共済	乳用種雄牛	変更分						
		変更後						
	肉用種雄牛	変更分						
		変更後						
	種雄馬	変更分						
		変更後						
	計	変更分						
		変更後						
合計	変更分							
	変更後							

連合会賦課金	円
--------	---

(注意)

- 1 本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、短期)ごと、短期月数ごと、保険割合ごと、保険関係ごと、分納判定ごと、変更区分[※]ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、引受価額、支払限度額、共済金額、保険金額、再保険金額、経過総保険金額、通常責任保険金額、共済掛金1号、共済掛金2号、共済掛金計、国庫負担額、保険料、再保険料、政府再保険料、交付金、換算共済掛金1号、換算共済掛金2号、換算共済掛金計、換算保険料、換算政府再保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10 当初	当初の引受内容
20 変更後	期中変更及び引受終了による変更後の引受内容
21 期中変更分	期中に共済金額の変更があった場合の変更分(農家数は変更数、金額は変更後と変更前の差額。)
22 引受終了分	期中に共済関係の解除等により共済関係が終了した場合の変更分(同上。)

- 2 この通知書は、変更のあった共済掛金期間の当初引受けをした年月ごとに作成するものとする。
- 3 変更後欄は変更を行った後の値を記入し、変更分欄は変更前と変更後の値の差を記入するものとする。
なお、変更がないものは変更分に「0」を記入し、変更後欄には前回の数値を記入する。

家畜共済引受集計通知書(死亡廃用共済)

第 令和 年 月 号
日

農林水産大臣 殿

農業共済組合連合会会長理事

年 月分家畜共済引受結果を下記のとおり通知します。

		農家数 (群数) 戸 (群)	引受頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	再保険料 円	国庫負担額 円	交付金 円
包 括 共 済	搾乳牛							
	育成乳牛							
	繁殖用雌牛							
	育成・肥育牛							
	繁殖用雌馬							
	育成・肥育馬							
	種豚							
	肉豚 (特定肉豚)							
	肉豚 (群単位肉豚) ()							
計								
個 別 共 済	乳用種雄牛							
	肉用種雄牛							
	種雄馬							
	計							
合計								

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、追加(特定肉豚のみ)、短期)ごと、短期月数ごと、保険割合ごと、事故除外区分ごと、分納判定ごと、変更区分*ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、共済価額、共済金額、保険金額、再保険金額、経過総保険金額、通常責任保険金額、共済掛金計、国庫負担額、保険料、再保険料、政府再保険料、交付金、換算共済掛金、換算保険料、換算政府再保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10 当初	当初の引受内容
(注)特定肉豚の共済金額が増額された場合は、「引受区分」を「追加」とし、「変更区分」を「当初」とする。	

家畜共済引受集計通知書(疾病傷害共済)

第 令和 年 月 号
令 和 年 月 日

農林水産大臣 殿

農業共済組合連合会会長理事

年 月分家畜共済引受結果を下記のとおり通知します。

		農家数 戸	引受頭数 頭	支払限度額 千円	共済金額 円	再保険料 円	国庫負担額 円	交付金 円
包括共済	乳用牛							
	肉用牛							
	一般馬							
	種豚							
	計							
個別共済	乳用種種雄牛							
	肉用種種雄牛							
	種雄馬							
	計							
合計								

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、短期)ごと、短期月数ごと、保険割合ごと、保険関係ごと、分納判定ごと、変更区分[※]ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、引受価額、支払限度額、共済金額、保険金額、再保険金額、経過総保険金額、通常責任保険金額、共済掛金1号、共済掛金2号、共済掛金計、国庫負担額、保険料、再保険料、政府再保険料、交付金、換算共済掛金1号、換算共済掛金2号、換算共済掛金計、換算保険料、換算政府再保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10 当初	当初の引受内容
-------	---------

家畜共済変更引受集計通知書(死亡廃用共済)

第 年 月 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

農業共済組合連合会会長理事

年 月分家畜共済引受けに変更があったので、下記のとおり通知します。

		農家数 (群数) 戸 (群)	引受頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	再保険料 円	国庫負担額 円	交付金 円
包括共済	搾乳牛	変更分						
		変更後						
	育成乳牛	変更分						
		変更後						
	繁殖用雌牛	変更分						
		変更後						
	育成・肥育牛	変更分						
		変更後						
	繁殖用雌馬	変更分						
		変更後						
	育成・肥育馬	変更分						
		変更後						
	種豚	変更分						
		変更後						
肉豚 (特定肉豚)	変更分							
	変更後							
肉豚 (群単位肉豚)	変更分 ()							
	変更後 ()							
計	変更分							
	変更後							
個別共済	乳用種雄牛	変更分						
		変更後						
	肉用種雄牛	変更分						
		変更後						
	種雄馬	変更分						
		変更後						
計	変更分							
	変更後							
合計	変更分							
	変更後							

(注意)

- 1 本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、追加(特定肉豚のみ)、短期)ごと、短期月数ごと、保険割合ごと、事故除外区分ごと、分納判定ごと、変更区分[※]ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、共済価額、共済金額、保険金額、再保険金額、経過総保険金額、通常責任保険金額、共済掛金計、国庫負担額、保険料、再保険料、政府再保険料、交付金、換算共済掛金、換算保険料、換算政府再保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10	当初	当初の引受内容
20	変更後	期中変更及び引受終了による変更後の引受内容
21	期中変更分	中に共済金額の変更があった場合の変更分(農家数は変更農家数、金額は変更後と変更前の差額。)
22	引受終了分	中に共済関係の解除等により共済関係が終了した場合の変更分(同上。)
23	うち収入保険	引受終了分のうち収入保険移行分
30	期末調整後確定	期末調整完了後(確定)の引受内容
31	期末調整分	期末調整による変更分(農家数は変更農家数、金額は変更後と変更前の差額。)

(注) 期末調整が完了した引受年月に係る「変更区分」が「期末調整後確定」のデータについて、肉豚及び個別共済は当該引受年月の「引受区分」が「当初」のときの数値と同じ数値で作成する。

- 2 この通知書は、変更のあった共済掛金期間の当初引受けをした年月ごとに作成するものとする。
- 3 変更後欄は変更を行った後の値を記入し、変更分欄は変更前と変更後の値の差を記入するものとする。
なお、変更がないものは変更分に「0」を記入し、変更後欄には前回の数値を記入する。

家畜共済変更引受集計通知書(疾病傷害共済)

第 令和 年 月 号
日

農林水産大臣 殿

農業共済組合連合会会長理事

年 月分家畜共済引受けに変更があったので、下記のとおり通知します。

		農家数 戸	引受頭数 頭	支払限度額 千円	共済金額 円	再保険料 円	国庫負担額 円	交付金 円
包 括 共 済	乳用牛	変更分						
		変更後						
	肉用牛	変更分						
		変更後						
	一般馬	変更分						
		変更後						
	種豚	変更分						
		変更後						
計	変更分							
	変更後							
個 別 共 済	乳用種種雄牛	変更分						
		変更後						
	肉用種種雄牛	変更分						
		変更後						
	種雄馬	変更分						
		変更後						
	計	変更分						
		変更後						
合計	変更分							
	変更後							

(注意)

- 1 本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、短期)ごと、短期月数ごと、保険割合ごと、保険関係ごと、分納判定ごと、変更区分[※]ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、引受価額、支払限度額、共済金額、保険金額、再保険金額、経過総保険金額、通常責任保険金額、共済掛金1号、共済掛金2号、共済掛金計、国庫負担額、保険料、再保険料、政府再保険料、交付金、換算共済掛金1号、換算共済掛金2号、換算共済掛金計、換算保険料、換算政府再保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10 当初	当初の引受内容
20 変更後	期中変更及び引受終了による変更後の引受内容
21 期中変更分	期中に共済金額の変更があった場合の変更分(農家数は変更数、金額は変更後と変更前の差額。)
22 引受終了分	期中に共済関係の解除等により共済関係が終了した場合の変更分(同上。)

- 2 この通知書は、変更のあった共済掛金期間の当初引受けをした年月ごとに作成するものとする。
- 3 変更後欄は変更を行った後の値を記入し、変更分欄は変更前と変更後の値の差を記入するものとする。
なお、変更がないものは変更分に「0」を記入し、変更後欄には前回の数値を記入する。

家畜共済引受通知書(死亡廃用共済)

第 〇 年 〇 月 〇 日
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農業共済組合組合長理事
(全国農業共済組合連合会会長理事)

年 月分家畜共済引受結果を下記のとおり通知します。

		農家数 (群数) 戸 (群)	引受頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	保険料 円	国庫負担額 円	交付金 円
包 括 共 済	搾乳牛							
	育成乳牛							
	繁殖用雌牛							
	育成・肥育牛							
	繁殖用雌馬							
	育成・肥育馬							
	種豚							
	肉豚 (特定肉豚)							
	肉豚 (群単位肉豚) ()							
	計							
個 別 共 済	乳用種種雄牛							
	肉用種種雄牛							
	種雄馬							
	計							
合計								

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、追加(特定肉豚のみ)、短期)ごと、短期月数ごと、事故除外区分ごと、分納判定ごと、変更区分[※]ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、共済価額、共済金額、保険金額、経過総共済金額、通常責任共済金額、共済掛金計、国庫負担額、保険料、政府保険料、交付金、換算共済掛金、換算政府保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10 当初	当初の引受内容
-------	---------

(注) 特定肉豚の共済金額が増額された場合は、「引受区分」を「追加」とし、「変更区分」を「当初」とする。

家畜共済引受通知書(疾病傷害共済)

第 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農業共済組合組合長理事
(全国農業共済組合連合会会長理事)

年 月分家畜共済引受結果を下記のとおり通知します。

		農家数 戸	引受頭数 頭	支払限度額 千円	共済金額 円	保険料 円	国庫負担額 円	交付金 円
包括共済	乳用牛							
	肉用牛							
	一般馬							
	種豚							
	計							
個別共済	乳用種雄牛							
	肉用種雄牛							
	種雄馬							
	計							
合計								

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、短期)ごと、短期月数ごと、保険関係ごと、分納判定ごと、変更区分*ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、引受価額、支払限度額、共済金額、保険金額、経過総共済金額、通常責任共済金額、共済掛金1号、共済掛金2号、共済掛金計、国庫負担額、保険料、政府保険料、交付金、換算共済掛金1号、換算共済掛金2号、換算共済掛金計、換算政府保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10 当初	当初の引受内容
-------	---------

家畜共済変更引受通知書(死亡廃用共済)

第 〇 〇 号
令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日

農林水産大臣 殿

〇〇農業共済組合組合長理事
(全国農業共済組合連合会会長理事)

年 月分家畜共済引受けに変更があったので、下記のとおり通知します。

		農家数 (群数) 戸 (群)	引受頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	保険料 円	国庫負担額 円	交付金 円
包 括 共 済	搾乳牛	変更分						
		変更後						
	育成乳牛	変更分						
		変更後						
	繁殖用雌牛	変更分						
		変更後						
	育成・肥育牛	変更分						
		変更後						
	繁殖用雌馬	変更分						
		変更後						
	育成・肥育馬	変更分						
		変更後						
	種豚	変更分						
		変更後						
肉豚 (特定肉豚)	変更分							
	変更後							
肉豚 (群単位肉豚)	変更分 ()							
	変更後 ()							
計	変更分							
	変更後							
個 別 共 済	乳用種雄牛	変更分						
		変更後						
	肉用種雄牛	変更分						
		変更後						
	種雄馬	変更分						
		変更後						
	計	変更分						
		変更後						
合計	変更分							
	変更後							

(注意)

- 1 本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、追加(特定肉豚のみ)、短期)ごと、短期月数ごと、事故除外区分ごと、分納判定ごと、変更区分[※]ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、共済価額、共済金額、保険金額、経過総共済金額、通常責任共済金額、共済掛金計、国庫負担額、保険料、政府保険料、交付金、換算共済掛金、換算政府保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10	当初	当初の引受内容
20	変更後	期中変更及び引受終了による変更後の引受内容
21	期中変更分	期中に共済金額の変更があった場合の変更分(農家数は変更農家数、金額は変更後と変更前の差額。)
22	引受終了分	期中に共済関係の解除等により共済関係が終了した場合の変更分(同上。)
23	うち収入保険	引受終了分のうち収入保険移行分
30	期末調整後確定	期末調整完了後(確定)の引受内容
31	期末調整分	期末調整による変更分(農家数は変更農家数、金額は変更後と変更前の差額。)

(注) 期末調整が完了した引受年月に係る「変更区分」が「期末調整後確定」のデータについて、肉豚及び個別共済は当該引受年月の「引受区分」が「当初」のときの数値と同じ数値で作成する。

- 2 この通知書は、変更のあった共済掛金期間の当初引受けをした年月ごとに作成するものとする。
- 3 変更後欄は変更を行った後の値を記入し、変更分欄は変更前と変更後の値の差を記入するものとする。
なお、変更がないものは変更分に「0」を記入し、変更後欄には前回の数値を記入する。

家畜共済変更引受通知書(疾病傷害共済)

第 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農業共済組合組合長理事
(全国農業共済組合連合会会長理事)

年 月分家畜共済引受けに変更があったので、下記のとおり通知します。

		農家数 戸	引受頭数 頭	支払限度額 千円	共済金額 円	保険料 円	国庫負担額 円	交付金 円
包括共済	乳用牛	変更分						
		変更後						
	肉用牛	変更分						
		変更後						
	一般馬	変更分						
		変更後						
	種豚	変更分						
		変更後						
計	変更分							
	変更後							
個別共済	乳用種種雄牛	変更分						
		変更後						
	肉用種種雄牛	変更分						
		変更後						
	種雄馬	変更分						
		変更後						
	計	変更分						
		変更後						
合計	変更分							
	変更後							

(注意)

- 1 本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。
なお、項目中「換算」とあるのは、短期引受について一般引受とした場合の金額とする。

都道府県番号ごと、組合等番号ごと、引受年月ごと、共済掛金区分ごと、料率地域番号ごと、危険段階区分ごと、引受区分(一般、短期)ごと、短期月数ごと、保険関係ごと、分納判定ごと、変更区分*ごと及び変更年月ごとの農家数、引受頭数、引受価額、支払限度額、共済金額、保険金額、経過総共済金額、通常責任共済金額、共済掛金1号、共済掛金2号、共済掛金計、国庫負担額、保険料、政府保険料、交付金、換算共済掛金1号、換算共済掛金2号、換算共済掛金計、換算政府保険料、引受年度及び処理年月日。

※ 変更区分は次のとおりとする。

10 当初	当初の引受内容
20 変更後	期中変更及び引受終了による変更後の引受内容
21 期中変更分	期中に共済金額の変更があった場合の変更分(農家数は変更数、金額は変更後と変更前の差額。)
22 引受終了分	期中に共済関係の解除等により共済関係が終了した場合の変更分(同上。)

- 2 この通知書は、変更のあった共済掛金期間の当初引受けをした年月ごとに作成するものとする。
- 3 変更後欄は変更を行った後の値を記入し、変更分欄は変更前と変更後の値の差を記入するものとする。
なお、変更がないものは変更分に「0」を記入し、変更後欄には前回の数値を記入する。

事故関係
様式例 8

共 済 事 故 発 生 簿

通知年月日	地区名	組合員等 氏 名	家畜の種類	組合員等コード、 個体識別番号等	事故の種類	事故の状況	発病年月日	診療担当 獣医師名	通知方法	受付者	備考
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						
			牛・馬・豚		死・斃・病						

(注意)

- 1 「組合員等コード、個体識別番号等」欄については、個体識別番号が不明なときは名号等を聞いて記入しておき、後で番号を照合して記入する。
- 2 「事故の状況」欄には、罹患畜の状況、例えば「今朝から下痢」等と記入する。
- 3 「通知方法」欄には、例えば「電話」「口頭」「はがき」等と記入する。
- 4 「受付者」欄には、通知を受けた者の氏名を記入する。
- 5 「備考」欄には、転帰の日等を記入する。
- 6 特定組合においては、「(市町村)」、組合員「等」の不用文字を抹消する。

様式例 9

死廃事故診断書(検案書)						番 号	
						受付年月日	
組合員等住所氏名							
共 済 関 係	包 括 ・ 個 別		包 括 共 済 家 畜 区 分				事 故 除 外 区 分
組 合 等 コード			組 合 員 等 コード				個 体 識 別 番 号 等
生 年 月 日		品 種		性		用 途	搾 乳 ・ 繁 殖 ・ 育 成 ・ 肥 育
毛 色 特 徴				発 病 の 原 因 、 そ の 発 生 時 点 (待 期 間 中 の 事 故 の 場 合)			
病 傷 名	(1)		診 療 回 数	回		転 帰	死 法 廃
	(2)			回			
発 病 年 月 日		初 診 年 月 日		終 診 年 月 日		転 帰 年 月 日	
稟 告							
現 症 及 び 経 過 (検 案 内 容)							
予 後							
上記のとおり診断(検案)する。							
令和 年 月 日							
住所(所属)				獣医師氏名			

(注意)

- 1 「番号」欄には、組合等が診断書整理番号（他と重複のしない番号）を記入する。
- 2 「受付年月日」欄には、組合等が診断書を組合等で受け付けた年月日を記入する。
- 3 「組合等コード」、「組合員等コード」の各欄は加入証から転記し、「個体識別番号等」、「包括共済家畜区分」、「事故除外区分」、「生年月日」、「品種」、「毛色特徴」の各欄は、当該家畜及び組合員等への聞き取りに基づき記入する。
なお、「個体識別番号等」については、個体識別番号のない家畜にあつては名号など個体の特定に資する情報を記載する。
- 4 「性」欄には、雄、雌、去勢の別を記入する。
- 5 「用途」欄には、搾乳、繁殖、育成又は肥育のうち該当する文字に○を付す。牛の胎児及び出生子牛の場合には記入不要。
- 6 「発病の原因、その発生時点（待期間中の事故の場合）」欄には、獣医師が稟告と自分の診断結果とを総合して発病の原因と判断した事項を具体的かつ簡明に記入する。また、待期間の適否の判断のため、発病の原因の発生時点が明らかな場合は、当該発生時点を記入する。
- 7 「病傷名」欄には、単一の疾患によるものである場合は（1）に該当疾患の病名を記入する。複数の病態（合併症、継発症）によるものである場合には、担当獣医師が支配的と診断した疾患の病名を第一病名として（1）に記入し、合併症又は継発症を第二病名として（2）に記入する。
また、家畜共済事故病類別表で小分類まで設定されている疾病については、診断により小分類まで確定された場合には該当する小分類の項目を、確定できなかった場合は小分類の「その他」を（ ）を付して、病傷名に付記する。
- 8 「診療回数」欄及び「発病、初診、終診及び転帰年月日」欄には、7病傷名欄の（1）及び（2）ごとに、その回数及び年月日を記入する。転帰年月日は死亡又は廃用事故となった年月日を記入する。
- 9 「転帰」欄は、該当文字に○印をする。
- 10 「稟告」欄には、獣医師が求診された時に、罹患畜について、既往症、発病から初診に至るまでの状況及び経過、畜主のとした処置等について、聴取した事項を記入する。
- 11 「現症及び経過（検案内容）」欄には、診療日ごとの主な症状及び処置の概要、特に最終診療時の症状を詳細に記入する。検案については、その病名についての独特な病状及び状態を記入する。特に牛の胎児の場合は、死産に至った病因についても可能な限り記入する。
- 12 「予後」については、不良と診断した理由を具体的に記入する。
- 13 「年月日、住所（所属）、獣医師氏名」については、作成年月日及び獣医師の住所又は所属並びに獣医師の氏名を記入する。
- 14 特定組合等においては、組合員「等」、組合「等」の不要文字を抹消する。

(注) (1) 診断、検案の別に不用文字を抹消する。

(2) 特定事故については組合等が（特）と記入する。

(3) 死廃事故診断書と病傷事故診断書を兼ねて作成する場合は、「病傷事故診断書」（様式例 12）の（注）によるものとする。

様式例10-1

死 廃 事 故 認 定 書						番 号	
						受付年月日	
組合員等住所氏名							
共済関係	包括・個別	包括共済 家畜区分		事故除外区分		支払限度 適用除外区分	
組合等 コード		組合員等 コード		個体識別番号等			
生年月日		性		品 種		用 途	搾乳・繁殖・育成・肥育
毛色特徴				責 任 開 始 年 月 日		認 定 年 月 日	
				発 病 年 月 日		待 期 間 区 分	待・待除
				転 帰 年 月 日		転 帰	死・法 廃()号
共済事故に至るまでの状況及び共済事故と認定した根拠							
事 故 家 畜 の 価 額				組 合 等 へ の 通 知	有・無		
残 存 物 価 額 又 は 評 価 額				連 合 会 へ の 通 知	有・無		
手 当 金 ・ 補 償 金 等				管 理 損 防 義 務 違 反	有・無		
売 渡 先 へ の 返 還 金				事 故 家 畜 処 理 状 況			
残存物価額又は評価額を認定した根拠							
現地確認を行った者 令和 年 月 日 農業共済組合 氏名							
上記のとおり共済事故と認定する。 令和 年 月 日 農業共済組合連合会獣医師氏名							

(注意)

- 1 死廃事故診断書と同様な事項欄については、死廃事故診断書に準ずる。
- 2 「包括共済家畜区分」欄については、生年月日、性別、品種及び用途から鑑み、該当する包括共済家畜区分を記入する。
- 3 「転帰」欄については、該当文字に○印を付し、廃用の場合は（ ）内に農業保険法施行規則第 49 条の該当号数を記入する。
- 4 「共済事故に至るまでの状況及び共済事故と認定した根拠」欄には、事故に至るまでの罹患畜の状況及び畜主又は獣医師のとした処置の大要を記入する。
 - (1) 牛伝染性リンパ腫又は BSE に係る廃用事故であって、と畜場で牛伝染性リンパ腫又は BSE と診断されたものは、組合員等が第 3 章第 1 節第 2 款 2 (4) のと畜後廃用関係書類を受け取った日を記入する。
 - (2) 牛伝染性リンパ腫又は BSE に係る廃用事故であって、譲渡した後にと畜場以外の場所で牛伝染性リンパ腫又は BSE と診断されたものは、組合員等が第 3 章第 1 節第 2 款 2 (5) の廃用関係書類を受け取った日を記入する。
 - (3) 牛伝染性リンパ腫による死廃事故については、共済事故に至るまでの状況及び共済事故と認定した根拠の他、第 1 章第 15 節第 1 款 2 (1) ア (ア) に掲げる牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置の確認結果を記入する。
 - (4) 「責任開始年月日」欄には、当該事故家畜について家畜共済に係る共済責任の始まった日を記入する。ただし、共済掛金期間開始日の 14 日前以前に家畜共済に係る共済責任が始まっている場合は、共済責任の始まった日に代えて、共済掛金期間開始日の 14 日前の日を記入してもよい。
 - (5) 「待期間区分」欄には、待期間内に発生した共済事故であって免責となるものには「待」に○を付し、免責とならないものには「待除」に○を付す。なお、「待除」に○を付した場合は、その理由を「共済事故に至るまでの状況及び共済事故と認定した根拠」欄に簡潔に記入する。
- 5 「事故家畜の価額」欄には、包括共済家畜区分が育成乳牛、育成・肥育牛又は育成・肥育馬のいずれかである場合は死亡日又は廃用事故の要件を満たした日における評価額を記入し、それ以外の事故家畜である場合は当該事故家畜の加入時又は期首における評価額を記入する。
- 6 「残存物価額又は評価額」欄には、第 1 章第 12 節第 1 款 5 により肉皮等残存物価額、廃用家畜の売渡価格又は再評価売渡価額の金額を記入する。ただし、肉皮等残存物価額、廃用家畜の売渡価格又は再評価売渡価額に代えて基準額を用いた場合は、当該基準額を記入する。
- 7 「手当金・補償金等」欄には、家畜伝染病予防法の規定による手当金の額を記入する。その他補償金、賠償金等がある場合には、その額及び理由を記入する。
- 8 「売渡先への返還金」欄には、組合員等が家畜商等へ譲渡した牛が牛伝染性リンパ腫又は BSE と診断されたことで、組合員等が売渡額の一部又は全部を

家畜商等へ返還又は賠償した場合の当該金額を記入する。

- 9 「組合等への通知」及び「連合会への通知」欄は、事故発生通知の有無により、該当文字に○印を付する。
- 10 「管理損防義務違反」欄は、通常の飼養管理、損害防止義務に違反した事実の有無により、該当文字に○印を付する。
- 11 「事故家畜処理状況」欄には、売却（埋却）年月日、利用の程度（例えば廃棄処分された部分）等を記入する。
- 12 「残存物価額又は評価額を認定した根拠」欄については、第1章第12節第1款5により枝肉で販売した場合は控除した処理経費の額、生体で取引した場合は基準とした市場価額、事故家畜の体重あるいは病傷により低下した価額等、廃用家畜の残存物価額又は評価額を認定した根拠を記入する。
ただし、事故家畜の枝肉価額、売渡価額又は再評価売渡価額に代えて基準額を用いた場合は、当該基準額の算定に用いた基準単価、枝肉重量又は事故家畜の体重及び処理経費を記入する。
- 13 獣医職員以外の職員が廃用事故の確認を現地において行った場合は、「農業共済組合連合会獣医師」を「農業共済組合連合会」に改める。
- 14 特定組合においては、組合員「等」、組合「等」、農業共済組合「連合会」獣医師名の不要文字を抹消する。
「組合等への通知」欄及び「連合会への通知」欄はそれぞれ「支所等への通知」及び「組合への通知」に改める。
(注) 特定事故については（特）と記載する。

様式例10-2

死 廃 事 故 認 定 書 (牛の胎児及び出生子牛用)				番 号	
				受付年月日	
組合員等住所 氏名					
包括共済 家畜区分		事故除外 区 分		支 払 限 度 適用除外区分	
組 合 等 コ ー ド		組 合 員 等 コ ー ド		個 体 識 別 番 号 等	
生 年 月 日		性		品 種	
毛色特徴				責 任 開 始 年 月 日	母牛の責任 開始年月日
現 地 確 認 年 月 日				発 病 年 月 日	待 期 間 区 分 待・待除
確 認 場 所				転 帰 年 月 日	転 帰 死・法 廃()号
確 認 方 法		確 認 内 容			
1 授精(種付・移植)証明書 (添付:有・無)		最終授精(種付・ 移植)年月日	授精(種付・移植) 証明書番号		授 精 者 氏 名
2 家畜人工授精簿(種付台帳) (写しの添付:有・無)					
3 妊 娠 鑑 定 書 (写しの添付:有・無)		妊 娠 鑑 定 年 月 日		妊 娠 鑑 定 獣 医 師 氏 名	
胎児(又は出生子牛)の 授 精 等 後 の 日 数			認 定 年 月 日		
共済事故に至るまでの状況及び共済事故と認定した根拠(死産及び母牛の死廃事故に伴う死亡の場合は母牛の状況)					
事 故 家 畜 の 価 額				組 合 等 へ の 通 知	有・無
残 存 物 価 額 又 は 評 価 額				連 合 会 へ の 通 知	有・無
手 当 金 ・ 補 償 金 等				管 理 損 防 義 務 違 反	有・無
売 渡 先 へ の 返 還 金				事 故 家 畜 処 理 状 況	
残存物価額又は評価額を認定した根拠					
現 地 確 認 を 行 っ た 者 令和 年 月 日 農業共済組合 氏名					
上 記 の と お り 共 済 事 故 と 認 定 す る。 令和 年 月 日 農業共済組合連合会獣医師氏名					

(注意)

- 1 死産事故認定書（牛の胎児及び出生子牛以外の家畜用）と同様な事項欄については、当該認定書に準ずる。また、本様式の項目を網羅すれば、死産事故認定書（牛の胎児及び出生子牛以外の家畜用）と併せた様式にしても差し支えない。
- 2 「確認方法」欄は、該当する番号及び字句を○で囲む（該当の書類又は写しがある場合には添付する。）。
- 3 「確認内容」欄は、2の該当書類で項目を確認し転記する。
 - (1) 「最終授精（種付・移植）年月日」欄については、家畜人工授精簿（種付台帳）より転記する場合は当該胎児又は子牛に係る授精等の年月日、つまり、最終授精等の年月日であることに留意すること。
 - (2) 「授精者氏名」欄には、最終授精等を行った家畜人工授精師（獣医師、種畜の飼養者）の氏名を記入する。
- 4 「胎児（又は出生子牛）の授精等後の日数」欄には、最終授精等の日を第1日とした死亡事故日までの日数を記入する。
- 5 共済事故に至るまでの状況（死産及び母牛の死産事故に伴う死亡の場合は母牛の状況）」欄には、組合員等から聞き取り等により記入し、死亡廃用共済に付されている牛の胎児の母牛が死亡廃用共済に付されていない場合又は共済事故の一部を除外している場合にあっては、その旨も記入する。また、牛伝染性リンパ腫による共済事故については、共済事故に至るまでの状況に、共済事故と確認した根拠の他、第1章第15節第1款2（1）ア（ア）に掲げる牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置の確認結果を記入する。

様式例11

現 地 確 認 書 (肉豚用)			
		番 号	
		受付年月日	
組 合 員 等 名		(肉豚の健康状態) (引受) (事故)	
確 認 年 月 日	年 月 日		
確 認 者 氏 名			
共 済 関 係	特定 群単位		
事 故 除 外 区 分			
死 廃 限 度 適 用 除 外 区 分			
用 務	引 受 確 認 事 故 確 認		
確 認 頭 数	引受 頭 事故 頭		
事 故 の 確 認 事 項	発 病 年 月 日	年 月 日	(事故豚の体重・体長等)
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
	事 故 豚 の 処 理 状 況		
	連 合 会 へ の 通 知 年 月 日	年 月 日	

(注意)

- 1 特定肉豚の死亡事故について、第4章第3節第2款1 (特定組合においては同節第3款)の規定により画像において確認した場合(以下、当該方法により行った死亡事故の確認を「画像確認」という。)は、「現地確認書(肉豚用)」を「画像確認書(肉豚用)」に改める。
- 2 「番号」欄には、確認した順に一連番号を記入する。
- 3 「受付年月日」欄には、都道府県連合会が組合等から提出のあった年月日を記入する。
- 4 「確認年月日」欄には、引受け又は事故の確認を行った年月日を記入する。
- 5 「確認者氏名」欄には、引受け又は事故の確認を行った組合等職員の氏名を記入する。
- 6 「共済関係」欄には、該当する共済関係に○印を付する。

- 7 「事故除外欄」には、該当する記号を記入する。
- 8 「用務」欄には、該当する用務内容に○印を付する。
- 9 「確認頭数」欄には、確認した引受頭数又は事故頭数を記入する。特定肉豚について、第4章第1節第7款4(1)イに示す異動が生じたときは現地においてその確認頭数を記入する。
- 10 「肉豚の健康状態等」の欄には、引受確認においては引受けをする飼養群の肉豚について、事故確認においては同一豚舎内の他の肉豚についての健康状態を確認して記入する。ただし、特定肉豚の死亡事故の確認を画像確認により行った場合は、記入を省略する。
- 11 「事故の確認事項」欄
 - (1)「発病年月日」、「死亡年月日」及び「事故豚の処理状況」は、確認に立ち会った組合員等（特定肉豚の死亡事故の確認を画像確認により行った場合は、損害発生通知を行った組合員等）からの聞き取り等により記入する。
 - (2)「連合会への通知年月日」は、都道府県連合会に事故発生通知をした年月日を記入する。
- 12 「事故豚の体重・体長等」欄には、事故豚が加入豚であるか否か判定資料となる体重、体長等を記入する。また、施行令第17条の規定により死亡の一部を共済事故としない選択をしている場合の死亡事故については、必ず病傷名を記入する。
- 13 特定組合においては、組合員「等」の不要文字を抹消し、「連合会への通知」欄は削除する。

様式例12

病 傷 事 故 診 断 書					組合等整理番号		
					受付年月日		
					共済責任開始年月日		
組合員等住所氏名							
共済関係	包括・個別		包括共済家畜区分				
組合等コード			組合員等コード		個体識別番号等		
生年月日		性		品 種		用 途	搾乳・その他
毛色特徴							
病 傷 名	診 療 回 数	発病年月日	初診年月日	終 診 年 月 日	転帰年月日	転 帰	
(1)						治死 法廃中	
(2)							
稟告・発病の原因（待期間中の事故の場合は、原因の発生時点を記載）			最終分娩年月日	現在乳量	妊娠月数		
				kg/日	か月		
月 日	現 症 ・ 経 過	治 療 内 容	薬 価	点数（除薬価）			
				B		A	
		往診 km 遠隔診 分	円	点	点		
		往診 km 遠隔診 分	円	点	点		
		往診 km 遠隔診 分	円	点	点		
上記のとおり診断する。				計			
令和 年 月 日 住所(団体名) 嘱託 獣医師氏名 指定				点数合計			
				病傷事故診療費		円	
				自己負担金		円	
				1割自己負担金		円	
				その他自己負担金		円	
免責該当条項： 事業規程(条例)第 条 号 免責額 円				給付額		円	
				取扱者名 年月日			

(注意)

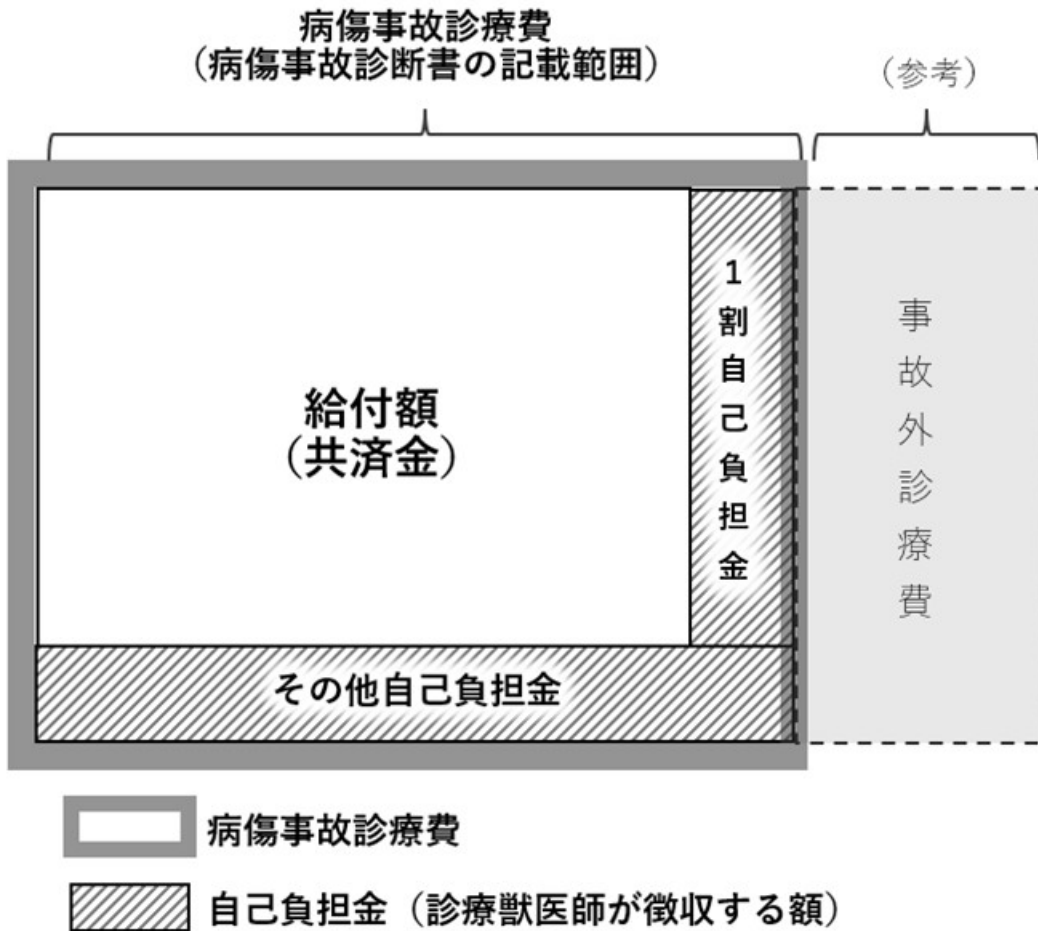
- 1 死傷事故診断書と同様な事項欄については、死傷事故診断書に準ずる。
- 2 「責任開始年月日」欄には、当該事故家畜について家畜共済に係る共済責任の始まった日を記入する。ただし、共済掛金期間開始日の14日前以前に家畜共済に係る共済責任が始まっている場合は、共済責任の始まった日に代えて共済掛金期間開始日の14日前の日を記入してもよい。
- 3 「現症・経過」欄には、症状の概要を一診療ごとに簡明に記入する。
- 4 「治療内容」、「薬価」及び「点数」欄には、行った診療に応じて、それぞれ並列して記入する。
 - (1) 「治療内容」欄には、往診キロ数又は遠隔診療を行った時間（分単位。なお、種別「遠隔診」の適用の有無に関わらず記載する。）、行った診療の種別、診療点数表に薬価基準表に基づく増点規定のある種別について医薬品を使用した場合には、その品名と使用量を記入する。感染症管理指導を行った場合は、管理内容を記載した文書を添付する。

組合員等が医薬品を提供した場合には、その旨を記入する。
 - (2) 「薬価」欄には、使用した医薬品の量に応じ薬価基準表によって計算された金額を記入する。
 - (3) 「点数（除薬価）」欄には、診療した種別ごとの診療点数を記入する。

「イ」の保険関係においては、A点数を記入する必要はない。
 - (4) 「計」欄には、薬価、B点数及びA点数をそれぞれ合計して記入する。
 - (5) 「点数合計」欄には、薬価の合計額を10円で除した数（小数点以下は四捨五入し、その除した数が1に満たない場合は切り上げて1とする。）をそれぞれB点数、A点数に加えた点数を記入する。
- 5 「病傷事故診療費」欄には、当該病傷事故に対する共済金の給付対象となる診療行為に要した費用として請求する総額を記入する。
- 6 「自己負担金」欄には、以下の7及び8の合計額を記入する。
- 7 「1割自己負担金」欄には、第1章第12節第4款の4に規定する1割自己負担金（「診療総点数×1点の価額」又は「診療その他の行為によって組合員等が負担した費用」の金額のうちいずれか低い方の額の1割）に相当する額を記入する。
- 8 「その他自己負担金」欄には、「診療総点数×1点の価額」を超えて組合員等が負担する費用の額を記入する。
- 9 「免責該当条項」欄には、免責に該当する場合は、事業規程等の該当条項及び免責額を組合員等が記入する。
- 10 「給付額」欄には、組合員等が家畜共済病傷事故記録の「支払共済金」欄から支払共済金の額を転記する。
- 11 「取扱者名、年月日」欄には、審査に当たった組合員等及び都道府県連合会の職員の氏名及び審査年月日を記入する。
- 12 特定組合員等においては、組合員「等」、組合「等」の不要文字を抹消する。

(注) 死傷事故診断書と兼ねて作成する場合には次の(1)から(3)までの方法による。

- (1) 標題の「病傷事故診断書」を「死廃・病傷事故診断（検案）書」に改める。
- (2) 死廃、病傷、診断、検案の別に不用文字を抹消する。
- (3) 現症・経過欄に「死廃事故診断書（検案書）（様式例9）」の注意の10及び11の内容を併せて記入する。



様式例 13

診療種別等通知書

氏名 様

診療家畜の個体識別番号等：

診療日 令和 年 月 日

種別等		治療に用いた動物用医薬品等の品名
第1 診察料	<input type="checkbox"/>	
第2 薬治料	<input type="checkbox"/>	
第3 文書料	<input type="checkbox"/>	
第4 検査料	<input type="checkbox"/>	
第5 注射料	<input type="checkbox"/>	
第6 処置料	<input type="checkbox"/>	
第7 指導料	<input type="checkbox"/>	
第8 手術料	<input type="checkbox"/>	
第9 入院料	<input type="checkbox"/>	

(該当する種別等についてチェックする：)

発行日 令和 年 月 日

住所 (団体名)

獣医師名

- 1 種別等の欄は具体的な診療行為の記載をもってチェックに代えることができる。
- 2 第1章第23節の農業共済団体等家畜診療所運営規則(例)の事故外診療等通知書と兼ねることも差し支えないが、その場合は病傷事故外診療費等の内容及び料金の記入欄を設けること。

様式例14

家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状(届・変更届)

〇〇農業共済組合組合長理事
(〇〇市町村長又は全国農業共済組合連
合会会長理事)

殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

私は、下記の本組合(市町村)指定獣医師が行った家畜共済加入家畜の病傷事故に係る共済金の受領を同獣医師の承諾の下、同獣医師に委任します。また、組合等が委任の事実を同獣医師に伝えることについて承諾します。

記

- 1 指定獣医師 氏名:
- 2 委任する期間:

【注意事項】

病傷事故共済金の支払額の確定には1割自己負担金の請求又は支払の事実を要します。自己負担について、組合等が領収書等をもって確認する場合がありますので、大切に保存してください。

(注意)

特定組合においては、「(市町村長)」、「(市町村)」の不要文字を抹消する。

令和 年 月 日
 年 月 家 畜 共 済 保 険 金 請 求 書 (死 産 事 故)

農業共済組合連合会会長理事 殿

令和 年 月 日

金 円 也

農業共済組合組合長理事
 (市町村長)

上記の家畜共済保険金を支払われたいく関係書類等を添えて請求します。

<内訳>

共 済 関 係	頭 数	死 亡 頭 数							請 求 保 険 金 円	事 故 の 月 年 月 ~ 年 月
		法 令 殺 頭	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号		
搾 乳 牛										
育 成 乳 牛 (成 牛)										
育 成 乳 牛 (子 牛 等)										
繁 殖 用 雌 牛										
育 成 ・ 肥 育 牛 (成 牛)										
育 成 ・ 肥 育 牛 (子 牛 等)										
繁 殖 用 雌 馬										
育 成 ・ 肥 育 馬										
種 豚										
特 定 肉 豚										
群 単 位 肉 豚										
計										
乳 用 種 種 雄 牛										
肉 用 種 種 雄 牛										
種 種 雄 馬										
計										
合 計										

個 別 共 済
 包 括 共 済

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。

都道府県番号、共済掛金区分、事故時区分（子牛等又は成牛）、事故年月、病名コード、組合等番号、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、保険割合、農家コード、認定書番号（群肉豚の時は群番号）、転帰事由、廃用号数、評価額、待期間、免責額、共済金、処理年月日

年 月 家 畜 共 済 保 険 金 請 求 書 (病傷事故)

令和 年 月 日

農業共済組合連合会会長理事 殿

金 _____ 円也

農業共済組合組合長理事
(市町村長)

上記の家畜共済保険金を支払われたく関係書類等を添えて請求します。

<内訳>

共 済 関 係	件 数	病 類 別 内 訳													請 求 保 険 金 円	事 故 の 月 年月～年月									
		循	血	呼	消	尿	生	乳	妊	新	神	感	内	運			皮	中	ウ	細	寄	外			
乳 (成牛)																									
乳 (子牛)																									
肉 (成牛)																									
肉 (子牛)																									
一 般 馬																									
種 豚																									
計																									
乳 用 種 雄 牛																									
肉 用 種 雄 牛																									
種 雄 馬																									
計																									
合 計																									

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。

都道府県番号、共済掛金区分、事故時区分（子牛又は成牛）、転帰年月、病名コード、組合等番号、保険割合、保険関係、農家コード、診断書番号、待期間、診療回数、B点数、A点数、薬価点数、免責額、共済金、処理年月日

年度 月 家畜共済連合会損害発生通知書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

農業共済組合連合会会長理事

以下のとおり、損害発生状況について関係書類を添えて通知します。

通知項目	家		畜		共 済		
	死亡	廃用	共用	共済	疾病	傷害	共済
支払農家数				戸			戸
事故頭数又は事故件数				頭			件
共済金			円				円
保険金			円				円

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の明細ごとに定める項目について添付データとして送信又は送付するものとする。

① 死廃損害発生通知明細（集計1）

都道府県番号、通知年月、組合等番号、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、保険割合、共済掛金区分、事故時区分（子牛等又は成牛）、転帰年月、転帰事由、廃用号数、頭数、共済金、保険金、処理年月日

② 死廃損害発生通知明細（集計2）

都道府県番号、通知年月、組合等番号、共済掛金区分、事故時区分（子牛等又は成牛）、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、転帰年月、転帰事由、病名コード、頭数、手当金、補償金、共済金、保険金、処理年月日

③ 病傷損害発生通知明細（集計）

都道府県番号、通知年月、組合等番号、保険割合、保険関係、共済掛金区分、事故時区分（子牛又は成牛）、転帰年月、病名コード、件数、B総点数、A総点数、免責額、共済金、保険金、処理年月日

年度 月 家畜共済特定組合等損害発生通知書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農業共済組合組合長理事
(全国農業共済組合連合会会長理事)

以下のとおり、損害発生状況について関係書類を添えて通知します。

通知項目	家		畜		共		済	
	死亡	廃用	死亡	廃用	疾病	傷害	共済	
支払農家数							戸	
事故頭数又は事故件数							件	
共済金							円	

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の明細ごとに定める項目について添付データとして送信又は送付するものとする。

① 死廃損害発生通知明細（集計1）

都道府県番号、通知年月、組合等番号、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、保険割合、共済掛金区分、事故時区分（子牛等又は成牛）、転帰年月、転帰事由、廃用号数、頭数、共済金、保険金、処理年月日

② 死廃損害発生通知明細（集計2）

都道府県番号、通知年月、組合等番号、共済掛金区分、事故時区分（子牛等又は成牛）、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、転帰年月、転帰事由、病名コード、頭数、手当金、補償金、共済金、保険金、処理年月日

③ 病傷損害発生通知明細（集計）

都道府県番号、通知年月、組合等番号、保険割合、保険関係、共済掛金区分、事故時区分（子牛又は成牛）、転帰年月、病名コード、件数、B総点数、A総点数、免責額、共済金、保険金、処理年月日

様式23

年 月請求

家畜共済死産事故共済金支払通知書

令和 年 月 日

〒		様
	()	

死産事故の共済金を下記のとおり支払いましたので、お知らせいたします。
 なお、口座振替分については、令和 年 月 日に支払いました。

〇〇農業共済組合組合長理事
 (〇〇市町村長又は全国農業共済組
 合連合会会長理事)

記

年度	共済関係	個体識別番号等	母牛個体識別番号 個体番号	病 傷 名	転帰 事由	事故年月日	共 済 金	備 考
							円	
合 計								

年 月請求 家畜共済病傷事故共済金支払通知書 令和 年 月 日

〒	様
()	

病傷事故の共済金を下記のとおり支払いましたので、お知らせいたします。
 なお、口座振替分については、令和 年 月 日に支払いました。

〇〇農業共済組合組合長理事
 (〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事)

記

年度	共済関係	個体識別番号等	病傷名	転帰年月日	共済金	備考
		母牛個体識別番号				
件数			合計			

家畜共済病傷事故共済金振込通知書(代理受領用)

令和 年 月 日

殿

〇〇農業共済組合組合長理事
(〇〇市町村長又は全国農業共済組
合連合会会長理事)

貴殿が代理受領を委任されている病傷事故共済金を下記のとおり貴殿の口座に振り込みましたので、お知らせいたします。

記

- | | | | |
|-----|--------|--------|-------|
| 1 | 振込額 | 金 | 円 |
| (1) | 病傷事故件数 | 件 | |
| (2) | 事故月 | 平成 年 月 | ～ 年 月 |
| 2 | 振込年月日 | 年 月 日 | |

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の項目について添付データとして送信又は送付するものとする。

都道府県番号、共済掛金区分、事故時区分、事故年月、病名コード、組合等番号、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、保険割合、農家コード、認定書番号（群肉豚の時は群番号）、転帰事由、廃用号数、評価額、待期間、免責額、共済金、処理年月日

年度連合会損害確定報告及び再保険金請求書

農林水産大臣 殿

令和 年 月 日

金 _____ 円也

農業共済組合連合会会長理事

以下のとおり、家畜共済の事故が確定したので関係書類を添えて報告します。
併せて、上記の家畜共済再保険金を支払われたく関係書類等を添えて請求します。

通知項目	家		共 済	
	家	畜	死亡 廃用 共済	疾病 傷害 共済
支払農家数			戸	戸
事故頭数又は事故件数			頭	件
共済金			円	円
保険金			円	円
経過総保険金額			円	
家畜通常責任保険金額			円	
再保険金(確定額)			円	
再保険金(受領済み額)			円	
再保険金(今回請求額)			円	

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の明細ごとに定める項目について添付データとして送信又は送付するものとする。

① 損害確定報告・再保険金請求書明細（死廃集計1）

都道府県番号、確定・請求年度、組合等番号、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、保険割合、共済掛金区分、事故時区分、転帰年月、転帰事由、廃用号数、頭数、共済金、保険金、処理年月日

② 損害確定報告・再保険金請求書明細（死廃集計2）

都道府県番号、確定・請求年度、組合等番号、共済掛金区分、事故時区分、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、転帰年月、転帰事由、病名コード、頭数、手当金、補償金等、共済金、保険金、処理年月日

年度特定組合等損害確定報告及び保険金請求書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

金 円也

〇〇農業共済組合組合長理事
(全国農業共済組合連合会会長理事)

以下のとおり、家畜共済の事故が確定したので関係書類を添えて報告します。
併せて、上記の家畜共済保険金を支払われたいく関係書類等を添えて請求します。

通知項目	家		畜		共		済	
	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用	死亡	廃用
支払農家数					戸			戸
事故頭数又は事故件数					頭			件
共済金			円		円			円
経過総共済金額			円					
家畜通常責任共済金額			円					
保険金(確定額)			円					
保険金(受領済み額)			円					
保険金(今回請求額)			円					

(注意)

本通知書の提出に当たっては、以下の明細ごとに定める項目について添付データとして送信又は送付するものとする。

① 損害確定報告・再保険金請求書明細（死廃集計1）

都道府県番号、確定・請求年度、組合等番号、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、保険割合、共済掛金区分、事故時区分、転帰年月、転帰事由、廃用号数、頭数、共済金、保険金、処理年月日

② 損害確定報告・再保険金請求書明細（死廃集計2）

都道府県番号、確定・請求年度、組合等番号、共済掛金区分、事故時区分、事故除外、特定事故、死廃限度適用対象、転帰年月、転帰事由、病名コード、頭数、手当金、補償金等、共済金、保険金、処理年月日

年度家畜共済再保険金概算払請求書(第 回)

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

金 円也

農業共済組合連合会会長理事

上記の家畜共済再保険金を支払われたく関係書類等を添えて請求します。

通知項目	家		畜		共 済	
	死亡	廃用	共 済	疾病	傷害	共 済
支払農家戸数			戸			戸
事故頭数又は事故件数			頭			件
共済金	円		円			円
保険金	円		円			円
経過総保険金額(見込)	円		円			円
家畜通常責任保険金額(見込)	円		円			円
概算払請求額	円		円			円
共済金×0.95	円		円			円
再保険金見込額×2/3	円		円			円

年度家畜共済保険金概算払請求書(第 回)

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

金 円也
 ○○農業共済組合組合長理事
 (全国農業共済組合連合会会長理事)

上記の家畜共済保険金を支払われたいく関係書類等を添えて請求します。

通知項目	家		共		共
	家	畜	共	済	
支払農家戸数			戸	戸	戸
事故頭数又は事故件数			頭	件	件
共済金		円	円		円
経過総共済金額(見込)		円			
家畜通常責任共済金額(見込)		円			
概算払請求額		円			
共済金×0.95		円			
保険金見込額×2/3		円			

年度 死亡廃用共済期末調整結果通知書

令和 年 月 日

住所 〒

氏名

〇〇農業共済組合組合長理事

電話番号

(〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長理事)

(飼養場所)

地区コード	組員等コード	引受年度	区分

1. 引受内容

共済関係	共済掛金期間 開始年月日	共済掛金期間 満了年月日	危険段階区分	事故除外区分	死廃限度 適用除外	子牛選択	
	引受頭数	共済価額	共済金額	付保割合	国庫負担 共済掛金	組員等負担 共済掛金	死廃共済金 支払限度額
	(頭)	(千円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(円)
期首							
変更							
期末							
差※							

※「差」欄は、期末と期首（変更が行われている場合は最後の変更）との差を記載する。

2. 追加支払（返還）共済掛金

【共済掛金】

期末調整後の共済掛金	-	期首調整前の共済掛金	=	差額
【うち国庫負担共済掛金】				
期末調整後の国庫負担共済掛金	-	期首調整前の国庫負担共済掛金	=	差額
【うち組員等負担共済掛金】				
期末調整後の組員等負担共済掛金	-	期首調整前の組員等負担共済掛金	=	①組員等負担共済掛金の差額

3. 追加支払（返還）共済金

②追加（返還）共済金

※支払限度額の変更により追加支払（返還）の対象となる共済事故の一覧を別紙として添付する。

4. 差引追加支払（返還）額 (①掛金・共済金を相殺する場合)

①組員等負担共済掛金の差額	-	②追加（返還）共済金	=	実際にやりとりする金額
---------------	---	------------	---	-------------

(期末調整時に掛金・共済金を相殺しない場合は4. は表示しない)

様式例32

家畜共済免責同意書(理由書)

本組合(市町村)は、下記共済事故の免責についてはこれを適当と認めて同意する(適当と認める)。

令和 年 月 日

農業共済組合理事
(市町村長)

氏 名
氏 名
氏 名
氏 名

記

組合等 コード		組合員等コード・ 個体識別番号等		共済関係	
組合員等住所氏名					
共済価額		共済金額		事故家畜の 価 額	
残存物価額 又は評価額		免 責 額		支払共済金	
病 傷 名		発病年月日		転帰年月日	
免責該当条項 事業規程(条例)第 条 号					
事故発生に至るまでの事情					
事故発生に至るまでの組合員等のとった処理					
事業規程(条例)第 条 号の免責に該当するものと認めた具体的根拠					

(注) 都道府県連合会が独自に保険金について免責する場合の同意書もこの様式に準ずる。

農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書

〇〇農業共済組合（〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会）
組合長理事（市町村長又は会長理事） 〇〇 〇〇 殿

令和〇年1月1日（法人にあっては事業年度開始日）から農業経営収入保険に加入するため、〇〇農業共済組合事業規程（〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程）第〇条第1項（農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び事務費賦課金の返還）の規定に基づき、現在加入している次の共済関係を令和〇年12月31日（法人にあっては事業年度開始日の前日）に解除するよう申出します。

なお、共済掛金及び事務費賦課金の返還に当たり農業経営収入保険の保険関係の成立状況を確認するため、〇〇農業共済組合（〇〇市町村）が全国農業共済組合連合会から当該情報を入手することに同意します。

《解除する共済関係》

農作物共済（〇年産〇〇）

家畜共済（〇〇に係る死亡廃用共済）

果樹共済（〇年産〇〇）

畑作物共済（〇年産〇〇）

園芸施設共済の共済関係のうち施設内農作物に係る部分

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

(お願い) 本申出書は農業経営収入保険加入申請書と併せて、〇〇農業共済組合（市町村）に提出願います。

[組合等における様式作成上の注意]

- ※1 実施主体が全国農業共済組合連合会の場合は、なお書きを削除すること。
- ※2 本申込書は、正副2部作成し1部を組合等で保管し、1部を組合員等に渡すこと。

農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除通知書兼共済掛金等返還通知書

加入者住所

氏名

殿

住所

〇〇農業共済組合（〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会）
組合長理事（市町村長又は会長理事） 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付け「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書」により申出のあった次表の左欄に掲げる共済関係の解除については、農業経営収入保険への加入が確認できましたので〇〇農業共済組合事業規程（〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程）第〇条第1項（農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び事務費賦課金の返還）の規定に基づき、令和〇年12月31日（法人にあっては事業年度開始日の前日）で解除しますので通知します。

また、共済関係の解除に伴う共済掛金及び事務費賦課金の返還額は次表の右欄に掲げる金額のとおりですので併せて通知します。

（単位：円）

解除する共済関係	返還額	
	共済掛金	事務費賦課金
農作物共済（〇年産〇〇）		
家畜共済（〇〇に係る死亡廃用共済）		
果樹共済（〇年産〇〇）		
畑作物共済（〇年産〇〇）		
園芸施設共済の共済関係のうち施設内農作物に係る部分		
合計		

【共済掛金及び事務費賦課金の返還額について】

① 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済

共済掛金については全額、事務費賦課金については月割で計算した未経過部分に相当する金額を返還します。

② 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金及び事務費賦課金について、日割で計算した未経過部分に相当する金額を返還します。

※ 事務費賦課金を全額返還する場合は、次の例により手直しすること。

【共済掛金及び事務費賦課金の返還額について】

① 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済

共済掛金及び事務費賦課金の全額を返還します。

② 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金については日割で計算した未経過部分に相当する金額、事務費賦課金については全額を返還します。

[組合等における様式作成上の注意]

※ 家畜共済の「返還額」欄には、期末調整後に別途通知する旨を記載すること。